

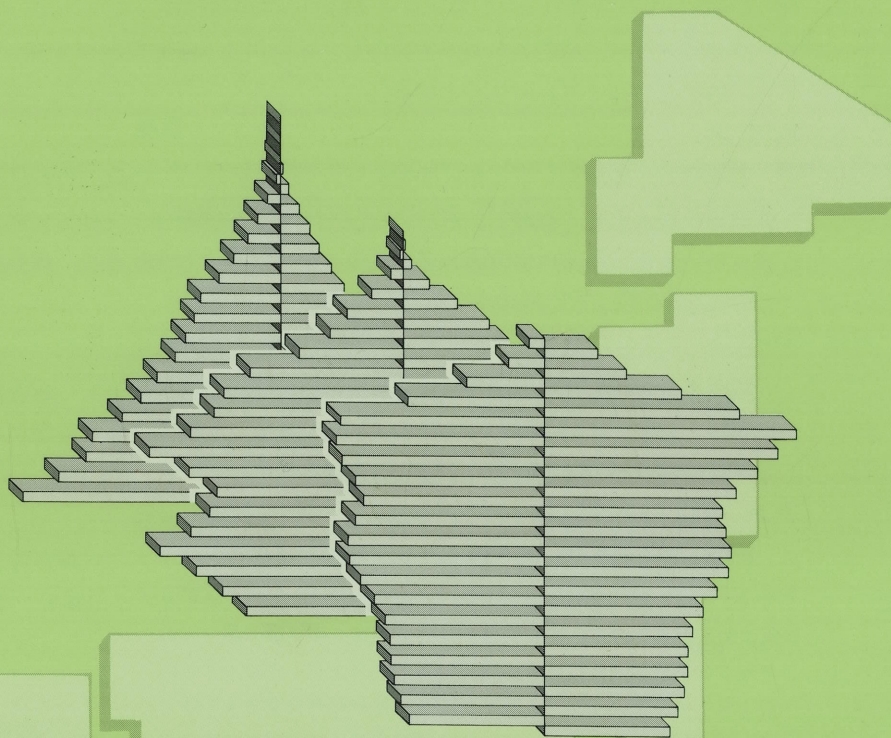
# 人口問題研究



Journal of Population Problems

第56巻第4号 2000年

特集：少子化と家族・労働政策 その2



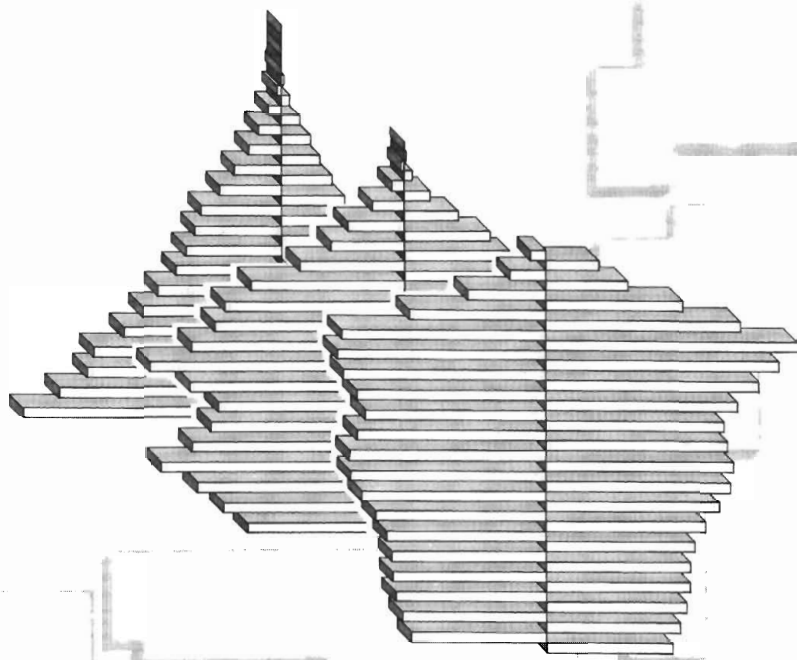
国立社会保障・人口問題研究所

# 人口問題研究

Journal of Population Problems

第56巻第4号 2000年

特集：少子化と家族・労働政策 その2



国立社会保障・人口問題研究所

## 『人口問題研究』編集規程

### I. 編集方針

研究所の機関誌として、人口問題に関する学術論文を掲載するとともに、一般への専門知識の普及をも考慮した編集を行う。

### II. 発行回数

本誌の発行は、原則として年4回とし、3月（1号）・6月（2号）・9月（3号）・12月（4号）の刊行とする。

### III. 執筆者

執筆者は、原則として国立社会保障・人口問題研究所の所員、特別研究官、客員研究員とする。ただし、所外研究協力者との共同研究・プロジェクトの成果については、所外の研究協力者も執筆することができる。また、編集委員会は所外の研究者に執筆を依頼することができる。

### IV. 査読制度

編集委員会は依頼論文以外の掲載論文（研究論文、研究ノート）を査読者に依頼し、査読者は別に定める報告様式に従い結果を編集委員会に報告する。編集委員会は査読の結果をもって採否の決定を行う。

### V. 著作権

掲載された論文等の著作権は原則として国立社会保障・人口問題研究所に属する。ただし、論文中で引用する文章や図表の著作権に関する問題は、著者が責任を負う。

1998年9月

# 人口問題研究

第56巻第4号(2000年12月)

## 特集 少子化と家族・労働政策 その2

結婚・育児の経済コストと出生力

—少子化の経済学的要因に関する一考察—

……………高山憲之・小川 浩・吉田 浩・

有田富美子・金子能宏・小島克久・ 1～ 18

妻の職種別にみた子どもを持つことの経済的コストの違い

……………仙田幸子・樋口美雄・ 19～ 37

「少子化」問題のジェンダー分析 ……………目黒依子・西岡八郎・ 38～ 69

## 資料

ドイツにおける無子の広がりとその背景 ……………原 俊彦・ 70～ 87

人口問題審議会の最終総会に寄せて ……………阿藤 誠・ 88～ 93

## 統計

主要国人口の年齢構造に関する主要指標：最新資料 …………… 94～103

主要国女子の年齢別出生率および合計特殊出生率：最新資料 ・ 104～109

## 書評・紹介

阿藤誠『現代人口学 少子高齢社会の基礎知識』（河野綱果）・ 110

兼清弘之『福祉の社会保障 新訂版』（加藤久和）…………… 111

## 研究活動報告

…………… 112～119

日本地理学会2000年度秋季学術大会—日本人類学会第54回大会、およびサテライトシンポジウム—日本地域学会第37回（2000年）年次大会—第73回日本社会学会大会—2000年度人文地理学会大会—第65回日本民族衛生学会総会—人口高齢化と人口減少に対する政策対応に関する国連専門家会議—リプロダクティブヘルスとHIVに関する共同プロジェクト及び資料収集—日中少子高齢化問題会議—2000年ケトレー講座「人口と開発 II 開発は人間的で持続可能であり得るか」—イギリスへの出張報告

## 総目次第56巻

…………… 120～121

**Special Issue: Below Replacement Fertility and Family and  
Labor Policy (Part2)**

The Cost of Marriage and Child Care and Its Effect on Fertility:

A Note on the Economic Factors of Below-Replacement

Fertility in Japan

.....Noriyuki TAKAYAMA · Hiroshi OGAWA · Hiroshi YOSHIDA ·

Fumiko ARITA · Yoshihiro KANEKO · Katsuhisa KOJIMA · 1-18

The Opportunity Cost of Having Children: Its Difference among

Wives' Occupations .....Yukiko SENDA · Yoshio HIGUCHI · 19-37

Gender Analysis on Fertility Decline in Japan

.....Yoriko MEGURO · Hachiro NISHIOKA · 38-69

**Note**

Spreading Childlessness and its Background in Germany

.....Toshihiko HARA · 70-87

On the Occasion of the Last Session of the Advisory

Council on Population Problems .....Makoto ATOH · 88-93

**Statistics**

Age-structure of Population for Selected Countries:

Latest Available Years ..... 94-103

Age-specific Fertility Rates and Total Fertility Rates

for Selected Countries: Latest Available Years ..... 104-109

**Book Reviews**

Makoto ATOH, *Gendai Jinkogaku: Shoshi-korei-shakai no*

*Kisochishiki* (S. KONO) ..... 110

Hiroyuki KANEKIYO, *Fukushi no Shakaihosho* (H.KATO) ..... 111

**Miscellaneous News**

.....  
*National Institute of Population  
and Social Security Research  
Hibiya Kokusai Building 6F*

2-2-3 Uchisaiwai-chō, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-0011

---

## 特 集

---

### 少子化と家族・労働政策 その2

## 結婚・育児の経済コストと出生力 —少子化の経済学的要因に関する一考察—

高山憲之\*<sup>1</sup>・小川 浩\*<sup>2</sup>・吉田 浩\*<sup>3</sup>  
有田富美子\*<sup>4</sup>・金子能宏・小島克久

本研究の目的は、少子化の理由として挙げられる晩婚化の経済的要因として結婚の費用を取り上げ、わが国の世帯構造の実態に留意しながらこれを検討した上で、出生率の経済的要因を実証分析することである。「国民生活基礎調査」や「出生動向基本調査」などの結果を利用した分析から、次のことが明らかになった。

(1)日本の場合、結婚していない女性の出産は無視できるほど少ないので、女性の結婚の選択が出生率に大きな影響を与えていると考えられる。結婚行動に関する経済学的分析としては Becker のものがあるが、欧米流の個人の選択行動のモデルであり、日本の特殊事情は考慮されていない。分析の結果、日本の場合、女性が親と同居をやめることの費用（父親の所得が代理変数）が結婚率と関係のあることが明らかになった。(2)出生率に関する回帰分析の結果、男性賃金と出生率は正の関係、女性賃金や住居費とは負の関係が認められた（地域ダミー変数等を用いない場合）。ところが、児童手当や初婚年齢に関しては、(予想に反して)負の関係が認められた。

(2)は、女性の賃金が機会費用となり出生率が低下することを示しているので、育児休業期間中の賃金保障をより高めることは、休業期間の賃金喪失を減少させるので、出生率を上昇させる効果を持つことが期待される。また、(1)のように結婚の費用として親の所得と夫となる男性の所得格差を勘案すると、児童手当は夫となる男性の所得を高めて女性の結婚費用を低下させるので結婚率を高め、ひいては出生力にも影響を及ぼすと考えられる。

### I. はじめに

日本では出生率低下の動きが急である。日本の合計特殊出生率は1949年まで4.0~5.0の水準をほぼ維持していた。その後、その値は急激に低下した後、1957年以降2.1前後で安定

- 
- \* 1 一橋大学経済研究所
  - \* 2 関東学園大学経済学部
  - \* 3 東北大学経済学部
  - \* 4 東洋英和女学院大学国際社会学部

していた。「子供は2人の時代」がしばらく続いた。そして1975年以降、ふたたび低下しはじめ、1993年には1.46まで低下した。1994年には1.50までもち直したものの、1998年は1.38となり下げどまる気配をみせていない。都道府県別にみると、東京部のそれは1998年において1.1である。

出生率が低下している背景には次のような事情がある。まず、1975年以降、男女の賃金格差が急速に縮小した。ちなみに20歳代後半の女性賃金を1とすると、同世代の男性賃金は1970年には1.8だった。それが1990年には1.3まで縮小した。その結果、今日では出産を契機に妻（あるいは夫）が勤めを辞めると生活水準が低下してしまう場合が、経済成長率が高かった1970年代半ばまでの時代、言い換えれば「子供が2人の時代」よりもずっと多くの夫婦において生じてしまう結果となった。

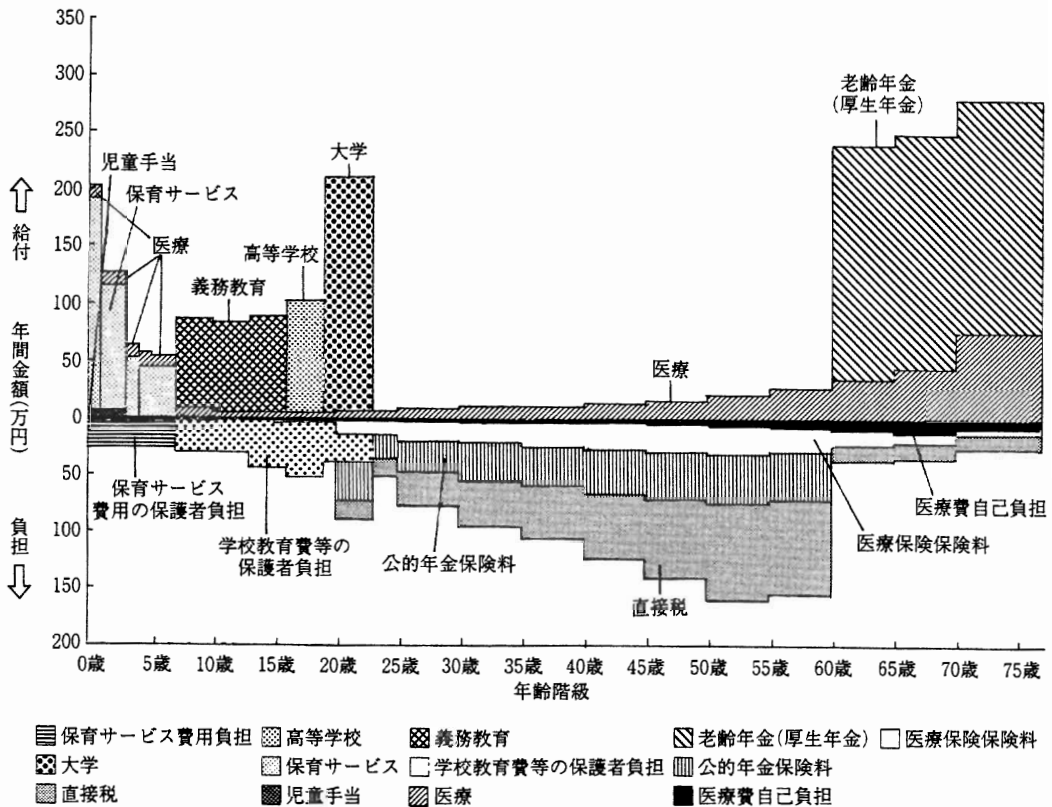
夫婦の生活水準の低下を避けようとするれば、勤めを続けながら子育てをしていかざるをえない。家事と違い、子育ては手抜きができないので、働きながら子育てにあたる夫婦にとって育児にかかわるエネルギーや時間の分担は大きな悩みの種になる。父親の育児参加は傾向的に増加しており、それが女性の就業率を高める要因となっていることが指摘されている（松田・前田 1999）。しかし、生活時間に占める父親の育児参加時間はそれほど多くなく、依然として育児は母親の肩に重くのしかかっている（『厚生白書 平成10年版』、人口問題審議会 1998）。

さらに、育児にはそれなりに費用がかかる。『厚生白書 平成6年版』によると、1人の子供が大学を卒業するまでに平均して2000万円の私的費用がかかっている。これに加えて、育児時期から義務教育期間にかけては子供の健康な発達や教育のために公的費用が支出されている。『厚生白書 平成11年版』は、家族の生活保障に関わる給付と負担をライフサイクルのそれぞれの段階ごとに示すことにより、子育ての時期にかかる公的費用の大きさを明らかにしている（図1）。

このように結婚・育児の経済コストが目に見えて増加することが分かるようになると、個人のライフサイクルにおける結婚、出産、育児の選択にもこうした予想が影響を及ぼすようになる。その影響をどのように捉えるかは、心理学、教育学、社会学、経済学それぞれの手法に応じて異なることは当然であろう。従来から、結婚行動、出生行動を経済学的に説明する際には、Beckerが提示したモデルが利用されてきた。しかし、Beckerのモデルを、結婚、出産、育児の過程に留意して見直すと、それは、(1)結婚前の独身者は男女共に単身世帯、(2)結婚後は夫婦世帯となることを前提していることが分かる（Becker 1960、田中・駒村 1998）。しかし、独身の個人が親と同居している場合には、この前提は当てはまらず、結婚の費用そして育児の経済コストを考察するためには、このモデルを修正して考察する必要がある。

図2は、「国民生活基礎調査」の再集計結果を利用して、未婚の女性のうち親と同居している女性の比率がどのように変化してきたかを見たものである。図3は、同様に求めた未婚男性に占める親同居者比率を示している。とくに、図2は、妊孕力が相対的に高く出生力の動向に少なからぬ影響を及ぼす年齢層（25歳から35歳未満）の未婚女性のうち80%以

図1 ライフサイクルにおける社会サービスの給付と負担

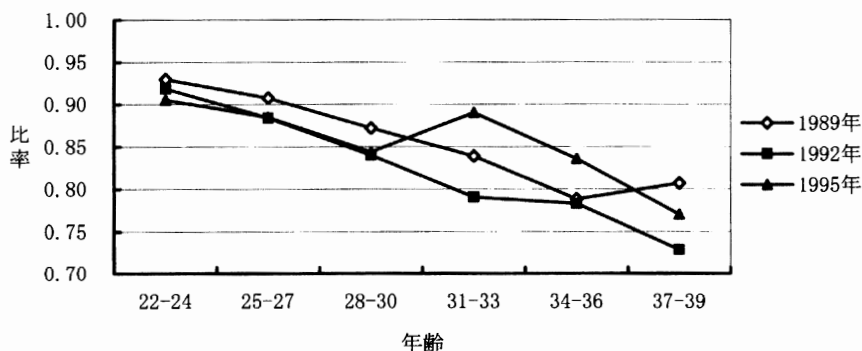


- (注) 1. 年齢階級別医療給付, 医療保険保険料, 医療費自己負担は厚生省保険局調査課試算結果(1997年度推計値)を用いた。  
 2. 老齢年金(厚生年金): 社会保険庁「事業年報(1996年度)」による平均支給額(月額17万円)を12倍して年額換算した。  
 3. 公的年金保険料及び直接税は総務庁統計局「家計調査」から, 20~59歳は世帯主年齢別公的年金保険料及び直接税額を, 60歳以上については高齢夫婦無職世帯の直接税額を用いた。なお金額は1か月分の平均なので, 12倍して年額換算した。  
 4. 義務教育, 高等学校の教育サービスは文部省「地方教育費費用」(1996年度)から児童・生徒一人当たり学校教育費を, 大学については文部省「学校基本調査」(1998年度)による1997年度の国立大学の学生一人当たり経費を用いた。  
 5. 学校教育費等の保護者負担は義務教育及び高等学校は文部省「子どもの教育費調査」(1996年度)の幼児・児童・生徒一人当たり学習費(総額, 公立学校), 大学については文部省「学校基本調査」による国立大学の学生一人当たり授業料収入額(1997年度)による。  
 6. 保育サービス, 保育サービス費用負担: 平成10年度平均保育単価及び保育利用料の平均徴収額(ともに月額)をそれぞれ12倍して推計した年額換算金額。  
 7. 児童手当は3歳未満の子ども一人の支給月額5,000円を12倍して年額換算した。

上が親と同居していることを示している。これらの図から, わが国の独身者には親と同居している独身者が少なからず存在していることが分かり, 結婚行動をモデルを用いて考察する場合には, Beckerのモデルが仮定している「単身世帯×2→夫婦世帯」ばかりではなく, 「親同居独身者×2→夫婦世帯」となる場合も考慮しなければならないことが理解されるだろう。



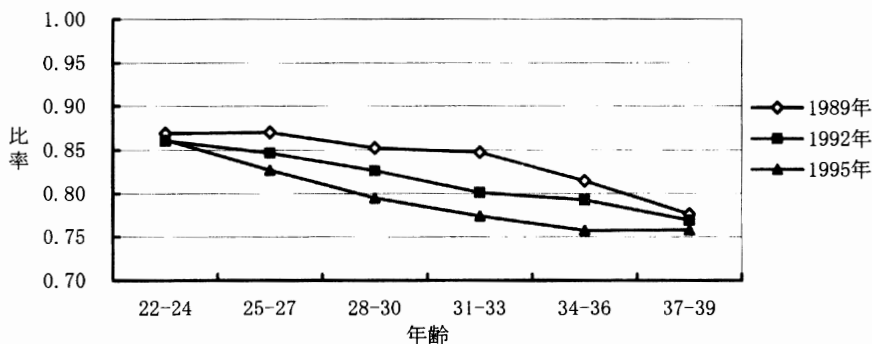
図2 未婚女性に占める親と同居する者の比率



出所 国立社会保障・人口問題研究所「国民生活基礎調査を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表より作成。

注 1989年は平成元年「国民生活基礎調査」、1992年は平成4年「国民生活基礎調査」、1995年は平成7年「国民生活基礎調査」に基づく付属統計表の結果からそれぞれ求めたグラフを示している。

図3 未婚男性に占める親と同居する者の比率



出所 図2を参照

したがって、本稿の目的は、このようなわが国の単身者の親との同居の状況にも留意して、Beckerモデルの前提を再検討しながら結婚行動の経済的要因を明らかにするとともに、結婚した女性の出生行動にどのような経済コストがかかるのかを実証分析することにより、結婚・育児の経済コストを計量的に明らかにすることである。

次の節では、Beckerのモデルに基づく結婚行動の経済的要因に関するこれまでの研究を概観した後に、上記のような問題意識に従ってBeckerモデルを再検討する。具体的には、親子同居における経済的要因として統計データが取りうる親の所得に注目し、これが結婚行動に及ぼす影響について考察する。Ⅲ. では、子育ての費用が保育費用などの直接的費用と離職した場合に失う賃金水準により計られる機会費用があることに注目して、これらを説明変数に含めながら、子育ての費用と出生率の関係に関する実証分析を行う。最後に、

#### IV. でまとめと今後の課題を述べる.

### II. 結婚の費用と出生率

#### 1. 分析方法の再検討

わが国のこれまでの雇用慣行に見られたような、結婚とその後の出産・育児の過程で離職を余儀なくされることがしばしば起こる場合には、その離職によって失われる賃金が結婚の機会費用となる。これが、結婚と出産との相関が高いわが国では、結果的に出生率の低下を招いていることがしばしば指摘されている。しかし、結婚の費用をこのように説明する前提となる経済モデルとして利用される Becker モデルにはいくつかの仮定があり、これらの仮定が満たされる場合の個人の結婚行動を説明することができるという点に留意しなければならない。

Becker のモデルは、(1)結婚前の個人は単身世帯であること、(2)結婚後の夫婦は夫婦世帯となること、という仮定を置いた場合に個人の効用最大化行動の結果として結婚という行動が取られると説明する。つまり、世帯という観点から見ると、Becker の考えている結婚は単身世帯が2つ集まって夫婦世帯を構成する行為ということになる。これは、結婚前と結婚後の比較は、単身世帯×2と二人世帯×1を比べることを意味している。結婚前後の世帯構造がこのように変化するとした上で、二人世帯の方が家計内の分業（市場労働と家計内生産）を行うことにより、より高い効用を得ることができる場合は結婚し、逆に分業の効果があまりない場合には結婚しないという結論が導かれる。わが国の男女間賃金格差は最近減少する傾向があるが、男性の市場賃金の方が高い場合には、このような分業は男性が市場労働を主とし、女性が家計内生産を主とするという形で行われるのが効用最大化の条件となる。このような分業はわが国では結婚・出産による女性の引退行動はM字型の年齢別労働力率としてよく知られている。また、効用最大化の条件からは結婚のメリットは労働市場における男女の賃金格差が大きければ、また家計内生産における男女の生産性差が大きければ大きくなるはずである。

このような Becker のモデルが示唆する結果が、わが国に当てはまるかどうかについて、このモデルを前提としたいいくつかの先行研究を検討してみたい。小椋・ディークル(1992)は、国勢調査による県別データを時系列的にプールして結婚率の変化を説明している。それによれば、男女の賃金格差については25～29歳および30～34歳では有意であるがごく限られた影響しか持たず、女性の賃金率も非常に小さな影響しか持たないという結果である。また、パネルデータを使って未婚・結婚の変化を直接計測した滋野・大日(1997)では、女性の所得金額および所得金額の2乗項は10%水準で有意であり、符号はそれぞれ正、負となっている。しかし、効果の大きさは平均（年246.8万円）周辺での限界的効果で年収が1万円増えると1年間に結婚する確率が0.0005程度と、やはりかなり小さな影響しかない。このように、わが国のデータを使った結婚率の推定では、データの種類や推定方法を変えても男女の賃金格差あるいは女性の賃金水準が結婚行動に与える影響につ

いて、Becker のモデルから予想されるような明確な関係は見出されていない。

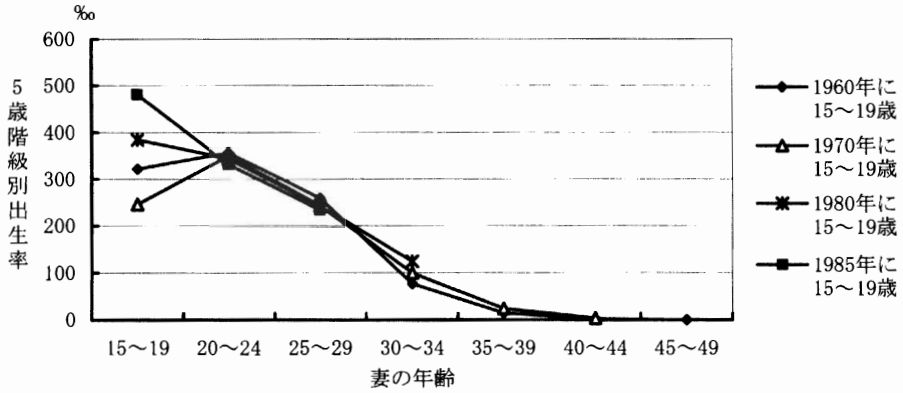
そこで、Becker のモデルが前提する(1)と(2)の条件が、結婚前の独身者にとって妥当なものかどうかを検討する必要がある。I. で見たように、「国民生活基礎調査」の集計結果を利用して、未婚の女性のうち親と同居している女性の比率（未婚女性に占める親同居者比率）の推移を見てみると（図2と図3）、25歳から35歳未満の未婚女性に占める親と同居している者の割合は、80%以上である。このことは、わが国では、妊孕力が相対的に高く出生力の動向に少なからぬ影響を及ぼす年齢層の未婚女性のうちかなり多くの者が親と同居していることを示しており、上記のような Becker モデルの前提と異なる側面が見られることを示唆している。そこで、この節では、親と同居する女性にとって、結婚して出生・育児をする経済コストには同居から独立することにより失われる親の所得の影響があるという仮説を、Becker モデルを応用して考察する。もちろん、Becker モデルでは、家計は家族が暮らすために必要な種々のサービスを生産する機能（家族生産関数）も持っており、親との同居から結婚して独立する場合には、このような親と同居して得られていた家族サービスを失うことにも留意しなければならない。ただし、家族サービスの経済的評価については、主婦の家族内におけるサービスを Unpaid Work として定義してこれをサービスの種類ごとに市場価格で評価して帰属サービス価格を推計する作業が試みられたことがあるが、これについて確定的な推計値はまだ得られていない（篠塚 1998）。そこで、以下の分析では、親と同居する女性が、結婚して出産・育児を行う過程の経済コストとして、操作可能な統計データとして計りうる親の所得の影響に注目することにしたい。

Becker のモデルを修正する方向として、ここでは親の所得にのみ注目することを述べたが、そのような方法が妥当かどうかをチェックするために、結婚して出産し、夫やその他の家族とともに育児を行う女性の出生行動が、最近に至る20年間の間で大きく変化したかどうかを概観する。もしここに大きな変化があるならば、少子化の要因として指摘される晩婚化とこれをもたらす結婚の費用を分析するモデルを修正するためには、このような変化も考慮しなければならないからである。

図4は結婚している女性がどのような出産パターンで子供を産んでいるかを示したものである。ここ20年ほどのデータを見る限り、結婚していさえすれば出生コウホートを問わず出産のパターンはよく似ていることが見て取れる。15～19歳層だけはコウホートごとに大きなばらつきがあるが、この年齢層での既婚率は各コウホート共に1%前後であるため大勢に影響はない。図5は図4と同じコウホートの年齢別既婚率を示している。こちらは出産パターンとは違い、出生コウホートごとに晩婚化（あるいは非婚化）が大幅に進んでいることが読み取れる。25～29歳層では、1960年に15～19歳であったコウホートは80%以上が結婚していたのに対し、1985年に15～19歳であったコウホートでは50%強に低下している。

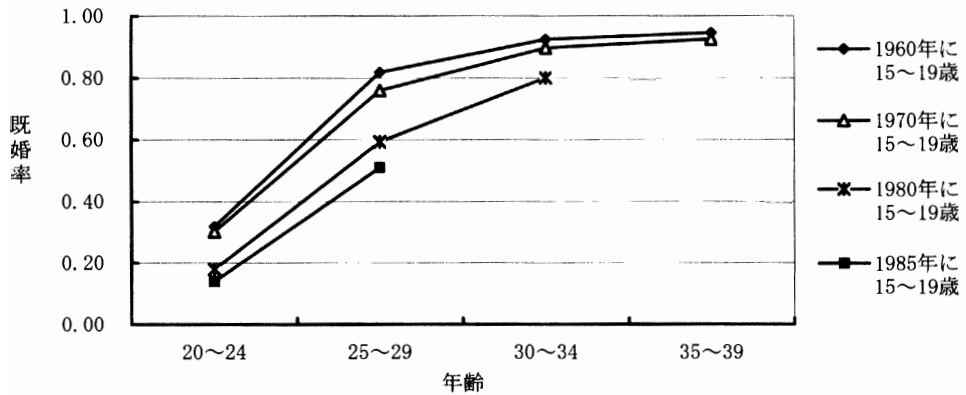
図4では若いコウホートの将来の出産パターンが不明であるため、50歳未満の妻を対象に調査した予定子供数を図6に示す。この図によると、調査時点ごとの予定子供数の変動はコウホートを問わず同じ傾向で変動していることがわかる。つまり、予定子供数の変動

図4 有配偶女性の年齢別出生率（出生コウホート別）



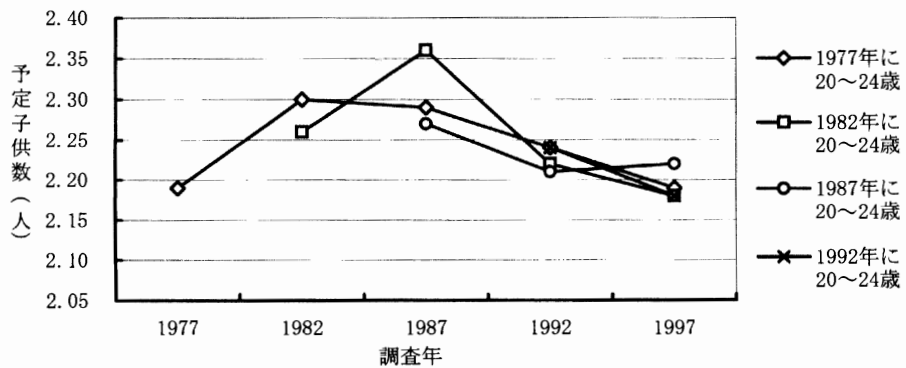
出所 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1998年」(研究資料第295号)

図5 女性の既婚率（出生コウホート別）



出所 総務庁統計局「国勢調査」1960~1995

図6 妻の年齢別予定子供数（出生コウホート別）



出所 国立社会保障・人口問題研究所「出産力調査」1977, 1982, 1987, 「出生動向基本調査」1992, 1997

は世代効果というよりは時代効果によるものであり、調査時点の景気や人々の将来への期待に影響されている可能性が強いと言えるだろう。

『厚生白書 平成10年版』ではこの点について要因分解を行っている。それによれば、平成2～7年の合計特殊出生率の変化量(-0.12)は、年齢別有配偶率の変化による影響(-0.15)と年齢別出生率の変化による影響(0.03)とに分解される。この結果からみても、近年の少子化は結婚率低下に起因するものと理解してよいであろう。

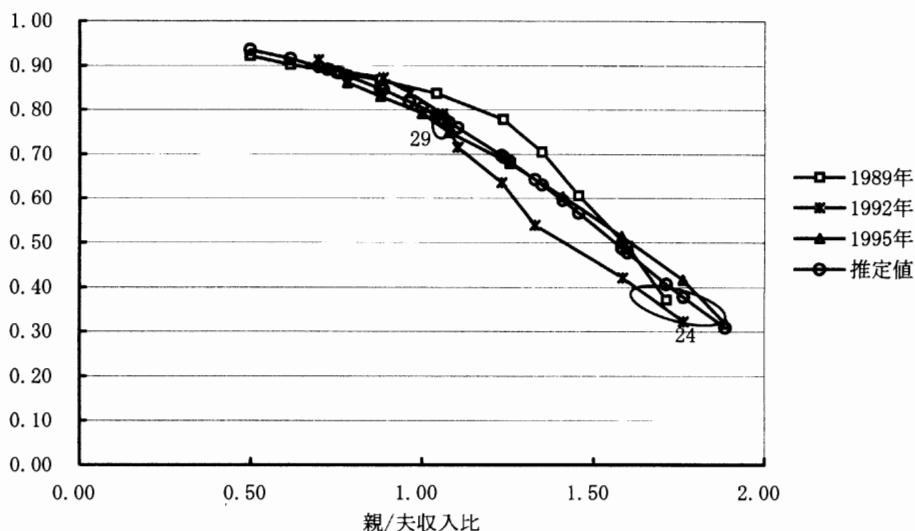
以上のように、ここ20年ほどのデータを見る限り、結婚していれば出産パターンは世代を問わず安定しており、また結婚している女性で調査した予定子供数も世代による変動はほとんどないと言える。変動しているのは、図5に示された結婚行動だけである。したがって、女性が結婚して、出産、育児に関わる過程における結婚の費用を考察するために、Beckerモデルを親の所得に注目して修正していくことは妥当な方法であると考えられる。

## 2. 同居親と夫の経済力格差が結婚率に及ぼす影響

以下の分析では、出生力に関わる結婚の費用を考察するために、女性の結婚行動に注目して分析を行う。Beckerモデルのように独立した単身者同士が夫婦となる場合には、結婚前の女性個人の賃金水準や、結婚により離職した場合に失われる結婚後の時点の賃金水準の割引現在価値が費用となり、これらと結婚後の分業の利益を比較して後者が費用を上回れば結婚することになる。しかし、親と同居している女性が結婚するかどうかを決定する場合の費用は、ここに指摘した費用の他に、結婚した場合に失われる購買力の大きさに影響を及ぼす親の所得があると考えられる。親の所得が高ければ、クレジットカードの家族カードの利用限度額が大きかったり、親から臨時に借り入れすることができるなど、結婚前の女性の流動性制約が緩やかになって、同居している独身女性の購買力は高くなる。また、親の所得が大きければ、住居や自動車なども広く奢侈なものとなり、これを共同利用して得られる便益も大きくなる可能性がある。従って、結婚する相手となる男性の所得が同居している親の所得よりも小さければ小さいほど、親の所得を失うことによって生じる購買力の減少が結婚の費用としてより大きくなる。その結果、親と同居している女性の結婚行動には、Beckerモデルが示す経済的要因(費用と便益の関係)に加えて、結婚相手の男性の所得と同居する親の所得との格差が影響を及ぼすと考えられる。

こうした仮説を吟味するために、[娘(親同居未婚女性)の親の総収入]の[夫(既婚男性)の収入]に対する比と結婚率の関係を見たものが図7である。ここでは、親と同居しておりこれから結婚しようとしている女性(娘)の親の所得を「国民生活基礎調査」を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表から求めた、親と同居している未婚女性のいる世帯の世帯主所得(3世代同居で高齢者(祖父母)が世帯主である場合を除く)と見なし、その女性が結婚した後の夫の所得を、同付属統計表から求めた夫婦世帯の世帯主所得と見なし、[親同居未婚女性の両親の総収入]の[既婚男性の収入]に対する比を算出するとともに、それぞれの年齢層の既婚率を結婚率と見なし、この図を作成した。また、図7には、各点をロジスティック曲線をあてはめて結んだグラフが、推

図7 [娘(親同居未婚女性)の親の所得]/[夫(既婚男性)の所得] と結婚率の関係



出所 図2を参照.

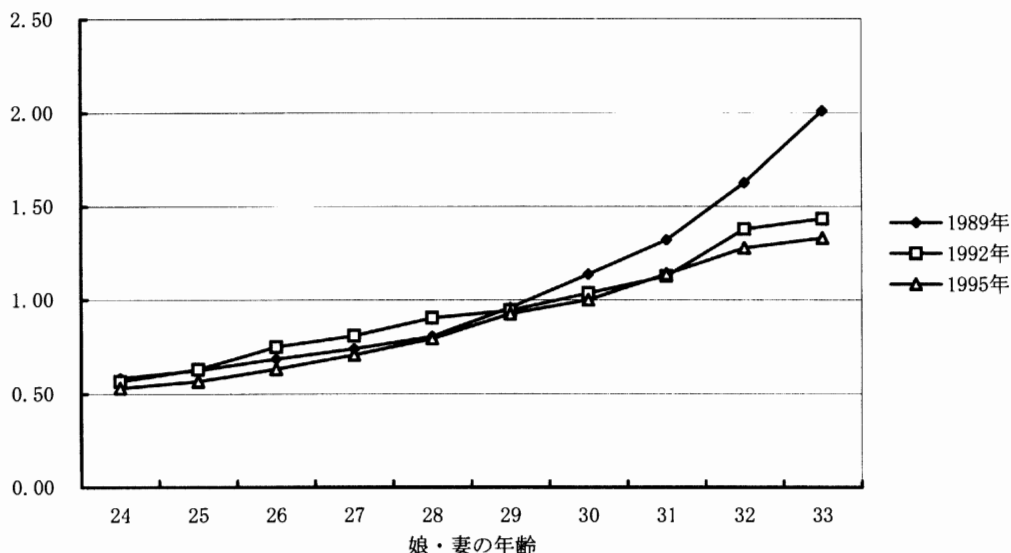
注 図2を参照. 横軸は親同居未婚女性(娘)の親の所得の所得/夫(既婚男性)の所得の比率を, 縦軸は結婚率を示している.

計値として描かれている.

図7からわかるように, 結婚相手となる男性の所得との比でみた親の所得が高いほど, 結婚率(年齢別にみた女性人口に占める既婚女性の割合)が低下している. このような事実と, 山田(1996, 1999)が指摘した「もっといい人がいるかもしれない」という心理による結婚意思決定の遅れとを考え合わせると, 今日, 女性にとっての結婚は親の経済力から夫の経済力への乗り換え行動であると解釈することができる. とすると, 夫の収入の伸びが親の所得の伸びを上回れば, 結婚率は高まるが, その逆になると結婚率が低下して晩婚化が続くことになる. そこで, 女性の年齢別に見た[夫の収入/娘の親収入]比率を, 1989年, 92年, 95年について比較したものが図8である. 結婚行動を親の経済力から夫の経済力へ乗り換えるという経済的側面に注目してこの図を見ると, 1989年では[夫の収入/娘の親収入]比率が女性の年齢が高まるにつれて上昇しているのだから, 年齢が増すにつれて結婚する経済的誘因が生じていたことがわかる. しかし, 1992年と1995年では, 女性の年齢とともに[夫の収入/娘の親収入]比率が増加する傾向が小さくなり(とくに29歳以上), 夫の経済力へ乗り換える機会が少なくなり, 晩婚化が続く結果を示している.

以上の分析から, 娘の父の所得と既婚男性の所得の比は明らかに結婚率と強い関係があることがわかった. そして, 近年観察されている若年者の結婚率の低下と, 娘と同居している親の所得に対する夫の収入の比率の伸びが低下していることが同じ時期に発生していることも明らかになった. とすれば, このような若年者と親世代の間にある経済状況が続くならば, 晩婚化が続くことが予想される. したがって, わが国における結婚行動の分析

図8 女性の年齢別に見た [夫(既婚男性)の収入]/[娘(親同居未婚女性)の親収入] 比率



出所 図2を参照。

注 図2を参照。縦軸は夫(既婚男性)の所得/娘(親同居未婚女性)の親の所得の比率を、横軸は観察時点で女性が結婚して娘から妻になると想定して、女性の年齢をとっている。

では、その経済的側面として親の経済力から夫の経済力への乗り換えがあるという仮説を立てるなど、結婚の機会費用を想定し直す必要があると思われる。

### Ⅲ. 子育て費用と出生率

#### 1. 分析のフレームワーク

この節では、子育てコストの増加が、出生率にどれほど影響を及ぼしているかを計量的に検証することである。Becker型のモデルを用いて計量経済学的分析を行った結果を報告する。Becker型のモデルでは、子供の需要は、子供の消費財的側面（子供はかわいいので、そこから効用を得る）、投資財的側面（成長後に所得を稼ぐ、そして将来は老後の世話をみてもらうなど）の両面がある。どちらの側面にしても、子供の数は、子供のもたらす便益と子育て費用に依存する。子供の消費財的側面は親の効用によって測られるが、子供と一緒に過ごすことを追加的に増やす限界効用は所得にも依存するので、子供の便益は両親の所得水準にも依存する。そして、子育て費用は、直接の費用だけではなく子育ての機会費用（通常は母親の賃金）にも依存する。直接の費用のうち保育所の費用問題については福田（1998）、丸山（1999）、永瀬（1997, 1998）などの研究があり、後者の機会費用については育児休業制度の影響に関する研究がある（樋口・阿部・Woldfogel 1997, 滋野・大日 1997, 1998, 森田・金子 1998）。このように、出生数を決める子供に対する親の需要が上記

の多様な要因によって決まることに注目しながら、出生率の決定要因に関する実証分析を行う。

ここで行う実証分析の被説明変数は、47都道府県の合計特殊出生率（TFR）である。説明変数としては以下のような変数を考慮した。

① 25歳～29歳世代の男性の賃金（2529MW）：これは、賃金の子供数に対する所得効果を見るため、予想される符号はプラスである。賃金として用いたデータは『賃金構造基本統計調査』の所定内給与額である。ここでは、下級財の効果を見るため、所得の自乗の項も加えて推計することとした。自乗項の推定係数は下級財ならばマイナスとなるはずである。

② 25歳～29歳世代の女性の賃金（2529FW）：女性に賃金の上昇による機会費用の増加の効果を見るため、『賃金構造基本統計調査』の所定内給与額を用いた。ここでの予想される符号はマイナスである。

③ 教養娯楽支出（AMUR）：子供の便益が所得にどのように依存するかを別の面から検証するため、『家計調査年報』より、勤労者世帯の教養娯楽費支出の消費支出に対する比率を用いた。

④ 教育費の物価指数（EDUP）：教育費の金銭的コストの上昇の効果を知るため、都道府県別（県庁所在地）に教育費の物価指数を作成した。『消費者物価指数年報』を用いて、1990年を100とした時系列の消費者物価指数に1992年時点の消費者物価地域差指数を乗じて、この指数を作成した。

⑤ 幼稚園定員数（KINDER）：ここでは、幼稚園が教育機関としての機能を持つ一方で、幼児の保育サービスを供給している側面にも注目した。ただし、幼稚園が提供する保育サービスは時間が限られている一方、通園バスなどの自己負担があることなどを考えると育児コストの増加要因となる可能性がある。これを保育園の影響と対比するために、0～4歳の幼児1人当たりの幼稚園定員数（『文部統計要覧』（各年版））を説明変数として加えた。

⑥ 保育園（NURS）：保育所の保育料は基準に従って世帯の所得水準に依存するものではあるが、保育所供給が増えることにより、上記の幼稚園と同様に追加的な費用の軽減が測られるのみならず、育児と就業の両立もしやすくなるので、出生率に影響が生じると考えられる。したがって、0～4歳の幼児1万人当たりの保育園定員数（『保育白書』（各年版））を説明変数に加えた。

⑦ 住居費（HOUS）：子供数が多いほど、住居費がかさむことが子育てコストを増しているかという問題を検討するため、民間賃貸住宅の3.3平方メートルあたりの賃貸料を使用した。

⑧ 児童手当支給（PUB1）：公的な子育てコスト軽減の指標として、児童手当受給者数（『社会福祉行政業務報告』（各年版））の0～4歳幼児の児童数に対する比率を使用した。

⑨ 児童福祉費支出（PUB2）：公的な子育てコスト軽減の指標として、県及び市町村の児童福祉費支出総額（『社会福祉行政業務報告』（各年版））を、14歳以下の人口数で除し



たものを用いた。

⑩ 婚姻率 (WEDR)：我が国では婚姻が出生に決定的な影響を及ぼしていると言われる。この効果を知るため、人口1000人当たりの婚姻件数（『人口統計資料集』（各年版））を用いた。

⑪ 平均初婚年齢 (WEDAGE)：晩婚化の効果を知るため、女性の平均初婚年齢（『人口統計資料集』（各年版））をとった。婚姻が出生に重要な影響を及ぼしているとして、晩婚化により平均初婚年齢が上昇すれば、統計上は一時的に合計特殊出生率が減少する。30歳以上で結婚した女性では24歳以下で結婚した女性と比べて出産タイミングが有意に遅くなり、出産意欲が低くなっていることが知られている（福田 1999）。ところが、平均出産年齢の上昇が末子の出産をあきらめさせる効果を持っているとするならば、晩婚化は一時的な効果にとどまらず、構造的な影響を持ちうる。

⑫ 離婚率 (DIVR)：もし、離婚の可能性が高く、かつ離婚後に養育費等の金銭的コストがかかると予想しているとするならば、離婚率の高さは少子化につながるかもしれない。そこで、人口1000人当たりの離婚件数（『人口統計資料集』（各年版））を用いた。

⑬ 妊産婦保健指導数 (PREG)：公的な子育てコスト軽減の効果として、母子衛生活動の効果調べるため、妊娠届出数に対する妊産婦保険指導の比率をとった（『国民衛生の動向』（各年版））。

⑭ 社会保障収入 (SSYR)：『家計調査年報』より、「実収入」に占める「その他の経常収入」の比率を使用した。「その他の経常収入」とは、社会保障の受給等である。もし社会保障からの移転所得があると、親が労働市場に参入するかどうかを決める留保賃金が変わり、結果的に子育ての機会費用も変化すると考えられるので、この変数を加えた。

⑮ 世代間移転収入 (GTYR)：『家計調査年報』より、実収入に占める特別収入の比率を使用した。特別収入とは、他の世帯からの受贈等である。もし世代間の所得移転が大きければ、子供の投資財としての役割が強調され、子供数が増加すると考えられる。

⑯ 税・保険料負担 (TR)：『家計調査年報』より、税金や社会保険料（公的年金の保険料や健康保険料）などの非消費支出の実収入に占める比率を使用した。

⑰ 25-29歳の女性人口 (2529FPOP)：本データは都道府県別に修正されたデータであるため、各都道府県の25歳～29歳の女性の人口でウエイト付けしてある。

以上のような説明変数それぞれの育児コストへの影響を通じた出生率に対する効果を見るために、次のような線形の推定式を用いた。実際の推定では、説明変数を対数値に変換した値を用いた。

$$\begin{aligned} \text{TFR} = & \alpha + \beta_1 * 2529\text{MW} + \beta_2 * 2529\text{FW} + \beta_3 * \text{AMUR} + \beta_4 * \text{EDUP} + \beta_5 * \text{KINDER} + \beta_6 * \text{NURS} \\ & + \beta_7 * \text{HOUS} + \beta_8 * \text{PUB1} + \beta_9 * \text{PUB2} + \beta_{10} * \text{WEDR} + \beta_{11} * \text{WEDAGE} + \beta_{12} * \text{DIVR} \\ & + \beta_{13} * \text{PREG} + \beta_{14} * \text{SSYR} + \beta_{15} * \text{GTYR} + \beta_{16} * \text{TR} \end{aligned}$$

推定期間は1985年から1994年までの10年間で、上記の変数を47都道府県について集めたプー

ルされたクロスセクション・データを用いて回帰分析を行った。

## 2. 推定結果

25-29歳の女性人口をウェイトとする重み付き最小2乗法による推定結果をまとめたものが表1である。これから、次のようなことが明らかになった。

① 25歳～29歳世代の男性の賃金(2529MW)については、予想通り有意に正の結果が得られている。これにより、賃金の子供数に対する所得効果を確認できた。次に、所得の自乗の2529MW<sup>2</sup>の項は、有意にマイナスとなっている。

② 25歳～29歳世代の女性の賃金(2529FW)は、有意にマイナスとなっており、女性の賃金の上昇による機会費用の増加が、子育てコストとして作用していることを示している。

③ 教養娯楽支出の消費に占める割合(AMUR)は、10%水準で有意となっており、①の所得の自乗項との結果と合わせ、子供が下級財としての性格を持ちうることを示している。

④ 教育費の物価指数(EDUP)は、ここでは予想に反して有意にマイナスとならなかった。

⑤ 幼稚園定員数(人口対比)(KINDER)は、プラスの符号を予想したが、ここではマイナスの計数が推定されている。

⑥ 保育園定員数(人口対比)(NURS)は予想通り、プラスの符号が推定されている。

⑦ 3.3㎡あたり住居費(HOUS)は有意に負の係数が推定されている。

⑧ 児童手当支給(PUB1)と⑨児童福祉費支出(PUB2)は、正の符号を予想したが、負の符号が有意に推定されてしまっている。児童手当支給が負の符号になった理由は、出生率が時とともに傾向的に減少している中で、児童手当が徐々に増加してきたためである。

⑩ 婚姻率(WEDR)は予想通り正の符号であるが有意ではない。いっぽう⑪平均初婚年齢(WEDAGE)は、初婚年齢が高いほど子供数が低いとの予想であったが、有意に正の結果が推定されている。これは、使用したデータが10年間のプールされた47都道府県別クロスセクションデータであるため、10年間の合計特殊出生率(TFR)の減少と平均初婚年齢の上昇との関係よりも、TFRが平均的には低くなった今日でも沖縄県の出生率が高いという事実に見られるような地域格差効果の方がより大きく回帰分析の結果に影響しているからであると考えられる。

⑫ 離婚率(DIVR)の高さも予想に反し、有意に正の係数が推定されている。

⑬ 妊産婦保険指導数(PREG)の届出妊娠件数に対する比率は、予想では正の係数であったが、負の係数が推計されている。

⑭ 社会保障収入(SSYR)の実収入に占める割合は、世代間の扶養の必要性を低め、予想通り、マイナスの結果を示している。

⑮ 世代間移転収入(GTYR)の実収入に占める比率は有意にプラスの結果を示しており、世代間扶養の考え方が子供を投資財的な意味に置いているとも考えられる。

⑯ 税・保険料負担 (TR) の非消費支出の実収入に占める割合が高いほど、少子化が進む可能性を示している。これは、可処分所得の減少を通じた所得効果であると考えられる。

表 1 出生率の推計

説明変数	被説明変数：出生率
2529MW	5.354341*** (1.611176)
2529MW <sup>2</sup>	-0.498671*** (0.150168)
2529FW	-0.420169*** (0.082572)
AMUR	-0.362564 * (0.020531)
EDUP	0.810938 * (0.047434)
KINDR	-0.025891 * (0.015638)
NURS	0.039516 * (0.021862)
HOUS	-0.212869*** (0.021348)
PUB1	-0.196663*** (0.026415)
PUB2	-0.067903*** (0.023683)
WEDR	0.000962 (0.060499)
WEDAG	0.577784** (0.249145)
DIVR	0.151410*** (0.039841)
PREG	-0.070355 * (0.003675)
SSYR	-0.011473 * (0.006433)
GTYR	0.266343*** (0.007657)
TR	-0.193583*** (0.029095)
Constant	-12.859972 (4.366353)
自由度修正済みR <sup>2</sup>	0.86725
両宮統計量の対数値	-6.127
赤池情報量基準	-3.289
サンプル数	470

なお、この回帰以外にも地域ダミーを用いた場合、地域・年ダミーを用いた場合の回帰分析も行った。主な結果だけを述べると次のとおりになる。地域ダミーを使用すると、決定係数が0.97まで改善される。有意となっている係数を検討すると、男性の所得の対数値と、自乗値は予想通りである。児童手当の支給 (PUB1) は、ここでは有意にプラスに推計

されている。また晩婚化（WEDAG）は有意に少子化を招いているとの結果が得られている。地域・年ダミーを使用した場合は、決定係数が0.98まで改善されるものの、有意となる係数が少なくなる。ここではほとんど所得の効果のみで決定される結果となっている。

以上をまとめると、出生率に対して男性の賃金はプラス、女性賃金はマイナスの影響を与えている。これは、男性賃金が所得効果として出生率に正の影響を与え、一方、女性賃金は代替効果として出生率にマイナスの影響を与えること示しており、理論と整合的である。

政策的な変数としては、保育園定員数の係数がプラスだから、保育サービスの充実は出生率の上昇をもたらすだろう。また、税・保険料負担の実収入に占める割合が高いほど、出生率が低くなっており、租税負担の軽減も少子化対策として考慮の対象に入れられなければならない。

上記の推定結果は、このように少子化対策に示唆を与えるものではあるが、最小2乗法による推定結果である点には留意する必要がある。例えば、初婚年齢が子供数と正の相関関係を示している点は、複数時点をプールしたクロスセクション・データを用いた場合の時系列的効果と地域効果を推定の際に考慮すべきことを示している。また、児童手当で支給の推定結果は、現在のような児童手当の水準では出生率を増加させるような影響は生じないことを示しているが、時間効果が地域ごとに見られる児童手当の影響をうち消している可能性があり、これも時系列的効果と地域効果を考慮する必要があると考えられる。このような問題に対処するには、一般化積率法（Generalized Method of Moment Estimator）等の推定方法を用いることも一つの方法であるが、これは今後の課題としたい。

#### IV. まとめと今後の課題

本研究は大きく二つの部分に分かれる。一つは、少子化の機序として挙げられる晩婚化の経済的要因として結婚の費用を取り上げ、わが国の世帯構造の実態に留意しながらこれを検討することである。もう一つは、出生率の経済的要因を実証分析することである。分析の結果、次のことが明らかになった。

(1) 日本の場合、結婚していない女性の出産は無視できるほど少ないので、女性の結婚の選択が出生率に大きな影響を与えていると考えられる。結婚行動に関する経済学的分析としては Becker のものがあるが、欧米流の個人の選択行動のモデルであり、日本の特殊事情は考慮されていない。分析の結果、日本の場合、女性が親と同居をやめることの費用（父親の所得が代理変数）が結婚確率と関係のあることが明らかになった。

(2) 出生率に関する回帰分析の結果、男性賃金と出生率は正の関係、女性賃金や住居費とは負の関係が認められた（地域ダミー変数等を用いない場合）。ところが、児童手当や初婚年齢に関しては、（予想に反して）負の関係が認められた。女性の賃金や住居費は子育て費用の一部と考えられるから、出生率と負の関係にあるのは予想通りであった。

今日、子育て支援策の方法としては、育児休業制度が取りやすくなる雇用環境とその制度の充実、離職・転職しても不利にならない労働市場の環境整備、保育所の需給のミスマッ

チをなくすような量的拡大とサービスの多様化、児童手当制度の充実など様々な方法が提案され、そのうちのいくつかは実行されつつある。

(2)の実証結果は、女性の賃金が機会費用となり出生率が低下することを示しているので、育児休業期間中の賃金保障をより高めることは、育児休業による賃金喪失（すなわち機会費用）を減少させるので、出生率を上昇させる効果を持つことが期待される。また、実証分析では児童手当で支給の推定結果は留保すべき結果となったが、(1)のように結婚費用として親の所得と夫となる男性の所得格差を勘案すると、児童手当は夫となる男性の所得を高めて女性の結婚費用を低下させて結婚率を高め、ひいては出生力を高める効果を発揮する可能性があると考えられる。

もちろん、本稿の分析では、推定方法を最小2乗法に限らず、一般化積率法など説明変数のデータ属性に応じた推定方法を試みることや、同居親と夫となる男性の所得格差がどれだけ小さくなれば結婚率を何%増加させるのかを示す具体的な推定結果を求めることなどが課題として残されている。しかし、結婚や出生力を経済学的に説明する Becker モデルを、わが国の世帯構造や結婚行動や出生・育児の実態に合わせて再検討しながら、そのインプリケーションを実証分析することは、これまでほとんど試みられてこなかった。もちろん、従来の研究や諸外国の研究とわが国の分析を比較するためには共通の分析枠組みが必要であることは疑いない。ただし、その枠組みを比較可能な形で拡張・応用して、それぞれの国の人口構成、世帯構成を反映することができるようにすることは、経済学と人口学の学際的研究にとって不可欠な課題であるといえるだろう。

## 謝辞

本稿は、厚生科学研究費補助金調査研究事業「家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響」（平成8～10年度）における育児コスト小委員会（主査 高山憲之）の研究成果をとりまとめたものである。改訂に当たっては、厚生科学研究費補助金調査研究事業「社会保障政策が育児コストを通じて出生行動と消費・貯蓄行動に及ぼす影響に関する研究」（平成12年度）より研究助成を受けた。また、改訂のために有益なコメントを下された『人口問題研究』編集委員会に対して記してお礼申し上げたい。なお、本稿における「国民生活基礎調査」に関する図表は、国立社会保障・人口問題研究所「国民生活基礎調査」を用いた社会保障の機能評価に関する研究」調査報告書付属統計表に基づいて作成したものである。最後に、本稿における見解は共著者個人のものであることをお断りしておきたい。

## 参考文献

Becker, G. (1960) "An Economic Analysis of Fertility", National Bureau of Economic Research, *Demographic and Economic Change in Depeloped Countries* (Special Conference Series), Princeton: Princeton University Press,

pp.209-231

- 小椋正立, ロバート・ディーケル (1992) 「1970年以降の出生率の低下とその原因—県別,年齢階層別データからのアプローチ」, 『日本経済研究』 Vol.22, pp.46-76
- 厚生省監修, 『厚生白書』 各年版
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1999) 『「国民生活基礎調査」を用いた社会保障の機能評価に関する研究』 調査報告書及び付属統計資料
- シグノー, A. [著] 田中敬文, 駒村康平訳 (1997) 『家族の経済学』 多賀出版
- 滋野由紀子, 大日康史 (1997) 「女性の結婚選択と就業選択に関する一考察」 『家計経済研究』 No.36, pp.61-71
- 滋野由紀子, 大日康史 (1998) 「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」 『日本労働研究雑誌』 Vol.40, No.9, pp.39-49
- 人口問題審議会編 (1998) 『人口減少社会, 未来への責任と選択—少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書』 きょうせい
- 篠塚英子 (1997) 「アンペイドワークの議論と女性労働」 中馬宏之, 駿河輝和編 『雇用慣行の変化と女性労働』 東京大学出版会, pp.313-335
- 永瀬伸子 (1997) 「女性の就業選択—家庭内生産と労働供給—」 中馬宏之, 駿河輝和編 『雇用慣行の変化と女性労働』 東京大学出版会, pp.279-312
- 永瀬伸子 (1998) 「保育所, 幼稚園の利用実態と子供への公共政策」 『発達』 1998年春号, pp. -
- 樋口美雄, 阿部正浩, Waldfogel J. (1997) 「日米英における育児休業・出産休業と女性就業」 『人口問題研究』 Vol.53, No.4, pp.49-66
- 福田亘孝 (1999) 「日本における第一子出産タイミングの決定因」 『人口問題研究』 Vol.55, No.1, pp.1-20
- 福田素生 (1998) 「福祉サービス供給システムとしての措置 (委託) 制度の考察」 『季刊社会保障研究』 Vol.34, No.3, pp.281-294
- 松田茂樹, 前田正子 (1999) 「父親の育児参加の現状とその規定要因に関する分析」 [日本家族社会学会第9回大会自由報告論文]
- 森田陽子, 金子能宏 (1998) 「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」 『日本労働研究雑誌』 Vol.40, No.9, pp.50-62
- 丸山桂 (1998) 「保育所の利用者負担徴収方法と女性の就労選択」 『季刊社会保障研究』 Vol.34, No.3, pp.295-310
- 山田昌弘 (1996) 『結婚の社会学-未婚化・晩婚化はつづくのか』 丸善ライブラリー
- 山田昌弘 (1999) 『パラサイト・シングル時代』 ちくま書房

## The Cost of Marriage and Child Care and Its Effect on Fertility: A Note on the Economic Factors of Below-Replacement Fertility in Japan

Noriyuki TAKAYAMA, Hiroshi OGAWA, Hiroshi YOSHIDA,  
Arita FUMIKO, Yoshihiro KANEKO, Katsuhisa KOJIMA

The purpose of this paper is to investigate the economic factors of fertility rate by making empirical studies on the costs of marriage that are considered in general as the reasons for delaying marriage and declining number of children. For these empirical studies, we took into account the change in household structures before and after marriage and used "Comprehensive Survey of the Living Conditions of People on Health and Welfare". The empirical analyses lead us to the following results:

(1) Since the birth rate of unmarried couples is very low in Japan, we focused on the relation between the marriage and the birth rate. Although the Becker model which is a standard model of economics of family has a presumption that a pair of male and female determine the timing of marriage and the choice of birth being independent of their parents, the empirical analysis based on "Comprehensive Survey" suggested that female's decision of marriage is influenced by the difference in income between their parents and her male partner (her husband after marriage). (2) The regression analysis of the fertility rate showed the following results: male wage rate has a positive effect, female wage rate and cost of housing have negative effects, and child care allowance and the age of first marriage have also negative effects.

The negative correlation between fertility rate and female wage rate implies that the wage subsidy during childcare leave would decrease the opportunity cost of the female and that this subsidy could have some effect of increase in fertility rate. On the other hand, according to the result (1), since the female can expect that her male partner's income could be increased by child care allowance on her birth behavior, it is expected that this subsidy have positive effect on the rate of marriage and consequently on the fertility rate.

## 特集：少子化と家族・労働政策 その2

妻の職種別にみた子どもを持つことの  
経済的コストの違い

仙田幸子\*1・樋口美雄\*2

「第10回出生動向基本調査（夫婦票）」のデータを用いて、妻の職種別に出産・育児の経済的コストを分析した。専門・管理職は、ほかの職種より出産後も仕事を継続する割合が高く、また育児休業を取得している人も多い反面、有子割合は高くない。短時間就業など柔軟な働き方を可能にする就業継続支援制度の整備が求められる。事務・販売・サービス職と現場労働職では、育児休業取得がその後の賃金の上昇幅を小さくするなど、両立が難しい。特に、事務・販売・サービス職では、結婚・出産による離職割合も就業継続者中の無子割合も高く、両立の難しさがうかがわれる。これらの職種では、育児休業を取得しやすい環境や職務能力と就業意欲を維持・向上させる支援体制の整備が求められる。

## I. 目的

夫婦の出生タイミングの遅れに対する人々の関心は、1990年代に入って急速に高まった。従来、出生率の低下はおもに晩婚化、非婚化の進展によってもたらされているとされてきたが（国立社会保障・人口問題研究所 1997, p. 10）、90年代になってからは、結婚したカップルにおける出生タイミングの遅れが出生率の低下を助長しているのではないかと指摘されるようになった（大沢 1993）。さらに、この1、2年で分析手法がさらに洗練されるようになり、これを使った分析結果では、近年の「少産化のうち未婚化によって説明できる部分は半分以下」（鈴木 2000, p. 16）であることが確認されている。

こうした認識の広がりを受け、結婚カップルの出生タイミングを決定する要因について数多くの分析がなされるようになった。なかでも妻の就業行動と出生との関連に関心が集まり、ファクト・ファインディングが蓄積されてきた。たとえば出産前の妻の就業状態と出生タイミングの関係（大谷 1993、小島 1995a、佐々井 1998）については、妻が現場労働職に就業しているか無職の場合、第1子出産のタイミングが早くなることが明らかになった。また妻の職種によって出産後の継続就業確率にどのような差があるのか（新谷 1999、永瀬 1999）について分析した結果では、専門・管理職や公務員である場合には出産後も継続就業する割合が高いことが明らかになった。

\*1 獨協大学

\*2 慶應義塾大学



本稿の目的は、なぜ妻の就業状態や職種によってこうした差異がみられるのかを検討することである。これまでこうした差異の原因については十分な検討がされてこなかった。これまでみだされてきた事実は何を意味するのか、そしてどのような政策インプリケーションが導かれるのか、フルタイム雇用労働者の職種の違いを中心に、これらの点について経済的コスト<sup>1)</sup>という観点から検討するのが本稿の目的である。

大沢(1993)は「女性の就業機会が拡大し、時間あたりの賃金が上昇すると、これにもなって育児の機会費用も上昇する。これが子供の数を減らす要因となる」(pp. 207-208)と指摘する。大沢によると、これは家計生産モデル<sup>2)</sup>によって説明できるという。大沢(1993)に依拠して仮説を立てると、出産・育児のために仕事を中断することで発生する経済的損失が、夫婦の出生行動や妻の就業継続に大きな影響をもたらすことが予想される。経済的損失が大きいほど出産をためらい、妻も就業継続しようとする夫婦が多くなるだろうし、経済的損失が小さいほど出産をためらうことは少なくなると予想される。

それでは出産にともなう経済的損失は何によって決まってくるのか。要因を2種類に区別できる。一つは仕事と出産・育児を両立することの難しさの程度(出産・育児期にキャリアを中断しなければならない可能性)である。子どもを出産し育児をしても仕事の継続が容易であれば、出産にともなう経済的損失は小さくてすむ。もう一つは仕事を中断することによって発生する賃金の低下幅である。一度、仕事を辞めざるをえないような場合であっても、離職前と同じような雇用条件の仕事に再就職することができるなら、経済的損失は少なくてすむ。

ここで重要なのは、単に現在就業している雇用機会における賃金が高くて、出産により放棄しなければならない直接的機会費用が大きいことばかりではなく、仕事に復帰しようとしたときに得られるであろう賃金の大きさも、少なからず経済的損失に影響を及ぼすであろうという点である。直接的費用もさることながら、「育児…後の賃金が低くなってしまふことによる間接的な損失」(田中 2000, p. 66: 傍点による強調は筆者による)が機会費用の多くを占めるのである<sup>3)</sup>。

本稿では主にフルタイム雇用労働の職種(専門・管理職、事務・販売・サービス職、現場労働職)による経済的損失の違いを検討する。ほかにも自営業やパートなどの働き方があるにもかかわらずフルタイム雇用労働に焦点をあてるのは、1945年以降に生まれた女性が結婚前にフルタイムの雇用労働をしていた割合は8割強と圧倒的に多いことや(田中 2000)、これらの職種で仕事と育児の両立を容易にするための制度を整えさせるような政策的介入が必要とされていることによる。

1) 本稿では離職による生涯賃金の低下をさす。直接的損失と間接的損失の両方を含む。心理的損失も含めるべきかもしれないが、ここでは経済的損失にしぼって分析を行うことにした。

2) 家計生産モデルとは、家族(妻と夫)間での時間配分や家計生産活動と賃金労働の間の時間配分についての分析をする枠組みである(大竹 1998)。家計生産モデルでは、家計は予算制約の中で時間と市場で購入するものとの組み合わせを工夫して、家計生産物の効用が最大になるようにする(Becker 1965)と考える。

3) 『平成9年版 国民生活白書』(経済企画庁1997, pp. 51-54)では、短大卒の女性について、第1子出産時に退職し、子育て後に再就職した場合には、就業中断せずに定年まで勤務した場合に比べて賃金の損失率が26.8%になるが、就業中断期間の賃金の損失はその3割程度にすぎないことが示されている。

出産にともなう経済的損失をもたらす要因は職種によって異なる。本稿では「第10回出生動向基本調査」の夫婦票の個票データを用いて、以下の内容について検討を進めていく。まず人々の結婚や家族に対する考え方の違いを統制した上でも、妻の職種によって夫婦が子どもを持つ確率に差がみられるかどうかを検討する。この点を確認した上で、職種別に出産後の継続就業率の違いや、授乳期の就業状況による職場復帰後の賃金の低下幅の違いについて検討する。このように出産・育児にともなう経済的損失の中身を要因別に分析し、それぞれについて職種ごとに比較検討することによって、何を改善することが子どもを持つことの経済的損失の縮小に寄与するかを職種ごとに検討していくことにする。

なお、本稿では出生タイミングでなく、子どもを持つか持たないか（子どもがいるかいないか）という選択を分析対象とする。その理由は次のふたつである。ひとつには「1980年代半ば以降に結婚した夫婦では、結婚から第1子出生までの期間に際立った延長傾向」（国立社会保障・人口問題研究所 1998, p. 4）がみられるからである。「どういうタイミングで何人産むか」ではなく「子どもを持つか持たないか」という選択をまずおこなう夫婦が増えていると推測されるため、子どもを持つか持たないかという選択そのものに研究の焦点を当てることが求められている<sup>4)</sup>。これについては佐々井（1998）が「近年結婚した夫婦は子どもを何人生むかといった選択以前に、子どもを生むか否かという選択をかなり慎重におこなっているのではないかという推測がなりたつ」（p. 17）と述べている。もうひとつには、家計生産モデルではタイミングではなく子どもを持つか持たないかが従属変数となるからである。

## II. 分析

分析には、1992年に実施された「第10回出生動向基本調査」の夫婦票のうち、初婚同士の組み合わせの8844ケースをデータとして使用する。

### 1. 妻の結婚前の職業と子どもの有無

妻の職種による子どもを持つことの経済的コストの違いをみる前に、まず、妻の職種によって夫婦の出生行動が異なるのかどうかを確認する必要がある。本稿では妻の職種と夫婦の出生行動の関係についての1次的接近として妻の結婚前の職業<sup>5)</sup>別に子どもの有無をみる。自営業や現場労働職で子どものいる人の割合は全体よりも5%ほど高く、専門・管理職では全体よりも2%ほど低い（表1）。ただし妻の年齢や結婚持続年数を結婚前の職

4) 出生タイミングに急激な変化が見られるのは第1子出生タイミングのみであり、第2子および第3子出生タイミングは比較的安定している（佐々井 1998）ので、もう一つの研究の方向性は小島（1995b）のように第3子出生に着目することである。つまり、「なぜ子どもを持たない夫婦が増えているのか」と「なぜ理想子ども数より少なくしか子どもを持たないのか」という二つの方向からの研究アプローチが考えられる。

5) 結婚直後の職業に関する情報がなく、やむなく結婚前の職業を用いている。なお、調査票の選択肢の設定にしたがって専門職と管理職を1つのグループとして扱うが、労働力調査によると、この分類に属する20代女性の大部分は専門的・技術的職業従事者であり、管理的職業従事者のウェイトは圧倒的に低いので、本稿における「専門・管理職」は専門職の影響を色濃く反映していると思われる。

表1 結婚前の妻の職業別にみた子どものいる割合

結婚前の妻の職業	子どものいる割合(%)	標本数(人)
自営業	94.05	(185)
専門・管理職	87.69	(1552)
事務・販売・サービス職	89.11	(5191)
現場労働職	94.12	(797)
パート	82.40	(267)
無職	91.82	(648)
合計	89.42	(8640)

$\chi^2=45.967$ ,  $df=5$ ,  $p=.000$   
 「その他」「不詳」はのぞく

業別にみると、結婚前に自営業や現場労働職として働いていた人は、他の職業についていた人に比べ、調査時点における平均年齢は高く結婚持続年数は長い傾向があり（表2）、こうした違いを反映してこれらの職業で子どもを持っている割合が高くなっている可能性がある<sup>6)</sup>。

そこで、妻の年齢と結婚持続年数をコントロールしても妻の職業により夫婦の出生行動に差があるかを確かめるために、子どもの有無を従属変数にし、妻の結婚前の職業、妻の年齢、結婚持続年数を独立変数としたプロビット分析を行なった。結婚前に現場労働職であった人を基準にすると、妻の年齢と結婚持続年数をコントロールした場合には、無職であった人との間には有意な差がみられるが、それ以外の人との間には統計的に有意な差は

表2 妻の結婚前の職業別にみた結婚持続年数、妻の年齢

結婚前の妻の職業	結婚持続年数			妻年齢		
	平均値	標準偏差	標本数(人)	平均値	標準偏差	標本数(人)
自営業	15.94	7.56	(186)	40.81	6.72	(187)
専門・管理職	11.86	7.08	(1543)	37.11	6.61	(1558)
事務・販売・サービス職	13.39	7.52	(5178)	37.80	7.09	(5224)
現場労働職	16.10	7.44	(790)	39.36	7.12	(802)
パート	10.80	8.04	(265)	35.53	7.76	(269)
無職	17.03	7.21	(652)	40.78	6.84	(657)
合計	13.61	7.59	(8614)	38.04	7.09	(8697)

「その他」「不詳」はのぞく

6) 佐々井(1998)は第1子累積出生確率の比例ハザード分析をおこない、妻の結婚時の年齢が27歳以上であるとき、(基準となる)23-24歳に比べて子どもを持つ確率が低くなること、結婚年が1990年代以降のとき、(基準となる)1985-1989に比べて子どもを持つ確率が低くなることなどを明らかにした(佐々井 1998, p.10表4参照)。

存在しない<sup>7)</sup> (表3モデル1)。ただし、もともと職業を選ぶ以前に子どもを持つことに対する意識の違いがあり、これが就業行動と出生行動の両方に影響を及ぼしていた可能性があるから、この効果を除去するために結婚や家庭に対する意識変数<sup>8)</sup>を独立変数に加えてプロビット分析を行なってみた。その場合でもおおよその傾向は変わらない(表3モデル2)。フルタイム雇用労働者の間では、子どもを持つか持たないかについて統計的に有意な差はない<sup>9)</sup>。

表3 妻の結婚前の職業と子どもの有無の関係

	モデル1			モデル2		
	係数	標準誤差	t	係数	標準誤差	t
切片	1.332	0.189	7.055	1.283	0.194	6.603
妻の年齢	-0.040	0.007	-5.932	-0.176	0.023	-7.769
結婚持続期間(年)	0.135	0.007	19.106	0.048	0.023	2.127
自営業	0.165	0.196	0.845	0.242	0.201	1.206
専門・管理職	0.004	0.094	0.046	0.087	0.095	0.908
事務・販売・サービス職	-0.054	0.085	-0.643	-0.019	0.086	-0.225
パート	-0.119	0.136	-0.875	-0.115	0.137	-0.833
無職	-0.282	0.125	-2.259	-0.296	0.126	-2.343
結婚観				0.057	0.022	2.577
自己対家族				0.096	0.024	3.977
自立・対等観				-0.038	0.007	-5.435
親との関係				0.131	0.007	18.335
標本数	7877			7877		
対数尤度関数	-2112.169			-2061.094		
切片のみの対数尤度関数	-2694.890			-2694.890		
$\chi^2$ 検定	1165.441			1267.592		
自由度	7			11		
有意水準	0.000			0.000		

基準カテゴリー 現場労働職

7) 結婚前の職種が現場労働職を基準にすると、無職では子どもを持つ割合が低いという結果である。本稿ではこれ以上の分析は行なわないが、無職の年齢、結婚持続年数はほかの職種に比べて高いが(表2)、子どものいる割合は全体と比べて高いわけではない(表1)ためではないかと推測される。

8) 厚生省人口問題研究所(1993, p. 31)を参考に、結婚や家族に関する価値観17項目を用いて、「保守的傾向が負、現代的傾向が正となるように変数の方向を調整した」上で、因子数を4に指定して探索的因子分析を行なった。主成分分析によって因子負荷量を計算し、さらに単純構造を見極めるために各因子軸をプロマックス法により回転した。累積寄与率は44.37%、回転後の各因子の固有値は2.76, 2.46, 1.98, 1.90であった。各因子を構成する価値観の項目は厚生省人口問題研究所(1993)に一致しているため、因子の名前もほぼ踏襲して第1因子は結婚観因子、第2因子は自己対家族因子、第3因子は自立・対等観因子、第4因子は親との関係因子とした。因子得点を算出して分析に用いた。

9) 本節では妻の結婚前の職種が夫婦の出生行動に与える影響を検討している。結果的に就業継続している人の職種別の出生行動については、公務員のほうが民間企業勤務者よりも子どもを持つ確率が高いという分析結果(新谷 1999b)や事務・販売・サービス職の就業継続者の子どもを持つ確率がほかの職種に比べて低いという分析結果(仙田 1999)があるが、本節とは分析の視点が異なる。

## 2. 結婚前の妻の職種別に見た就業継続率の違い

妻が結婚前に無職であったかどうかによって夫婦が子どもを持つ確率は異なるが、フルタイム雇用労働者の間では、子どもを持つか持たないかについて統計的に有意な差は確認されなかった。しかし、大沢（1993）によれば、出産・育児のために就業を中断することで発生する経済的損失は夫婦の就業行動と出生行動に影響する。妻の結婚前の職種によって就業継続率はどのような異なるのだろうか。「出生動向基本調査」で全サンプルについて得られる職業経歴情報は、妻の結婚前の職業と現在（正確には調査時点）の職業という2時点のものである。この2時点における職業の組み合わせを用いて、妻の就業行動と夫婦の出生行動との関係のみてみよう。

まず、妻の結婚前の職業と現在の職業との関係のみてみよう（表4）。結婚前に自営業であった人のほぼ半数が現在も自営業であり、2時点間で同じ職業に就いている割合が高い<sup>10)</sup>。雇用労働者の中では、結婚前の職種が専門・管理職だった場合、2時点における職種が同じ人の割合が他の職種に比べて10%ほど高い。逆に、現在無職となっている人の割合は、事務・販売・サービス職において他の2つの職種よりも10%程度高い。また事務・販売・サービス職や現場労働職のほうが、専門・管理職よりパートになっている割合が高い。つまり、フルタイム雇用労働者では、結婚前の職種が専門・管理職の場合、現時点で同じ職種に就いている割合が他よりも高く、パートになっている割合は低い。結婚前に事務・販売・サービス職であった人が現在無職となっている割合は高い。結婚前に現場労働職であった人が現時点で同じ職種に就いている割合は、専門・管理職の場合ほどではないが事務・販売・サービス職の場合よりも高く、パートになっている割合も高い。

次に、子どもの有無別に妻の結婚前の職種と現在の職種との関係のみてみよう（表5、表6）。子どもがいる場合に2時点で同じ職業についている割合は、自営業が約半数と最も高い。雇用労働者の中では、専門・管理職が約3割と高く、ついで現場労働職が2割強、事務・販売・サービス職が2割弱である（表5）。子どもがいない場合には、専門・管理職の約半数、事務・販売・サービス職の4割強、現場労働職の3割強が2時点間で同じ職種に

表4 妻の結婚前の職業と現在の組み合わせ

結婚前の職業 \ 現在の職業	現在の職業						合計	標本数 (人)
	自営業	専門・ 管理職	事務・販売・ サービス職	現場労働職	パート	無職		
自営業	47.31	1.08	4.84	4.84	15.05	26.88	100.00	(186)
専門・管理職	8.25	33.79	3.90	1.23	15.59	37.23	100.00	(1539)
事務・販売・サービス職	9.50	1.76	19.45	2.40	21.49	45.39	100.00	(5166)
現場労働職	10.62	1.64	5.94	23.77	24.78	33.25	100.00	(791)
パート	9.02	0.75	4.51	1.50	25.19	59.02	100.00	(266)
無職	14.40	5.26	10.06	4.18	19.04	47.06	100.00	(646)
合計	10.55	7.70	13.94	4.32	20.53	42.96	100.00	(8594)

$\chi^2 = 45.967$ ,  $df = 25$ ,  $p = .000$   
「その他」「不詳」はのぞく

10) データの制約上、2時点間で就業継続しているのか一度離職したものの同じ職種に再参入したのかは分からない。

表5 子どもがいる夫婦の妻の結婚前の職業と現在の職業の関係

結婚前の職業	現在の職業						合計	標本数 (人)
	自営業	専門・ 管理職	事務・販売・ サービス職	現場労働職	パート	無職		
自営業	46.24	1.16	4.05	5.20	15.03	28.32	100.00	(173)
専門・管理職	8.48	32.12	3.87	1.12	16.13	38.29	100.00	(1345)
事務・販売・サービス職	10.15	1.82	17.26	2.65	22.00	46.13	100.00	(4572)
現場労働職	11.07	1.75	5.94	23.08	25.10	33.06	100.00	(741)
パート	10.09	0.92	4.13	1.38	21.10	62.39	100.00	(218)
無職	14.36	4.79	10.09	4.27	20.00	46.50	100.00	(585)
合計	11.08	7.34	12.58	4.51	20.93	43.57	100.00	(7634)

$\chi^2 = 2527.172$ ,  $df = 25$ ,  $p = .000$

「その他」「不詳」はのぞく

子ども数が不詳のサンプルが52人いるため、表5と表6を合計しても表4に一致しない

表6 子どもがいない夫婦の妻の結婚前の職業と現在の職業の関係

結婚前の職業	現在の職業						合計	標本数 (人)
	自営業	専門・ 管理職	事務・販売・ サービス職	現場労働職	パート	無職		
自営業	63.64	0.00	18.18	0.00	18.18	0.00	100.00	(11)
専門・管理職	6.35	45.50	4.23	1.59	12.17	30.16	100.00	(189)
事務・販売・サービス職	3.91	1.07	37.66	0.18	16.70	40.50	100.00	(563)
現場労働職	4.26	0.00	6.38	31.91	21.28	36.17	100.00	(47)
パート	4.35	0.00	6.52	2.17	43.48	43.48	100.00	(46)
無職	13.46	7.69	11.54	3.85	9.62	53.85	100.00	(52)
合計	5.73	10.57	25.77	2.42	16.96	38.55	100.00	(908)

期待度数が5未満になるセルが多いので、 $\chi^2$ 値は計算しなかった

「その他」「不詳」はのぞく

ついている(表6)。どの職種でも子どもがいないほうが2時点で同じ職種についている割合は高いが、中でも事務・販売・サービス職で子どもの有無による差が大きいことは注目に値する。

### 3. 職種別にみた第1子乳児期の妻の就業状態

次に、結婚前の職種別に第1子乳児期(ここでは第1子が1歳になるまでの期間)における妻の就業状態を比較する。調査票では、子どもが乳児期の妻の就業行動には①「フルタイム」(調査票のワーディングでは「正規の従業員として勤務(民間常勤)」および「正規の従業員として勤務(公務常勤)」:以下同じ)、②「育児休業」、③「結婚・出産退職」(「この子の妊娠・出産による退職」および「それ以前に退職」)、④「自営業・内職」(「自営業の仕事や内職」)、⑤「パートタイム」(「パート」、「臨時雇い」)、⑥「就業経験なし」(「その他」<sup>11)</sup>)という6つの選択肢が用意されている。

11) 調査票に「就業経験なし」という選択肢がないため、結婚前に無職でその後も就業していない場合、「その他」を選択することになる。厳密に言えば「その他」には「就業経験なし」と「それ以外」が混合しているため、ここでは結婚前に無職である者が「その他」を選択したケースのみを「就業経験なし」と再コードした。

表7 妻の結婚前の職業と第1子乳児期の就業状況の関係

結婚前の職業 \ 第1子乳児期の就業状況	フルタイム	パート・臨時	自営業・内職	育児休業	結婚・出産退職	合計	標本数(人)
自営業	5.15	2.21	64.71	2.94	25.00	100.00	(136)
専門・管理職	27.66	3.12	6.95	8.87	53.40	100.00	(1251)
事務・販売・サービス職	12.29	3.10	9.36	2.75	72.51	100.00	(4070)
現場労働職	22.57	3.09	13.14	4.48	56.72	100.00	(647)
パート	2.61	11.76	11.76	3.27	70.59	100.00	(153)
無職	6.88	4.86	39.68	9.31	39.27	100.00	(247)
合計	15.68	3.35	11.64	4.37	64.96	100.00	(6504)

$\chi^2 = 1001.727$ ,  $df = 20$ ,  $p = .000$

「不詳」はのぞく

このほか「就業経験なし」が286人いる

この回答結果を使って、第1子乳児期における妻の就業継続（自営業の場合は「自営業・内職」、フルタイム雇用労働の場合は「フルタイム」）の割合を結婚前の職業ごとに比較してみると、自営業・内職で6割を越えているほかはどれも5割未満であり、結婚・出産退職者が半数を越えている（表7）。ただし、雇用労働者の中で比較すると、専門・管理職では第1子乳児期のフルタイム就業継続率が約3割とほかの職種に比べて高く、かつ育児休業取得率も約9%と他の職種に比べて高い。雇用労働者の中では、専門・管理職は比較的、両立を可能にする体制が整っているということであろう。

最後に、フルタイム雇用労働者を取り出して、結婚前の妻の職種と第1子乳児期の妻の就業状況、さらには現在の妻の職種との関連についてみてみよう（表8）。第1子乳児期にフルタイム就業していた場合には、結婚前の職種が専門・管理職であった人の約7割が現在も専門・管理職であるのに対して、事務・販売・サービス職、現場労働職で現在も同じ職種に就いている人の割合は約6割であり、両者の間には1割程度の差が存在する。第1子乳児期に育児休業を取得した人の間では同様の差はさらに明確である。第1子乳児期にパートか離職（結婚・出産退職）していた場合には、結婚前の職種による差は確認できない。

以上みてきたように、結婚前フルタイム雇用労働者の間で子どもを持ちながら就業を継続している割合を職種別にみると、専門・管理職、現場労働職、事務・販売・サービス職の順に高い。このような傾向はフルタイム就業している雇用労働者のうち子どものいる人についてみても、結婚前と現在の職種の組み合わせをみても、また第1子乳児期における妻の就業状況をみても確認される。一方、子どもを持つ割合には職種間の差はない。

この結果は単純な家計生産モデルが示唆するところと符合するとはいえない。家計生産モデルによると、就業を中断しなければならない可能性が低いほど、子どもを持つ可能性は高くなると予想される。しかし、実際にはフルタイム雇用労働者の間の子どもの持つ確率には統計的に有意な差はなく、もっとも両立を可能とする体制が整っているはずの専門・管理職が子どもを持つ確率は特に高いわけではない。本稿で検討した育児休業取得可能性

表 8 結婚前フルタイム雇用労働者の第1子乳児期の就業状況別にみた結婚前の職種と現在の職業の関係

第1子乳児期の就業状況	現在の職業 結婚前の職種	現在の職業						合計	標本数 (人)
		自営業	専門・ 管理職	事務・販売・ サービス職	現場労働職	パート	無職		
フルタイム	専門・管理職	4.05	71.97	4.91	0.87	8.67	9.54	100.00	(346)
	事務・販売・サービス職	2.82	2.42	62.70	5.04	12.50	14.52	100.00	(496)
	現場労働職	4.79	2.05	3.42	60.27	13.01	16.44	100.00	(146)
	合計	3.54	26.72	33.70	11.74	11.23	13.06	100.00	(988)
パートタイム	専門・管理職	2.56	25.64	0.00	2.56	38.46	30.77	100.00	(39)
	事務・販売・サービス職	8.80	3.20	22.40	6.40	34.40	24.80	100.00	(125)
	現場労働職	5.00	0.00	10.00	20.00	55.00	10.00	100.00	(20)
	合計	7.07	7.61	16.30	7.07	37.50	24.46	100.00	(184)
育児休業	専門・管理職	2.73	68.18	1.82	0.91	7.27	19.09	100.00	(110)
	事務・販売・サービス職	11.71	1.80	37.84	3.60	25.23	19.82	100.00	(111)
	現場労働職	10.34	0.00	6.90	34.48	34.48	13.79	100.00	(29)
	合計	7.60	30.80	18.40	6.00	18.40	18.80	100.00	(250)
結婚・出産退職	専門・管理職	4.99	11.04	3.33	1.06	20.57	59.00	100.00	(661)
	事務・販売・サービス職	5.55	1.58	10.11	1.99	23.61	57.16	100.00	(2913)
	現場労働職	7.20	2.49	7.20	11.36	29.64	42.11	100.00	(361)
	合計	5.61	3.25	8.71	2.69	23.65	56.09	100.00	(3940)

フルタイム  $\chi^2 = 1013.337$ ,  $df = 10$ ,  $p = .000$

パートタイム 期待度が5未満になるセルが多いので、 $\chi^2$ 値は計算しなかった

育児休業  $\chi^2 = 196.421$ ,  $df = 10$ ,  $p = .000$

結婚・出産退職  $\chi^2 = 315.978$ ,  $df = 10$ ,  $p = .000$

「その他」「不詳」はのぞく

以外の要因が影響していると推測される。

#### 4. 就業中断による賃金引き下げ効果

次に、就業中断による賃金の引き下げ効果について、その大きさを職種別に比較する。まず現在就業している人だけを取り出し、結婚前の妻の職業別に年齢が高まるにつれて年収がどのように推移するかをみてみよう。

自営業の場合、年齢と年収との間に一貫した傾向は見出せない(図1)。フルタイム雇用労働者の中でも現場労働職では勤続の効果はみられない(図4)。これに対して専門・管理職は、年齢が上がるにつれ高い年収を得る人は確実に増加しており、40歳以上では年収600万円以上の人全体全体の2割を占めるようになる(図2)。事務・販売・サービス職の場合も同様に、40歳以上になると1割程度ではあるが年収600万円以上の人がある(図3)。専門・管理職や事務・販売・サービス職では就業継続によって年収が上がる可能性が高く、とくに専門・管理職でその傾向は強いといえよう。

以上の結果から、働きつづけることへの賃金面でのインセンティブは、専門・管理職と事務・販売・サービス職については存在し、とくに専門・管理職ではインセンティブが強く働くといえる。これに対して、現場労働職は間接機会費用の点では継続就業に対する賃金面でのインセンティブはほとんど存在しないことになる。ただし、現場労働職の場合で



図1 結婚前自営業で第1子乳児期に自営業・内職であった人の年齢階級別年収（現在就業している人のみ）

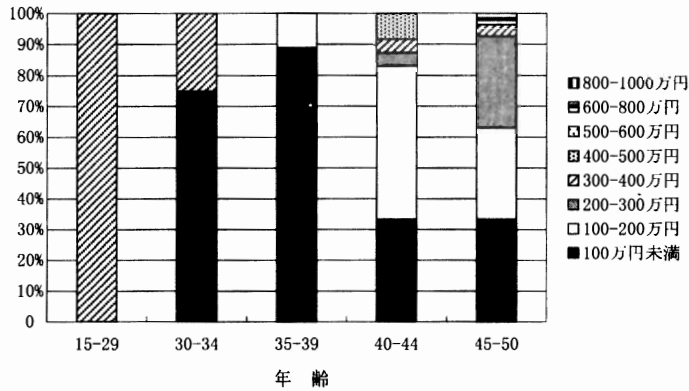


図2 結婚前専門・管理職で第1子乳児期にフルタイム就業した人の年齢階級別年収（現在就業している人のみ）

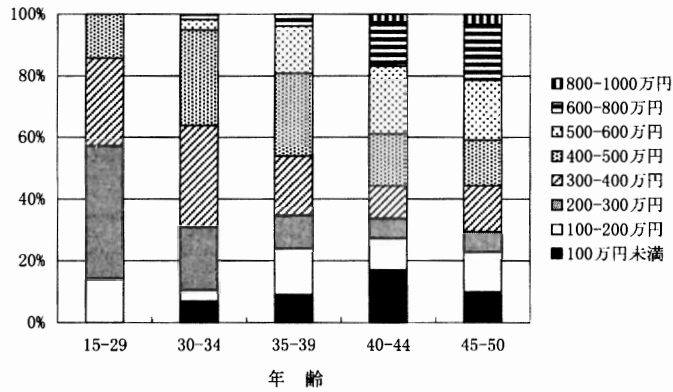


図3 結婚前事務・販売・サービス職で第1子乳児期にフルタイム就業の年齢階級別年収（現在就業している人のみ）

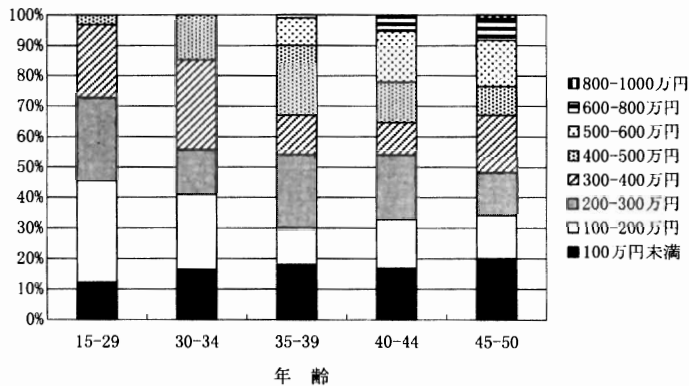
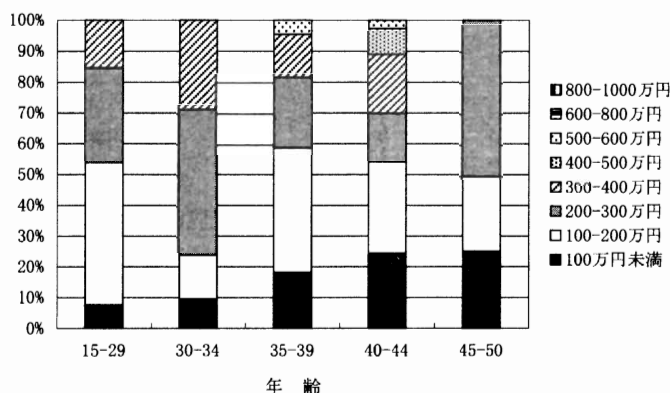


図4 結婚前現場労働職で第1子乳児期にフルタイム就業の年齢階級別年収（現在就業している人のみ）



も、離職にともなう直接的な経済損失は発生することから就業継続に対するインセンティブが働いているということは否定できない<sup>12)</sup>。

ここで第1子乳児期における妻の就業状況がその後の賃金に対してどのような違いをもたらしているのかを結婚前の職種別に計量経済学的手法を用いて推定してみよう。子どもを出産しても仕事を継続し働き続けてきた人と、1度離職し再就職した人の間では賃金にどのような差があるのか、そしてそれは職種によってどのように違うのか。さらに育児休業を取得し復職した人と継続して就業していた人との間には職種によってどのような賃金の差が生じているのだろうか（育児休業法が成立した1992年以降は原則的にもとの職場への復職が保障されることになっているが、ここで分析に用いたサンプルはそれ以前に育児休業を取得した人が多く、また現実にはその後の昇給・昇格において、取得者と取得しなかった人との間で差がついている可能性は否定できない）。従属変数には妻の調査前年の収入をとる。この変数は調査票では用意された選択肢の中から1つを回答してもらうカテゴリ変数となっているため、各区間の両端を自然対数変換してその平均を用いる。独立変数には妻の結婚前の職種（専門・管理職、事務・販売・サービス職、現場労働職）と第1子乳児時の就業状態（フルタイム、パートタイム、育児休業、結婚・出産退職）の組み合わせを用いることで、妻の職業経歴によるその後の賃金の違いを検討することができる。さらに賃金には労働時間の長さや年齢も影響を及ぼしている可能性があるから、これらも独立変数に加えて賃金関数を推定する。なお労働時間の違いを考慮し、収入の代わりに時間あたり賃金率を独立変数とした賃金率関数を推定してみたが、以下の結論に変化はなかった。また職業選択の意識の違いを取り除くため前述の意識に関するダミー変数を独立変数に加えたが、以下に述べる結果はほとんど変わらなかった。

12) なお、専門・管理職や事務・販売・サービス職で年齢が上がるにつれて年収の高まる人が増える一方で年収200万円以下の人もかなりの数存在しているのは、この分析では離職経験の有無が識別できていないためかもしれない。

収入のデータを利用することができるサンプルは、いうまでもなく調査前年に就業していた人にかぎられる。過去1年間に就業していなかった人に企業から提示されたかもしれない潜在的な賃金は観察できない。もしこうした人たちへの提示賃金が現に就業していた人のそれと差がなければ、現に就業していた人の観察賃金のみを用いて賃金関数を推計しても推定パラメータにバイアスは発生しない。だがそうでない場合にはバイアスが発生する危険性がある。そこでこのバイアスを取り除くために、Heckman (1979) にならい、セレクション修正項を入れて推計を行なうことにした<sup>13)</sup>。

セレクション修正項を導出するために、まず現在の就業状況（就業／非就業）を従属変数とするプロビット分析をおこなう必要がある。すでに述べたように、妻の結婚前の職種や第1子乳児時の就業状態により現在の就業状況が異なっている（表8）、プロビット分析の独立変数として妻の結婚前の職種や第1子乳児時の就業状態の組み合わせを用い

表9 妻の結婚前の職種と第1子乳児期の就業状況を考慮した賃金推定

	係数	標本誤差	t
定数項	1.917	0.185	10.378
妻の年齢	0.019	0.003	6.025
妻の労働時間	0.594	0.029	20.450
VAR00214	0.950	0.064	14.760
VAR00215	0.943	0.095	9.927
VAR00216	0.512	0.172	2.979
VAR00217	0.599	0.056	10.660
VAR00218	0.197	0.097	2.020
VAR00219	-0.058	0.099	-0.591
VAR00220	0.392	0.091	4.305
VAR00221	-0.132	0.302	-0.438
VAR00222	-0.289	0.248	-1.165
VAR00223	-0.074	0.070	-1.062
VAR00224	-0.238	0.053	-4.503
セレクション項	0.069	0.080	0.866

決定係数=.374, 調整済決定係数=.371

標本数=2421

F値=102.790, P=.000

註

VAR00214 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期フルタイム就業ダミー  
 VAR00215 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期育児休業ダミー  
 VAR00216 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期パートタイム就業ダミー  
 VAR00217 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期フルタイム就業ダミー  
 VAR00218 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期育児休業ダミー  
 VAR00219 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期パートタイム就業ダミー  
 VAR00220 妻結婚前職業 現業種 × 第一子育児期フルタイム就業ダミー  
 VAR00221 妻結婚前職業 現業種 × 第一子育児期育児休業ダミー  
 VAR00222 妻結婚前職業 現業種 × 第一子育児期パートタイム就業ダミー  
 VAR00223 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期離職ダミー  
 VAR00224 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期離職ダミー  
 (基準カテゴリー 妻結婚前職業 現業種 × 第一子養育時離職)

13) 補正方法は 大沢 (1993, pp. 64-65) や 水瀬 (1997, p. 312) を参照。

ることとした。このほかに夫の職業（自営業か否か）、居住地域（都市部か否か）、育児資源（親との同居の有無）、妻の人的資本量（学歴ダミー）、（これらの要因で説明されない）時代効果（結婚年数ダミー）を独立変数として加えた（表10）。

賃金関数の推定結果をみると、セレクション修正項は統計的に有意な結果にはなっていない。結婚前に現場労働職で第1子乳児期に離職した場合を基準としたダミー変数を

表10 セレクション項導出のための第1段階のプロビット分析の結果

	係数	標本誤差	t
定数項	0.792	0.109	7.268
VAR00214	1.253	0.132	9.487
VAR00215	0.899	0.164	5.485
VAR00216	0.256	0.245	1.043
VAR00217	0.668	0.098	6.814
VAR00218	0.689	0.180	3.834
VAR00219	0.487	0.167	2.916
VAR00220	0.472	0.163	2.903
VAR00221	0.309	0.480	0.644
VAR00222	0.791	0.549	1.442
VAR00223	-0.433	0.083	-5.214
VAR00224	-0.543	0.063	-8.572
高卒ダミー	-0.023	0.072	-0.312
専門・短大卒ダミー	-0.235	0.082	-2.877
大卒ダミー	-0.276	0.101	-2.737
結婚時居住地ダミー	-0.227	0.064	-3.557
結婚契機ダミー	-0.077	0.065	-1.171
結婚時親との同居ダミー	0.167	0.050	3.364
結婚年数ダミー	-0.887	0.046	-19.101
夫自営業ダミー	0.421	0.061	6.858
標本数	4548		
対数尤度関数	-2461.304		
切片のみの対数尤度関数	-3142.924		
$\chi^2$ 検定	1363.24		
自由度	19		
有意水準	0.000		

註

VAR00214 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期フルタイム就業ダミー  
 VAR00215 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期育児休業ダミー  
 VAR00216 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期パートタイム就業ダミー  
 VAR00217 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期フルタイム就業ダミー  
 VAR00218 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期育児休業ダミー  
 VAR00219 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期パートタイム就業ダミー  
 VAR00220 妻結婚前職業 現業種 × 第一子育児期フルタイム就業ダミー  
 VAR00221 妻結婚前職業 現業種 × 第一子育児期育児休業ダミー  
 VAR00222 妻結婚前職業 現業種 × 第一子育児期パートタイム就業ダミー  
 VAR00223 妻結婚前職業 専門・管理職 × 第一子育児期離職ダミー  
 VAR00224 妻結婚前職業 事務・販売・サービス職 × 第一子育児期離職ダミー  
 (基準カテゴリー 妻結婚前職業 現業種 × 第一子養育時離職)  
 結婚時居住地ダミー 0 = 農林業村, 1 = 都市  
 結婚契機ダミー 0 = 恋愛以外, 1 = 恋愛  
 結婚時親との同居ダミー 0 = 同居なし, 1 = 同居  
 結婚年数ダミー 0 = 結婚持続年数10年以上, 1 = 9年以下

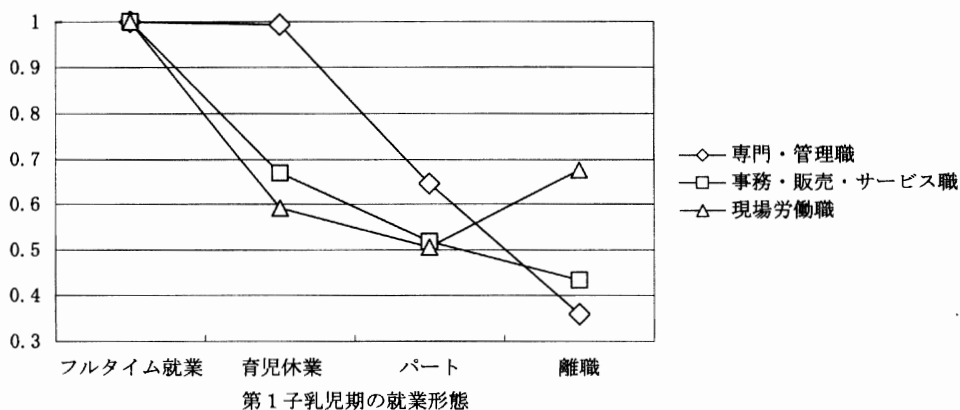
みると、どの職種でも第1子乳児時にフルタイム就業継続をした場合、賃金は有意に高いという結果になっている（表9）。職種別にみると、専門・管理職の現在の賃金は、第1子乳児期にフルタイム就業継続していた人であろうと育児休業を取得した人であろうと、基準ケースに比べ有意に高くなっている。しかも両ダミー変数のパラメータの差は小さい。復職後の賃金をみるかぎり、専門・管理職の場合、育児休業制度の利用によって、フルタイム就業を続けた場合に比べそう大きな経済的損失が発生するわけではないといえよう。この職種の場合、第1子乳児期にパートタイマーとして働いた場合についても、基準ケースに比べ賃金は高くなっている。

事務・販売・サービス職の場合も、第1子乳児期に育児休業を取得しようとフルタイム就業を続けようと、企業を辞めないかぎり現在の賃金は有意に高い。しかし、両者の推定パラメータには大きな違いがあり、育児休業を取得した場合はフルタイム就業を継続していた場合に比べ賃金の上昇幅において大きく見劣りする。パートタイマーとして働いた場合には、基準ケースに比べ賃金は統計的に有意に高くなっているわけではない。また、この職種の場合、一度離職すると基準ケースに比べその後の賃金は下がっている。すなわち事務・販売・サービス職の場合、一度離職すると、その後、再就職した場合に賃金面で大きなハンディキャップが生じるといえよう。

現場労働職の場合でも、フルタイム就業を継続することによって現在の賃金は有意に高くなる。しかし、育児休業を取得した場合には賃金を上げる効果はみられない。以上をまとめたものが図5である。

以上の結果から、どの職種においても、子どもを出産してもフルタイム就業を継続すればその後の賃金は上昇していることがわかる。しかし、第1子乳児時に育児休業を取得した場合の賃金への効果は職種によって異なる。専門・管理職では、復帰後の賃金をみるかぎり育児休業を取得することはフルタイムで継続就業することに比べてそう大きな損失に

図5 妻の結婚前の職種による賃金比



第1子乳児期にフルタイム就業した場合を1とする

なるわけではない。しかし、事務・販売・サービス職では、育児休業を取得しても離職したときに比べ賃金は高くなっているとはいえ、フルタイム就業を継続した場合に比べれば見劣りする。現場労働職の場合には、育児休業を取って復職した場合と結婚や出産を機に一度離職した場合とでその後の賃金に統計的に有意な差はみられない。事務・販売・サービス職や現場労働職の場合には、育児休業制度に裏打ちされて同じ企業に復職しても、フルタイムで仕事を続けた場合に比べ経済的損失が発生することになる。

家計生産モデルでは就業を中断したときに賃金が低下する幅が小さいほど、子どもを持つ可能性が高くなると予想される。フルタイムの雇用労働の中で、育児休業を取得しても賃金面で不利にならないのは専門・管理職だけである。しかし、表3に示されたように、実際には専門・管理職では子どものいる人の割合は特に高いわけではない。夫婦の出生行動は家計生産モデルではうまく説明できない結果になっている。また、子供を持つことによる賃金面での不利益は、事務・販売・サービス職と現場労働職に異なる効果を及ぼしているように見える。すなわち、事務・販売・サービス職では就業継続のインセンティブが高い分、育児休業による経済的な不利益が嫌われて、働きつづけるのであれば子どもは持たないし、子どもを持つのであれば離職するという2つの動きがみられる。一方、現場労働職では就業継続のメリットが感じられにくい分、かえって子どもを持つことと就業を切り離れた選択ができるのではないかと思われる。

### Ⅲ. 考察

家計生産モデルによれば、子どもを持つことが妻の将来得られるであろう賃金にあたる経済的損失の大きさによって、夫婦の出生行動は変わってくるはずである。経済的損失の大きさを規定する要因には2種類がある。一つは出産・育児期にキャリアを中断しなければいけない可能性であり、もう一つは中断し復職したときに賃金が低下する可能性である。本稿ではそれぞれについて、妻の結婚前の職種別に実際のデータを用いて推計した。

子どもがいても就業継続する割合は職種で異なり、専門・管理職、現場労働職、事務・販売・サービス職の順に高かった。

就業中断による賃金の低下にも職種による違いがみられた。育児休業の取得が賃金の低下をもたらす職種とそうでない職種がある。専門・管理職では第1子乳児期に育児休業を取ってもそのままフルタイム就業を続けても、その後の賃金にさほど大きな差はみられなかった。事務・販売・サービス職でも第1子乳児時にフルタイム就業を継続するか育児休業を取得し復職することによって、離職した場合に比べ高い賃金を確保することができる。しかし、育児休業を取得した場合はフルタイム就業継続に比べてその後の賃金は大きく低下している。現場労働職では子どもを持つことがその後の賃金にマイナスの効果を持たないのはフルタイムで就業継続している場合だけであり、育児休業の取得ですらその後の賃金を抑制する効果を持っていた。

以上をまとめると、専門・管理職では、本人の努力と工夫の上ではあるが、他の職種に

比べて子どもが乳児期でもフルタイムで就業継続しやすいし、育児休業を取得する人も多く、育児休業を取得したことが賃金面で不利にならない。しかし、それにもかかわらず、専門・管理職では子どもを持つ人の割合は他より高いわけではない。専門・管理職については、ほかのどのような要因が両立を阻害しているのかを明らかにし、その点を改善していくことが必要である。たとえば、制度そのものというよりは運用上、問題が発生しているためかもしれないし、長時間労働や仕事量調節の難しさなどの働き方が出産を妨げている可能性もある。

たとえば総合職の女性をみると、育児休業の取得が一時的に昇進、昇格の面で不利になることがある。また技能の陳腐化を防ぐために、育児休業を取得しても就業規則で定められた期間より早く切り上げたり、復帰後のキャッチアップのために休業期間中に勉強をしたりするなどの大きな努力が必要である。また仕事量の調整は授乳期でさえ難しい。これらの理由から、出産をためらう女性総合職も多い（仙田・大内 2001）。こうした状況は専門・管理職にもあてはまる。専門・管理職の場合、育児休業の取得を人事評価から切り離す、短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方を選択できるようにする、などの改善策が考えられる。仕事の分担を明確にするなどの工夫をおこなえば、専門的業務だけでなく管理的業務についても、職場以外で仕事を行なうことはある程度可能であろう。

事務・販売・サービス職では、専門・管理職に比べると育児休業取得割合が低い。また、妻の現職が事務・販売・サービス職の夫婦では、妻の年齢と結婚持続年数をコントロールしても、ほかの職種に比べて子どもがいる割合は際だって低くなっている（表11）<sup>14)</sup>。これは職場慣行として育児休業が取得しにくい上、育児休業による一時的な離職であっても就業継続した場合に比べるとその後の賃金において不利になることを知っているためかもし

表11 妻の現在の職業と子どもの有無の関係

	係数	標本誤差	t
切片	1.193	0.222	5.384
妻の年齢	-0.043	0.007	-6.195
結婚持続期間(年)	0.144	0.007	19.967
自営業	0.081	0.156	0.517
専門・管理職	-0.033	0.152	-0.219
事務・販売・サービス職	-0.426	0.143	-2.984
パート	-0.086	0.143	-0.598
無職	0.366	0.138	2.647
標本数	7800		
対数尤度関数	-2009.687		
切片のみの対数尤度関数	-2673.420		
$\chi^2$ 検定	1327.467		
自由度	7		
有意水準	0.000		

基準カテゴリー 現場労働職

14) 結婚や家庭に対する意識変数をコントロールしても結果はほとんどかわらない。

れない。育児休業という制度に裏打ちされた一時的な離職でさえ、事務・販売・サービス職では賃金面で不利になる。このような状況では子どもを持たずに就業継続することが、将来の賃金を考えると有利であると判断されているのかもしれない。

事務・販売・サービス職全体では子どもを持たない人の割合が特に高いわけではない（表3）。しかし、賃金面での不利な扱いを避けるために子どもを持たない選択をしている割合が他の職種よりも高い可能性がある（表5、表6、表11）。また、せっかく育児休業を取得しても、その後、就業継続する割合は専門・管理職に比べ低くなっている（表8）。育児休業後に復帰しても就業継続した人に比べ賃金が低いことが両立意欲をそいでいるのかもしれない。また、専門・管理職とは違い、事務・販売・サービス職では短時間勤務による仕事量の調節がある程度可能だが、調節の仕方がポイントとなっている。たとえば一般職でみられるように、仕事量の調節をする際に重要な仕事からはずされて周辺的な仕事しか与えられないとすれば、仕事のやりがいを感じられなくなるであろうし、ほかの人にしわ寄せがいくようなやり方では、周りの目が気になって居たたまれなくなってしまうかもしれない（仙田・大内 2001）。事務・販売・サービス職については育児休業を取得しやすいように、また育児休業の取得が賃金や職場での位置づけの面で不利にならないように職場環境を整備する必要がある。具体的な課題としては育児休業制度の取得方法についての情報提供、復職後に育児休業取得を人事評価の対象にしないこと、育児休業中の技能の陳腐化を防ぐために短時間就業であっても仕事を継続しやすい環境を作ること、仕事量を調節する際に周辺的な仕事を割り振るのではなく技能形成ができるような仕事を与えることなどが考えられる。この職種の場合、こうした対策を講じて出産・育児による就業中断に起因する経済的損失を縮小することが夫婦の出生行動に与える効果は大きいといえよう。

現場労働職の子どもを持つ割合はほかの職種に比べて低いわけではないが、出産・育児による就業中断に起因する経済的損失を縮小させる体制は立ち遅れており、政策的介入の余地が大きい。この職種についても、事務・販売・サービス職と同様に、育児休業制度を取得することが不利にならない職場環境を用意していく必要があるだろう。

本稿では、出産・育児にともなう女性の経済的コストを職種別にみて、どのような課題が残されているかを検討した。専門・管理職の場合、他の職種に比べてフルタイム就業継続者が多いのと同時に育児休業制度を利用する人も多く、復職後もこれを利用したことによる間接的経済損失は小さい。しかし、育児休業の取得が人事評価上、不利に扱われるという運用上の問題や子どもが乳児期であっても仕事量の調節が難しいという問題があった。この職種に対しては、今後、制度の運用面の改善や、短時間勤務や在宅勤務を選択しやすくするなどの働き方への配慮が必要であろう。事務・販売・サービス職ならびに現場労働職においては、育児休業制度を利用することは難しく、また利用したとしても復職後それが賃金面で不利に扱われる者が多かった。また、事務・販売・サービス職では復職後の定着率が低いという問題もあった。これらの点について、今後は育児休業制度を利用しやすくするような職場環境の整備、育児休業中も職業能力や就業意欲が低下しないような支援体制の充実、短時間就業であっても就業を継続しやすい体制の整備などが必要である。



1992年に育児休業法が施行され、少なくとも制度上はどの企業においても仕事と育児を両立可能にする支援体制は整備・拡充されたはずである。しかし運用面ではまだ多くの課題が残されていると考えられる。本稿の分析結果は職種によって両立支援施策の具体的改善点が異なることを示唆したことになる。

## 引用文献

- Becker, G.S. (1965) "A theory of the allocation of time," *Economic journal*, 299, pp.493-517.
- Heckman, J. (1979) "Sample selection bias as a specification error," *Econometrica*, 47-1, pp.153-162.
- 大沢真知子 (1993) 『経済変化と女子労働：日米の比較研究』日本経済評論社.
- 大竹文雄 (1998) 『労働経済学入門』日本経済新聞社.
- 大谷憲司 (1993) 『現代日本出生力分析』関西大学出版部.
- 経済企画庁 (1997) 『平成9年版 国民生活白書 働く女性—新しい社会システムを求めて』大蔵省印刷局.
- 厚生省人口問題研究所 (1993) 『平成4年 第10回出生動向基本調査 -第I報告書- 日本人の結婚と出産』(調査研究報告資料第7号).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1997) 『日本の将来推計人口 平成9年1月推計』(研究資料第291号).
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1998) 『平成9年 第11回出生動向基本調査 -第I報告書- 日本人の結婚と出産』(調査研究報告資料第13号).
- 小島宏 (1995a) 「結婚、出産、育児および就業」人口・世帯研究会監修・大淵寛編『女性のライフサイクルと就業行動』大蔵省印刷局, pp.61-87.
- 小島宏 (1995b) 「第3子出生の要因」『厚生指標』42-2, pp.9-14.
- 佐々井司 (1998) 「近年の夫婦出生力変動とその規定要因」『人口問題研究』54-4, pp.3-18.
- 新谷由里子 (1999a) 「結婚・出産期の女性の就業とその規定要因—1980年代以降の出生行動の変化との関連より—」『人口問題研究』54-4, pp.46-62.
- 新谷由里子 (1999b) 「出生力に対する公務員的環境効果の分析」『人口学研究』25, pp.41-50.
- 鈴木透 (2000) 「近年の結婚力と出生力の低下について」『季刊家計経済研究』47, pp.13-19
- 仙田幸子 (1999) 「職業経歴別に見た既婚女性の出生行動」(国立社会保障・人口問題研究所研究交流会 (1999.2.3) 配布資料).
- 仙田幸子・大内章子 (2001) 「女性正規従業員のキャリア形成の多様性—コース別雇用管理制度をてがかりとして—」(未定稿).
- 総務庁 (1993) 『労働力調査年報 平成4年』.
- 田中重人 (2000) 『学位論文 性別分業の分析：その実態と変容の条件』関西学院大学出版会.
- 永瀬伸子 (1997) 「女性の就業選択—家庭内生産と労働供給—」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女子労働』東京大学出版会, pp.279-312.
- 永瀬伸子 (1999) 「少子化の要因：就業環境か価値観の変化か—既婚者の就業形態選択と出産時期の選択—」『人口問題研究』55-2, pp.1-18.

## The Opportunity Cost of Having Children: Its Difference among Wives' Occupations

Yukiko SENDA, Yoshio HIGUCHI

This paper examines how the opportunity cost of having children differs according to wives' occupations. The analysis of the data of the 10th National Fertility Survey (Couples) yields the following results: (1) although professional/managerial occupation provides higher compatibility of work and family matters, the rate of having children of them stays the same level as those of the rest; (2) as for clerical/sales/service and manual, the compatibility is lower with clericals more so. Based on these results, the authors argue that the desirable measure to develop the compatibility differs from one occupation to another.

## 特集：少子化と家族・労働政策 その2

## 「少子化」問題のジェンダー分析

目黒依子・西岡八郎

少子化現象を女性の社会的役割観や家庭内のジェンダー関係の視点から分析し、少子化に対する政策的含意、提言を導き出すのが本研究の目的である<sup>1)</sup>。

本研究では、少子化現象が「結婚回避」、「出産回避」であると位置づけ、(1)社会システム、(2)価値観・意識、(3)結婚・出産・育児コスト感の3つの要因群に注目し、各種調査データ等进行分析、検討、以下(1)~(3)の結果を得た。

(1)社会システムとしては、戦後の企業中心主義と「夫は稼ぎ手、妻は主婦」という近代家族が一般化し、ジェンダー政策としても専業主婦優遇制度が設けられてきたものの、女性のライフイベントの多様化、女性の自立と自己責任を目指す社会の指向、国際的なプロダクティブ・ライツの思想など、従来の枠組みとは不整合な要素が登場している。(2)価値観・意識については、①1980年代にジェンダー意識の変化がみられるが、男性の側の変化が小さいため男女差、世代差が大きい。インタビュー調査などから、②結婚のメリットは男女ともに減少しているが、結婚のデメリットはとくに女性にとって大きいと意識されている、③女性は、自己犠牲にならないような結婚相手を求めているが、男性の側には、結婚相手について、とくにイメージがない、④出産についても、女性は自分の仕事に与える影響を心配しているが男性は無頓着、などのギャップが見出された。(3)結婚・出産・育児コスト感では、複数の調査データの分析から、①家事負担感が大きいと出産意欲は低く、夫の家事・育児参加をはじめとする家庭役割の分担が少ないほど出産意欲が低くなること、などを明らかにした。

以上に示した少子化現象の要因分析から、とくに、「結婚・出産・育児コスト感」の軽減が急務である。そのためには、「少子化対策」として以下に示す3つのレベルの政策提言をする。

第1に出産・医療システムのなかにリプロダクティブ・ライツ及びヘルスの観念を殖えつけ、女性の生涯健康という観点に立ったシステムに組み直す、また地域の実情に即した育児サポート・システムを整備する、第2に「男性は稼ぎ手、女性は専業主婦」という固定的な性役割を前提としたジェンダーシステムを変革する、第3に、学校教育や市民教育を通じて新しいジェンダー意識やリプロダクティブ・ライツ及びヘルスの観念を普及させる、などの施策を推進する必要がある。

## I. はじめに

本研究の目的は、人口置換水準を大きく下回る合計特殊出生率の低下が「少子化」問題とされるようになった状況に鑑みて、少子化の原因をジェンダーの視点から解明し、少子

1) 本研究プロジェクトのメンバーは、筆者の他に江原由美子（東京都立大学）、岩間暁子（和光大学）、釜野さおり（国立社会保障・人口問題研究所）、渡辺秀樹（慶応大学）の各氏である（アルファベット順）。

化に対する政策的含意、提言を導き出すことである。

日本社会のジェンダー構造は、社会政策一般はもとより職場や家庭における生活全般に反映されている。男女という性別を基準にした役割が固定的であるという前提の下に社会が構成されてきた。公的生活領域＝生産活動の担い手は男性、私的生活領域＝再生産活動の担い手は女性という分業構造が軸となっており、さらにその分業は私的生活領域とされる家庭の中に、成人男性＝夫＝稼ぎ手、成人女性＝妻＝主婦という分業ペアを組み込んできた。このような性別分業の仕組みは出産行動のコンテキストであり、その変化は出産行動に当然影響を与える。近代社会において出産や育児は家族という制度の中での行為となり、家族をつくる前提としての結婚は、当事者の恋愛感情を基礎とする排他的な性愛関係の制度となった。ここでは、恋愛－性関係－結婚の結果として子どもの出生がある。このような制度の下では、出産という再生産活動の担い手は家庭の中の既婚女性であり、ジェンダー分業のあり方によって出産や育児、家事、就業などの諸活動は影響される。

子どもの出生や育成が男女の共同作業であるにもかかわらず、出産する人＝女性（生物学的に）であることから、子どもの出生が女性のみのものであるような認識が根強く、さらに育児に関しては、出産した人が育児を担うものだという前提が強い。このような捉え方は社会規範のレベルのみならず男女を問わず個人レベルの認識としてもみられる。女性の存在証明が出産によって認められる状況では、出産が出生数や出生率という数の問題とされても、それが女性の自己決定の問題として浮上し難かった。日本の出生率低下の背景には、ジェンダー構造が基本的には固定されているものの、生活に反映される様々な変化と日本人、とくに女性の意識の変化が相互に関連し合っ、て、出産意欲の減退を招いたことが予想される。少子化の原因を探るために、家族をもつこと、子どもをもつことについての個人の意識と日本社会のジェンダー構造との関係を確認することが欠かせないのは、出産の行為者が意識的・無意識的に出産行動の決定を行っているからである。

## II. 先行資料のレビューと仮説の検出

### 1. 論点の整理

本研究は既存の資料を用いて分析を行うことを前提としている。従って、資料の制約上少子化問題へのジェンダー・アプローチとして、どのような問題設定が可能であるかをまず確認する必要がある。さらに、日本の特殊性を考慮することも、今後の少子化を理解する上で重要であるとの認識をもって、問題設定のための焦点を絞る議論を進め以下のような問題領域を確認した。

- (1) 出産・育児に関するマイナス・イメージが産意欲を低下させているか？
- (2) 一人っ子では可哀想という「二人っ子規範」が無子につながっているか？
- (3) なぜ、子ども3人を希望する者が実際には3人産めないか？（経済的コストは真の理由か？）
- (4) 子育てにおける母親の負担が産意欲を低下させているか？子どもと関わる諸集団・

諸機関（学校、塾、病院など）間の調整問題

(5) なぜ、日本の男女は同棲しないのか？欧米諸国と違うこの日本の特徴をどう説明するか？欧米のようなキャリア志向とラブ（恋愛感情）の併存は日本では存在しないのか？

(6) 晩婚化、未婚化、少子化などの現象は、日本のこれまでの家族のあり方のツケが回ってきたものではないか？

(7) 日本の夫婦の関係性が問われているのではないか？

以上のような問題領域において、検証作業を行うにあたり、われわれの基本的視点として、女性のみならず男性にも焦点を当てる、少なくとも社会経済的地位やライフステージ別の分析を行う、夫婦のタイポロジーを考案して分析にあたる、子育て負担感や育児態度などの意識についても検討することとした。

## 2. 調査・文献資料レビューと仮説検出

### (1) 調査資料のレビューと知見

予想されたことではあるが、ジェンダーの視点から少子化分析を目的としてとりまとめられた既存の資料は著しく限られていた。本研究の仮説検出に用いた計量分析用の調査資料はおもに以下のものである。

①東京都生活文化局（1990）『母親就業を中心とした社会参加と親役割に関する調査』

②毎日新聞社人口問題調査会編（1992）『日本の人口—少産への軌跡（全国家族計画世論調査）』

③厚生省人口問題研究所（1993）『現代日本の家族に関する意識と実態—第1回全国家庭動向調査』

④生命保険文化センター（1991）『女性の生活意識に関する調査』

⑤生命保険文化センター（1994）『夫婦の生活意識に関する調査』

⑥日本女子社会教育会（1995）『家庭教育に関する国際比較調査報告書』

以上の資料などをレビューした結果得られた少子化に関わる傾向を、次のようにまとめることが出来る。

まず調査①において、「子どもの数が少ない」ことと相関する変数は、「夫婦が伝統的規範を持たない」「妻がジェンダー役割規範を持たない」「妻のジェンダー役割遂行度が小さい」「夫婦が互いに期待するジェンダー役割が異なる」「夫の家庭生活参加が少ない」「夫婦の満足度・配偶者に対する満足度が低い」「子育ての充実度が低い・子育ての不安が高い」「就業関連時間が長い」「育児支援がない」などが浮かび上がってきた。

調査②においては、少産傾向は「避妊の開始時期が早いほど」みられ、高学歴層、若年層、大都市居住者にその傾向が強いこと、また、中絶経験との関連では、家庭のタイプについての妻の意識が「夫婦中心」よりも「子ども中心」の場合中絶経験が少なく、「夫婦中心」型の意識を持つ妻は就業して子ども数が少ないという傾向を示している。出生数と避妊や中絶パターンとの関連及び妻の就業などと家族タイプ別の意識との関連が明らかにされている。

調査③において、「子どもの数が少ない」ことと相関する変数を探索すると「出産・育児サポート資源となる人物がいない」「妻が伝統的規範を持たない」「妻がジェンダー役割規範を持たない」「家族生活満足度が低い」「夫の家事分担が少ない」「夫の育児分担が少ない」「妻が夫の家事・育児協力を不満」「夫に対する妻の家事・育児協力期待が現実を上回る」「夫婦が自宅を離れて就業する時間が長い」「夫が家庭を重視しない」が明らかになった。「家族の機能を出産・育児と考える」場合にのみ子ども数は多い。

調査④、⑤では、少子化と晩婚化との関連をも含めて、子どもを持つことと生活意識との関連を明らかにしようとしている。「晩婚」との相関が強い変数には「夫婦の年齢差が小さい」「高学歴である」「理想の子ども数は少ない」などがみられ、「少子化」との相関が強い変数としては「就業時間が長い」「高学歴である」「賃貸住宅居住」「大都市居住」などがみられる。「少子化」と正の相関が認められるのは「晩婚」「高学歴」であった。結婚や子供を持つことと生活意識との関連は、例えば「バリバリウーマン」と名付けられたいいわゆるキャリア型女性は理想子ども数・現実の子ども数ともに一人またはゼロであり、末子が乳幼児の女性は「生活満足度は低い」「自分一人の時間を増やしたがっている」「無職の場合、理想生活時間と現実のそれとのギャップが最大」といった傾向となっている。また、結婚で最も失うものとして「自由時間が減る」ことをあげている。

調査⑥は、日、韓、米、英、スウェーデン、タイなど6カ国を対象とする国際比較調査であるが、ここでも日本の特徴を浮かびあがらせている。日本の場合、他の国に比べ、子どもと親との接触時間をみると母親の就業の有無で母子の接触時間に最大の開きが見られ、就業と育児の両立の立ち遅れが反映されている。さらに、子どもとの接触時間の父母の差が最大であるのは日本と韓国で、ここにはジェンダー役割の強固さが反映されている。また、家族規範に関しては、家族のライフスタイルの多様性を認める程度は西欧3カ国に近接しているが、子連れ離婚や同棲、非血縁の子を育てるなどの許容度は低く、夫婦と血縁の子どもから成る家族への固執の強さが窺える。

## (2) 文献レビューと知見

### 1) 女性学における少子化問題関連研究にみられる知見

女性学全般において少子化をテーマにした研究は予想外に少ない。ここでは少子化関連領域として「母性」や「セクシュアリティ・性暴力」などを含めて検討した。得られた知見は以下の通りである。（「女性の人権と性」実行委員会編 1991）

①基本的に子育てを女性にのみ負わせて家庭責任を全く負わない企業戦士的な男性の働き方が、少産の原因である。

②そもそも「少子化は問題」ではない。

③女性が子どもを産みながらいない原因は、日本社会における母性イデオロギーの強いこと、母親中心の育児責任、「病院体制の中での出産体験」の問題（医学による女性の身体の管理）などが大きい。

④暴力の被害体験が性関係への忌避感を生む可能性がある。

### 2) 「社会階層と家族」研究にみられる知見

大規模調査から得られた知見では、学歴や女性の就業などの要因が少産と関連があることは明らかである。従って、結婚や家族に関する動向の階層差を確認することは、少子化対策を検討する意味からも重要である。ここでは、この領域の研究が日本では少ないのでアメリカの研究を参考にし、以下のような知見を得た（Aldous, J. 1996, Kohn, M. 1977, McMahan, M. 1995）。

子どもの数自体には階層差は見られないが、その他の面では違いがある可能性が高い。例えば、高学歴層では自己実現が、低学歴層では経済的理由が、理想の子ども数と現実の子ども数のズレをもたらす要因である可能性がある。第1子の育児期間中の夫婦関係のあり方の階層差と第2子希望への影響、役割分業観や育児分担の実際や期待に関する夫婦のズレなどが考えられる（とくに夫婦の階層的地位が異なる場合）。

### (3) 仮説の検出

以上のような調査、文献レビューにより得た知見から浮かびあがってきた実情は、夫は稼ぎ手で妻は主婦であるという日本社会のジェンダー分業、中でも家事や育児が妻のみの責任とされる構造が強固に存在すること、それに対する不満が妻にあることが少産と関連していること、ジェンダー分業に賛同しない意識をもつ女性は少産という選択を結果的にしていること、高学歴女性や大都市居住者にその傾向が強いこと、長時間就業が家庭役割との両立を困難にする要因であること、性関係や出産に関する関心が研究レベルでも低いことから窺えるセクシュアリティとしての出産や産後の制度への日本社会の鈍感さなどである。そして、その背景には、夫と妻とその子ども達で構成される家族を当たり前とする意識が、ライフスタイルの多様化を認めるとしながらも維持されていることで、個人としての生き方と家族の中で生きることのギャップに揺れる女性の状況がみられる。ライフコースに反映される人口学的要因の変化や女性の就業動向などに影響されてきた家族の変化は、結婚観や子ども観等の変化と連動しており、家族の社会的単位としてのまとまりを絶対視する前提も揺らいできている。妻の就業が「稼ぎ手」としての役割を果たせる状態となって、夫と妻の性別分業が不明瞭となるようなジェンダー革命に至れば、それは当然のことながら家事や育児の性別分業も不明瞭となることが前提である。このような「家族の個人化」が達成されない状況では、女性の個人としての生き方の制約につながる結婚や出産は女性の意識の中では忌避されるものとなる。

このような観点から、作業ガイドとなる仮説化に向けて、まず、命題として「個人の意識及び社会システムのレベルでジェンダー革命による家族の個人化が遅延すると、晩婚化及び少子化は進む」を設定し、それを基本にして次のような仮説を導き出した。

1) 就業におけるジェンダー間の不平等は、親の家族規範及び経済力を媒介として、晩婚化及び少子化を促進する。

2) 「出産は結婚制度の中で」という意識が強いと、晩婚が少子化の原因となる。

3) ライフコースの変化とともに変化したジェンダー観は男女で異なり、そのギャップは晩婚化の原因となる。

4) 「男性＝稼ぎ手」規範の下では、男性の経済的自立のタイミングは結婚のタイミン

グを規定する。

5) 少子化を促進する主な要因は、少ない夫の家事・育児分担、それに対する妻の不満、低い生活満足度、低い配偶者への満足度、少ない育児サポート資源、多い就業関連時間、乳幼児の母親の生活不満、子育てで不安感、管理された出産システムへの抵抗感、などであり、その背景には、男性に「稼ぎ手」役割に加えて家族役割を求める若い女性のジェンダー観と性暴力に現れる従来の男性中心のジェンダー関係への抵抗がある。

6) これまでの晩婚化は、不平等なジェンダー役割分業システムの下で、積極的キャリア志向というよりは独身の「成り行き」延長であった。

上の4)及び5)から、晩婚化のみでこれからの出生率低下を説明できなくなると予測される。

### Ⅲ. 分析デザインと方法

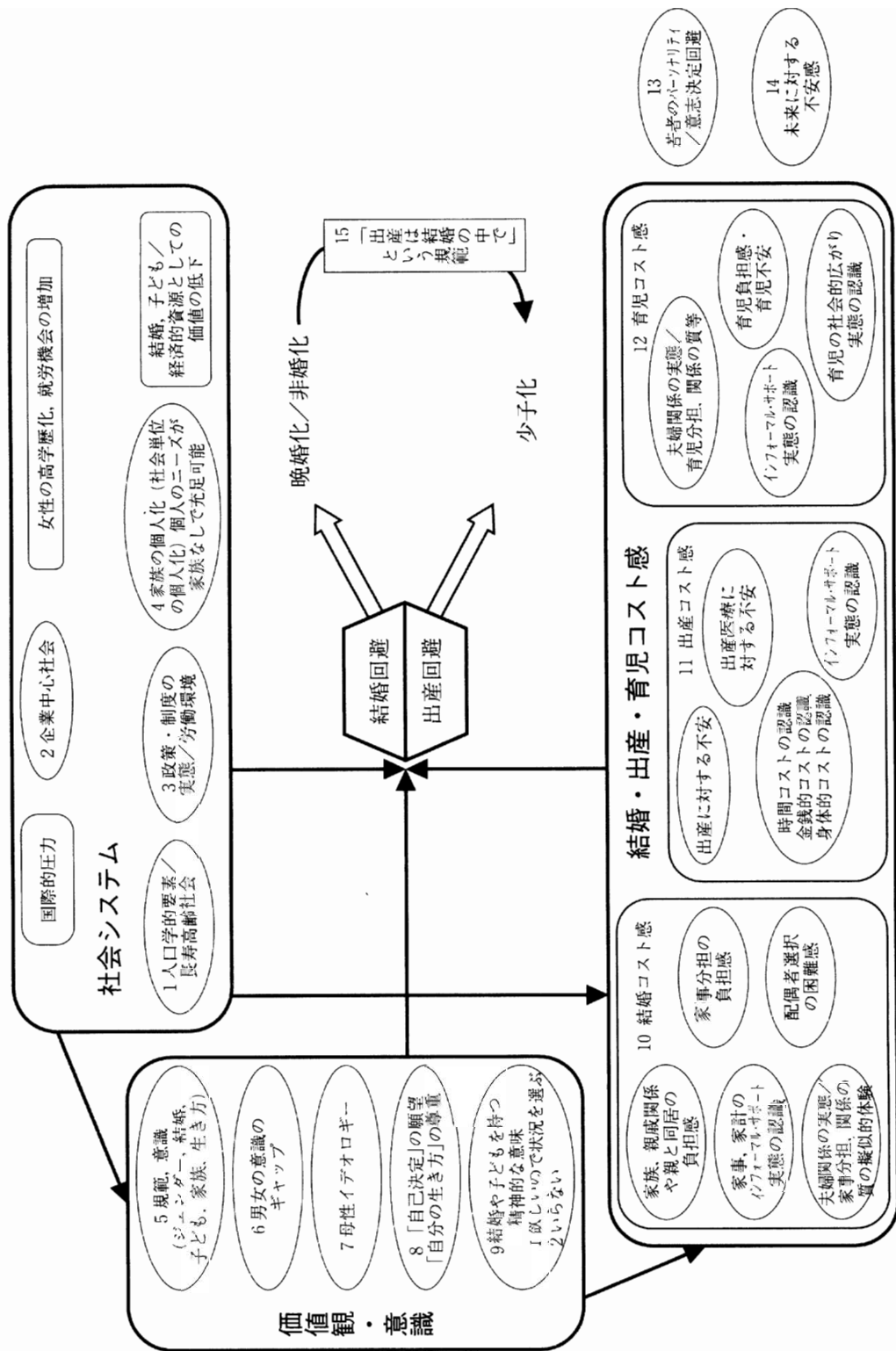
#### 1. 分析デザイン

先行資料のレビューの結果、晩婚化や少子化をもたらした要因を上記のように整理したが、このような状況の背景には、キャリア志向の女性が漸増する一方で、若い女性たちのジェンダー役割観が必ずしもジェンダー役割の代替性を求める方向に変化しているということではなく、男性に対しては近代家族システムにおける男性役割である「稼ぎ手役割」に加えて同システムの女性役割とされる家族役割をも期待し、彼女たち本人は従来の女性役割とされる「主婦役割」につながる行動を回避したい、という意識構造が存在することが明らかとなった。これまでにみられた晩婚化は、積極的キャリア志向の結果というよりは、社会における、家庭における、そして社会と家庭の間における不平等な役割分業システムの下での独身状態の「成り行き」延長であったとみることができるといえる。つまり、現存の社会システムの下では、不満足な状況に入っていくような結婚はできるだけ先延ばしをする、リターンよりもコストやリスクの大きい出産は控えるということである。このような結果からわれわれは、結婚と出産行動の密接な関連は続くものの、晩婚化という要因のみで出生率低下の説明をすることが困難な状況になりつつあると予測した。近代家族システムと適合性の高い性役割分業を前提とする社会システムを根本的に見直さない限り、女性にとって出産はコストやリスクが高いものと意識され続けるだろうということが全体として明らかになったのである。このような分析結果に基づき、われわれは、女性たちの結婚・出産行動に影響を及ぼす諸要因の特定とそれらの関連性を明らかにする分析デザインを図のように仮定した上で、その検証作業を行った(図1)。この分析結果から、可能な限り少子化対策につながる提言を導き出したい。

既に述べたように、少子化の原因は、出産行動の主体である女性たちが置かれた社会的状況の変化とそれにとともなう意識の変化が固定的な性役割分業を基盤とする社会の仕組みの中で形成した「結婚回避」「出産回避」であるといえる。従って、分析デザインに含まれる従属変数はこの2変数で、「出産は結婚制度の中で」という規範が強い状態であれば、こ



図1 結婚行動・出産行動に影響を及ぼす諸要因とそれらの関連性



れら2変数が因果関係をもって少子化につながると考える。この2変数を説明する変数群を3グループに分類し、それらの相互関係及びそれらと従属変数との規定関係を矢印で示した。結婚・出産回避という意識あるいは行動は、女性の積極的あるいは消極的選択であり、また、意識と生活実態とのズレが結婚・出産に関する女性たちの決定に影響を与えていることが明らかであること、また、図中の主要な構造変数のうち、独立変数の第1変数群の中では制度・政策関連及び規範を中心に、また第2・3変数群では意識レベルのものを中心とした。とくに第3変数群は、結婚や出産、育児のコストに関する個人の認識であり、経済的なコストのみでは計れない結婚・出産・育児という行為の負担感が、社会レベルでみられる意識の変化と関連しながら結婚回避や出産回避に結びついているのではないかという新しい予測を検証するためのものである。第1独立変数群「社会システム」で取り上げるのは「人口学的要素」、「企業中心主義」、「政策・制度の実態／労働環境」、「家族の個人化」の4変数である。第2独立変数群「価値観・意識」で取り上げるのは「ジェンダー・結婚・子ども・家族・生き方意識」、「男女の意識ギャップ」、「母性イデオロギー」、「自己決定願望・自分の生き方重視」、「結婚・子どもの精神的な意味」の5変数である。第3独立変数群「結婚・出産・育児コスト感」で取り上げるのは「結婚コスト感」（結婚生活に関連する親・親族関係の負担感や家事分担の負担感、家事分担を含む夫婦関係の実態やインフォーマル・サポートの実態などを含む）、「出産コスト感」（出産や出産医療に対する不安、時間的・金銭的・身体的コスト認識、インフォーマル・サポート実態の認識などを含む）、「育児コスト感」（育児負担感・育児不安、育児分担を含む夫婦関係の実態、インフォーマル・サポートや育児の社会的広がりの実態の認識などを含む）の3変数である。

## 2. 方法

計量分析の対象として用いた資料の中心は、『女性の生活意識に関する調査』（生命保険文化センター 1991）、『夫婦の生活意識に関する調査』（生命保険文化センター 1994）、『現代日本の家族に関する意識と実態－第1回全国家庭動向調査』（厚生省人口問題研究所 1993）で、これらのデータの2次分析を行った。その他の分析に利用したデータは文献一覧に掲示した。

さらに、質的分析のための既存データが不足しているところから、新規のデータ収集のために以下のようなグループ・インタビューと質問票調査を実施した。とくに第3独立変数群と従属変数との関連を確認する上で欠かせないものである。

### (1) グループ・インタビュー

	対象者	人数	年齢層	地域
1)	独身女性	6	20歳代	首都圏
2)	独身女性	5	30歳代	首都圏
3)	独身女性	5	20歳代	山形県鶴岡市
4)	独身男性	5	20歳代	首都圏

- |            |   |               |        |
|------------|---|---------------|--------|
| 5) 既婚女性・無子 | 5 | 30歳代          | 首都圏    |
| 6) 既婚女性・有子 | 8 | 20歳代後半～30歳代前半 | 首都圏    |
| 7) 既婚女性・有子 | 5 | 20歳代          | 山形県鶴岡市 |

(既婚有子は全て子供2人で、過去3年以内に出産経験がある。首都圏の既婚有子グループは2グループに分けてインタビュー)

インタビューは、1999年3月から4月にかけて実施された。面接対象者には前もって年齢や職業など現状について調査票に記入してもらい、それを参考にしつつ、われわれが準備した共通のインタビュー・スケジュールに従ってヒアリングを行った。

## (2) 質問票調査（「出産に関する大学生意識調査」）

調査目的は出産に関する大学生の意識と知識のありようを明らかにすることであり、調査の対象者は、プロジェクトメンバーが担当している首都圏の大学の受講生である。実施期間は1999年1月で、標本数は461サンプルで調査は自計方式で実施した。

結婚や育児の社会的・心理的コスト感については、これまでに十分とは言えないまでも調査の対象となっていた。しかし、「出産コスト感」という概念は、出産が一つの「普通の」行為としてみられ、当事者の不安や身体的コスト・金銭的成本・時間的成本への留意など存在しない状況では、全く新しい、しかも、現代の出産回避につながる要因として重要な意味をもつかもしいのである。ところが、この関連のデータはほとんどない。そこで、簡単な内容ではあるが、出産に関する意識と、その意識形成の基礎となる知識についての調査を行ったわけである。

## IV. 少子化の諸要因－分析モデルの検証

以下では、独立変数群毎に他の変数群及び従属変数との関係を検討し、全体的な考察を試みる。

### 1. 社会システム

われわれの概念枠組みにおける第1独立変数群は、結婚や出産の回避という意識や行動の形成に影響を与え、また、それらに影響を与える第2変数群・第3変数群にも影響を与える構造・制度変数群である。ここでは、先行研究に基づいて重要性が認められる人口学的要素、企業中心主義、政策・制度の実態や労働環境、家族の変化を取り上げることとした。これらの変数は、単独でというよりは相互に関連しあって、日本社会の諸相にみられる様々の変化をもたらしたと考えられる。また、変化の実態が制度・政策・理念などと整合性を保てない状況になってきたことが、結婚・出産意識や行動の変化をもたらしたといえる。社会システムに関する変数は、日本の戦後50余年の社会変動と継続性の中で、晩婚化と少子化の促進に特に影響を及ぼしたといえるもので、ここでは、それらの関連性を既存の資料をもとに考察する。

## (1) 経済発展と企業中心主義

少子化問題の基底には出生率低下という人口問題があるが、これは、戦後日本の復興と切り離せない政策努力の結果であり、それは、企業中心主義の原理にもとづく日本社会の発展政策であった。産児制限のキャンペーンは農村のみならず企業単位でも全国的に展開された新生活運動の主要な柱であった。日本企業の経営家族主義の下で、企業という家のメンバーとなった労働者本人のみならずその妻たちも、夫という労働者の労働力再生産のための福利厚生の一環として企業一家に内包され、仕事に専念できる夫のための家庭という環境作りに専念する仕組みが作られた。子どもの数を制限して養う口を減らし、生活の質を向上させることが労働の質を高め生産効率を高めるという観点からの企業による家族政策は、経済復興から更なる経済成長を実現するための国の政策とも合致するものであった。受胎調節に失敗した際の処置として人工妊娠中絶が優生思想を維持した状態で「合法化」され、妊娠中絶が産児制限の重要な手段となる結果となった。出生力の調整は、女性を中心的なターゲットとした、いわば女性の身体を生殖の道具とする発想に基づいて実施され、女性たちはそのような方針に応え、夫婦の平均子ども数2人というレベルは十数年で達成された。

戦後初期の重工業を基幹産業として進められた産業化は、生産の場での労働力の再生産を家庭で行う仕組みとして「夫は稼ぎ手、妻は主婦」というペアで成り立つ近代家族を日本のシステムとして生み出した。企業に忠誠を誓うことで稼ぎ手役割の担い手としての地位を保証される夫と、その夫に経済的に依存しつつ夫の労働力を再生産する妻が中心となる近代家族は、軍国主義下で少年時代を過ごし、戦後復興期には民主主義教育の下で思想的混乱を体験し青年期を迎えた出生コホートと、それに続く急激な都市化の中でサラリーマンとなったコホートがその担い手となり、当たり前の家族として定着していった。このような家庭におけるジェンダー役割分業は、家庭の内と外とのジェンダー分業でもあり、公的領域の活動は生産労働、家庭での活動は再生産労働として、それぞれの担い手が性別で固定化されるという仕組みが、都市化や職業構造の変化とともに日本社会の基盤となった。近代家族形成の担い手たちは、民主主義教育による平等主義と産業化によって要請されたジェンダー役割分業観を矛盾することのない価値観とする時代の担い手であった。経済成長期の近代家族においては、主流となってきた恋愛結婚をした夫婦は「稼ぎ手」と「主婦」として、家族を養うために働くのは夫＝父親、家事や平均2人となった子どもの育成は妻＝母親が責任者として、ジェンダー分業が固定化した。女性の居場所は家庭であるというシステムの下で、女性が働くのは学校卒業後結婚までの一時期というのがモデルであった。働く女性の既婚率や年齢の上昇がみられた1970年代には、主婦の就労は家計補助として社会的に認められるようになったが、その働き方は男性の場合とは異なる主として「非熟練、低賃金」でパートタイムが典型であった。このような働き方をする女性は、企業にとっては便利な調整弁的労働力であり、日本の経済成長に大きく貢献したといえる。また、働く主婦の意識も、主婦としての役割や存在感を脅かすことのない就労を期待する傾向が一般的であったといえる。

## (2) 近代家族とその揺らぎ

しかし、出生を抑制し、家庭で労働力を再生産するシステムとしての近代家族が定着してきた頃には、そのシステムを揺るがすような条件が出現してきた。近代家族の出現は、戦前の家制度の原理とは異なる家族理念に基づく家族システムへの移行という意味で、戦後の第1期家族変動であった。このシステムを支える諸条件の変化が、はやくも1970年代後半に現れ始めたのである。家族の中心であるとされる女性の就業パターンの変化や高学歴化が結婚観や家族観の変化、多様化を促したことは否定できないが、その基底には、寿命の伸びと出生率低下による日本人のライフコースの変化がある。日本社会の高齢化が注目されるようになり始めても、男性の生き方は一家の稼ぎ手として働くことを中心に組み立てられることに変わりはなかった。しかし、女性にとっての生き方は大きな挑戦を受けたのである。出生児数2人の場合、長子と末子の出生間隔は短縮し、その分育児期間が短くなる。これは「親業期間」の短縮であり、寿命の伸びと結びついて、末子の成人をみることなく死亡した一生とは異なり、親業期間の後に来る「脱親期」の出現につながった。日本の場合、この「脱親期の誕生」及びその期間の伸長が比較的短期間で急速にみられたことが特徴で、日本の経済成長の担い手となった世代は、そのライフコースの前半には予想しなかったような、また日本人が歴史的に未経験のライフステージをどう生きるかが問われることになったわけである。寿命が延びたことで成人期が長くなり、同時に学校教育の期間が長期化し、また学卒後の就業が当たり前となって、結婚や出産のタイミングの遅れや育児期間の短縮による「脱親期」が出現しそれが長期化するという傾向は、女性にとっては一生を「主婦・妻・母として生きる」ことの現実的基盤を揺るがせたといえる。また、離婚の増加は、一つの夫婦関係が一生継続するとは限らないことを示した。学校終了、結婚、出産、離婚、再婚などのライフイベントの経験タイミングの変化により、一度決められたコースを歩むことで一生を終える可能性が減少し、さまざまなライフイベントの種類や経験タイミングを一人一人が選択する状況が現れたということである。産業化過程の中で高学歴化や家庭外就労の機会の増加にともない、女性の人生における結婚や家族の意味を問い直す意識が一般化してきたのに対し、一家の養い手として働くことに専念してきた男性たちのライフコース・イメージは近代家族を前提としたままであり、ジェンダー役割観の男女差が、女性の結婚回避傾向につながる要因となっている。このことは、女性が社会的に一人前として自立できる状況となったために結婚に消極的となったばかりではなく、配偶者選択における男女のジェンダー観のミスマッチによる晩婚化が生じてきたということである。

晩婚化や出生率の低下傾向がみられ始めた1970年代半ばは、女性雇用者のうちに占める既婚者の割合が5割を越え、年齢別女性労働力率のM字型の底点が25-29歳から30-34歳に移行するとともにM字の後ろの頂きがはっきりとするM字型就労パターンが定着し、女性雇用者中の短時間雇用者の割合が急増し始めた時期であった。出産期がやや遅くなり、子育て後はパート的就労をするパターンの始まりであり、近代家族を守りながら主婦として家庭外就労をする女性の生き方が最頻ケースとして現れるようになってきた。この時期に、

女性の生き方を問い直すもう一つのインパクトとなったのは、グローバルな男女平等・発展（開発）・平和への国際的な取り組みである。1975年を国連婦人（女性）年と定めて以来、1995年の第4回世界女性会議に至る国連及びOECDやILOなどを中心とする国際的な女性の地位向上へのアプローチに対して日本政府は賛同し、第1回世界女性会議（1975年）後、総理府に「婦人問題対策室」（現「男女共同参画室」）を国の担当機関として設置、世界行動計画に基づく日本の国内行動計画の策定、「女子差別撤廃条約（通称）」署名に基づく国内法の改正や「男女雇用機会均等法（通称）」の制定などの女性政策を展開している。このような対応は、女性が社会的に独立した存在であることを制度的に確認したという意味で重要である。

### (3) ジェンダー政策

このような女性政策の流れは、戦後の経済復興・発展の仕組みの基礎となった企業中心主義と近代家族システムにおけるジェンダー役割の固定性やその仕組みを支える制度の見直しにつながったのだろうか。女性や家族を念頭においた政策を概観すると、次のようにまとめることができる。戦後の占領政策には女性の参政権・労働権などを含む男女同権が唱われた一方、母性保護・母子保健などに関する政策ではジェンダーとしての女性を生物学的性としての母に還元する発想が基底にあった。経済成長を支える仕組みとして、資本の要請に忠実な「稼ぎ手」とその再生産に家庭で専念する「主婦」で構成される家族像を前提としたジェンダー役割を固定化する方向への政策は、1960年代から1970年代にかけて次々に打ち出された（目黒 1998）。

まず、女性を夫という男性に経済的に依存させる状況に置くという仕組みとして現在でも問題提起が続いている税金の配偶者控除制度は1961年に発足した。翌1962年には学習指導要領が改訂され、中学校に技術・家庭科がそれぞれ男女別のカリキュラムとして新設され、その翌年には高校で「家庭一般」が女子のみ必修となった。同1963年には、経済審議会による「人的能力発展のための課題と対策」が答申された。これは、高度経済成長にともなう労働力需要と高学歴化にともなう若年労働者不足、機械化による労働内容の単純化、企業側の人件費削減ニーズなどの状況において、女性をパートタイム労働に活用しようという主張で、家庭での再生産活動に支障を来すことなく、また、雇用調整の安全弁としても便利な労働力として、女性の労働権を認めるというよりは、近代家族のジェンダー分業を強化する性格のものであった。

1966年の中央教育審議会による「後期中等教育の拡充整備についての答申」では、産業界が求める人材育成に合う教育を前面に出し、女子に関しては家庭における独自の役割を担う故、その特性を生かすような履修の方法を求めた。この答申の別記として付記された「期待される人間像」では、産業化の進展にともなう人間疎外の危機に対処するための機能を愛の場としての家庭に求めている。このような経済発展中心の発想で個人の生活に介入する政策姿勢は、家庭生活審議会の「あすの家庭のために」（1968年）、教育課程審議会「高等学校教育課程の改善について」（1969年）にみられる「男女の特性教育」の強調と続いた。一方、1972年には働く女性が家庭生活と職業生活の両立を可能にするような配慮を

要請した「勤労婦人福祉法」が公布・施行された。1960年代は、経済成長のための企業が求める労働力とそれを支える家庭としての近代家族の定着が政策課題となったが、その家族とは、形の上で恋愛結婚に基づく夫と妻が中心の家族とはいえ、役割分業の遂行によってつながっているものの、精神的サポートという面が未熟な集団であった。家族の機能低下や危機に対応する社会福祉政策の必要性が認識され始めてくる時代であった。

1970年代の半ばになると、高度経済成長の終焉とともに、家族は社会的支援の対象から社会保障の担い手とみられるようになる。政府による「家庭基盤の充実に関する対策要綱」(1979年)は家庭を国の中核的組織と位置づけ、「家庭の日」を国民の祝日として意識を高めることや、老親扶養・三世代世帯に対する持ち家政策(長期で低利の住宅融資)や税制上の優遇措置を掲げた。大平総理時代の政策研究報告書である『家庭基盤の充実』(政策研究会家庭基盤充実グループ 1980)では、三世代同居を日本人の親子観、内面的道徳の反映であるとし、その支援策を講じている。そのスタンスは、女性が外で働いて収入を得ることが評価されるようになり、専業主婦が自信と誇りを失い、欲求不満や迷いを持つようになったため、家庭基盤充実の施策は女性の育児活動に対する社会的評価を改善向上するものであり、専業主婦の役割の評価を高め、彼女たちを勇気づけるものとして、配偶者手当の大幅増額を提案した。働く女性に関しては、本来育児は家庭において親によって行われるのが望ましいと知りつつ、やむを得ず働く女性たちのために、家庭の役割を部分的に代替するものとしての保育所や託児所の制度整備を訴えている。1980年には、夫の財産形成における妻の寄与を評価し、夫の死後の妻の経済的地位を守る意図で、配偶者の民法上の法定相続分を3分の1から2分の1に引き上げ、1984年には、税制改正により非課税限度額引き上げ、パート所得の減税、同居老親の特別扶養控除などを実現した。さらに1985年には、主婦の年金権を「基礎年金」として年金制度に導入し、1987年には所得税における配偶者特別控除を取り入れた。

本来、国民国家の形成と適合性をもつ家族として形成された近代家族であるから、家族への支援はその外部システムが提供する仕組みが成立しているはずである。しかし、そのような側面は経済成長に有利なジェンダー役割分業の部分が強調されることでかき消され、経済成長の停滞の下で政府の社会保障システムのスリム化を計ろうとする政策の方向性は、家庭の自助努力を基にした「日本型福祉」社会をつくるために女性を育児や老人のホーム・ケアの担い手として専業主婦の制度的保護を強化するというものであった。この1980年代という時期は、国連を中心とする女性の地位向上を進めるための国内施策を実現していくことが要請されている時期でもあり、この間に実現された妻の法定相続分の増加や家事労働の評価、年金権の確立などは、国際社会で合意された女性の地位向上の内容に即したものと見える。しかしながら、税金や年金制度の下で保護される妻は専業主婦であり、その立場から逸脱することなく隙間就業をして家計を補うパート就業主婦であって、これらの制度は働く女性が増加し、「男女雇用機会均等法」が成立していったにもかかわらず、夫に扶養されない妻やシングル女性たちの家事・育児・老親介護などの評価を認めるものではない。そこには、家庭基盤とは家庭に専従する主婦のみが担うものであるという思想が根

強く存在し、家族は結婚した男女、子どもやその他の生活共有者たちが作り上げていくものだという発想がない。国際社会の合意となったジェンダー役割分業の否定とは逆の方向にすすめられた政策である。女性が経済力を持つことは女性のエンパワーメントの重要な要素であるが、専業主婦優遇の諸制度はこれを否定する性格のものといえる。

#### (4) 政策理念・制度・実態における不整合

1980年代の家族政策は、一方では家族を福祉社会日本の主体的な基礎単位として位置づけ、その核となるべく主婦の果たすケア役割を想定し、その役割を社会的に評価するとしながら、他方では国際化の動向をふまえた日本の将来像を価値観の多様化・人口高齢化・女性の社会進出などに応じた個人の自己責任による自己実現を促進する生活の場としての家族と捉え、働き方や家族のあり方を選択する主体的な単位は個人であるとするスタンスをとっていた。このような個人の自立を要請する政治理念は1990年代に引き継がれ、日本社会は性別・年齢などを問わず誰もが快適に自己実現を追求し個性が発揮できるような方向を目指すものとされた（通産省 1990）。『平成4年版国民生活白書』（経済企画庁 1992）は、主体としての個人が生き方の選択をする、家族はそのための場であってそれ自身が行動主体ではない、従って一般的に成立していた平均的な家族像に基づく政策が現実の変化に対応できない場合には柔軟に変化を受容し対処する必要があると述べ、性別分業を前提とした主婦という女性の家庭への囲い込み制度の見直しを示唆している。しかしながら、男性に付随することで存在証明を得、生活保障を確保するという社会システムの中に置かれ続けていた女性の多くは、自己責任においてニーズを充足し、生き方の選択を主体的に実行することができる個人に突然変異するわけではない。家事も育児も仕事も老人介護も、そして地域社会の活動もと幾多の役割をになうことを期待される女性たちの選択は、現実に入手可能な資源を駆使する範囲内でのものである。既婚女性の就労が増大し、単親家族（特に母子家族）が増加傾向を示し、「非家族的生活者」の女性が青年期のみならず高年期でも多いという現実に対し、専業主婦をその典型とする女性を念頭においた家族政策が継続してきた中で、M字型ライフサイクル・パターンや少産化もそのような選択の結果であったといえよう。また、夫に扶養される妻とその夫のペアが単位として優遇される制度の下で、その有利性を維持する就労パターンとしてパートタイム就労が増加してきたのも、このような選択の結果だといえる。家庭外の仕事と家庭内の家事というジェンダー役割分業は、夫のみが就業する片働き夫婦と夫就業・妻パート就業の夫婦において類似のパターンがみられるが、これは妻の就業によって夫婦の役割分業が変化をしない方が現存の社会の仕組みに適合性が高いということの証明になろう（例えば、日本労働研究機構 1995）。女性の高学歴化や就業という社会進出が、女性の経済的自立の方向に向かうのではなく、夫に扶養される身分を維持することによって女性が社会保障を確保できるという仕組みが続いてきたのである。

女性の「社会参加」が女性政策のキーワードとなった1980年代に活発になった主婦を中心とする地域活動は、従来の家庭内役割に追加された家庭の外での無償労働という新しい役割となった。主婦が主婦として地域で担う役割の追加にともなって家庭内のジェンダー



役割が緩和されたわけではなく、新役割の獲得が稼ぎ手と主婦の分業システムの変化に直結することはなかった。このような新性役割分業システムは「女性は家庭」から「女性も地域という家庭の外へ」と生活領域の拡大を意味するが、近代家族の基本理念を否定するものではない。

女性の就業それ自体は当たり前、地域活動も行政に支援されるといったように、女性が家庭の外に出ることが普通のライフスタイルとなった。しかし、女性の就業は「稼ぎ手」としての男性のそれとは異なる仕組みが維持される一方、老親のケアという大きな役割が家庭内の役割として増大している。また、地域での活動も消費者としての観点からのものが中心で、これは家庭内役割の延長線上にある。女性の活動や行動の範囲が広がり、ライフコースに変化がもたらされて、女性の意識が変化してくるにつれ、社会のジェンダー分業という大枠を崩そうとする試みもみられるものの、おおかたの傾向はその大枠の中で可能な修正や選択を試みるという、一種の自己防衛的対応であったといえる。近代家族を前提として組立てられた制度が引き継がれたままで次の段階が見えない不安ゆえに、次世代につながる人生設計に積極的になれない状況がある。

#### (5) リプロダクティブ・ライツ

1994年にカイロで開かれた国際人口・開発会議は、それまでの人口会議とは異なり、女性の人権としてのリプロダクティブ・ライツをキー・コンセプトとすることで、一連の女性の地位向上運動の重要な一部となった。国連の公式用語となったこの概念は、1995年の第4回世界女性会議（北京）において採択された行動綱領にも重大領域の一つとして位置づけられ、従って日本の国内行動計画にもそれが反映されることとなった。その一環として1996年6月に成立した「母体保護法」は、戦前の「墮胎罪」をひきずったままの「優生保護法」の優生思想の部分削除したものであるが、そこにはジェンダーとしての女性を生物学的性としての「母」に還元し女性の身体を政策的にコントロールするものという発想が根強く、リプロダクティブ・ライツの概念にそったものとは言い難い。人口や保健に関わるこれまでの行政は、出生行動の主体である女性を単なるターゲットとして認識し、そのように位置づけていた。カイロ会議や北京会議の意志を政策に反映させるためには、根底的な発想転換を迫られているといえる。

1997（平成9）年10月に発表された人口問題審議会報告書は、個人の自立・自己実現と他者への貢献が両立する新しい家族像を基本にした社会造り呼びかけ、人口問題を数としてのみならず、少子化の要因として女性の意識や状況に注目し、さらにその背景に個人の生き方の多様化を阻害する固定的な性役割分業構造の存在を指摘している。少子化の功罪について両論を併記しながら何らかの対応が必要であるとしている。そしてその場合、「戦前・戦中の人口増加政策を意図するものではないこと」、「妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約してはならないこと」、「男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではないこと」など、個人の選択や決定権を前提とした政策介入であることを強調している（人口問題審議会1997, p.17）。また、『平成10年版厚生白書—少子社会を考える』（厚生省 1998）は人口問題審議会報告書を受けて、出生率回復への試み

は個人の自立を基本とするという立場を取り、自立した個人の生き方を支える家族、そのような個人が連帯し支え合う地域、多様な生き方と調和する職場や学校、が求められる方向に日本社会が変化してきたことをデータを駆使して論じている。「自立した個人」「男女共生」など性別分業や世帯単位の諸制度に挑戦するキーワードを基礎にして書かれた白書のアピールが、日本社会のジェンダー構造の変革なしに有効な少子化対策がないということを行行政が認識した証明であれば、今後の課題はその実現あるのみであろう。

## 2. 価値観・意識

ここでは、第2独立変数群として5つの変数を取り上げた。これらに関する実情を整理し、これらと結婚・出産・育児コスト感や結婚回避および出産回避との関連を確認する。

### (1) ジェンダー、結婚、子ども、家族、生き方に関する規範・意識

本報告においては、ジェンダー意識とは社会的文化的に形成された性差及び性別に関わる意識・態度・行動・規範などをいう。「ジェンダー」という言葉は、第二波フェミニズムが台頭した1970年代以降、女らしさ・男らしさなどの性別的特徴や性差のうち、社会的文化的に形成される側面を指す言葉として、学問・運動・政策などにおいて頻繁に使用されることになった。知能や性格などにおいて性差がそれほど明確には存在しないことが明らかになった今日においては、性差を指すというよりむしろ、行動における男女差をもたらすような固定的役割観や固定的男女観などを指す言葉として使用されるようになってきている。本報告でもそうした用法に添うものであるが、それをより明確にするために、われわれは「ジェンダー意識」という言葉を用いる。

この意味でのジェンダー意識は、1975年の国連国際婦人（女性）年を契機として日本の「国内行動計画」が策定され、女性政策が表面化した頃から変わり始め、特に1980年代末から90年代にかけて大きく変容したといえる。現代社会における全てのジェンダー意識を規定していると思われる「性別役割分業意識」は、最も広範かつ頻繁に用いられている調査項目であるので、以下、その変化の様相をみてみよう。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しない男女の割合が増加傾向を示し、全国調査における最大の転換点は1987年から1990年にある（総理府 1990）。また、東京都の調査でも、1985年から88年の間ではむしろ「賛成」が増加するかにみえたが、93年、96年と継続して同感者が激減しており、やはり転換点は1980年代末から90年代にあるといえる。性別役割分業意識の強さは他の性差意識と強く相関がみられるので、これをもって他のジェンダー意識の変容を推測することが可能である<sup>2)</sup>。

### (2) ジェンダー意識の男女間・世代間ギャップ

上記の全国および東京都の調査において性別分業に同感すると回答したものは、いずれ

---

2) 『少子化時代の母親意識に関する総合的研究』（目黒編 1995）の調査項目において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と1%水準で相関があった項目には「女性の幸福は結婚にあるので女性は結婚したほうがよい」「女性は子どもを産んで初めて一人前だ」「父親の基本的役割は家族が安心して暮らせる稼ぎを得ること」「理想のライフコースは結婚や出産を中心に」「女性の自立の条件として、経済力や自己決定力は重要でない」「男性の自立の条件として、家事能力や育児能力は重要でない」などが含まれる。

の時期においても女性よりも男性が多く、その差は16ポイントから8ポイントにのぼっている。また、性差には世代差がみられ、東京都の場合、「男は仕事、女は家庭」という明確な分業であれ、女性の働き方についての意識であれ、年齢が高い世代よりも若い世代の方で男女間の差異がより大きくなっている。成人と高校生を対象にした調査によれば（東京女性財団 1996）、「男は仕事、女は家庭」に賛成の回答をした高校生女子は約3人に1人、男子は3人に2人弱で、その差は30ポイントであるが、成人で賛成は女性57%、男性79%でその差は22ポイントである。性別分業への賛同は若年層の方が低い、男女差に関しては逆に若年層の方が大きい。神奈川県民を対象にした調査（神奈川県 1995）では、男女共年齢が若いほど「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別分業に否定的な意識をもっていることが明らかとなっているが、年齢が若いほど、男女差が大きい。少なくとも首都圏の男女に関していえば、若い世代の方が性別分業について肯定度は低い、その男女差は大きいといえる。

以上のことから、若い世代においては、女性は従来の生き方に囚われることなく変化しているのに、男性の意識が変化しないという、ジェンダー意識のギャップが生じていることが判る。上述の「男は仕事、女は家庭」という性別分業以外のジェンダー意識についても、20歳代、30歳代の女性たちが従来の規範に反発する傾向がみられる。例えば、女性の働き方についても「腰掛け的に働く」のではなく「男性と同じように働くのが良い」と考えるようになってきているし、「結婚は個人の自由」であり、「夫婦別姓制度」に賛同する傾向が他の年齢層や男性より強い。また、子どもをもつことについても「女は子どもを産んでこそ一人前」「結婚したら子どもを産むのは当たり前」という考え方には圧倒的に否定的で、「産みたくなければ産まなくても良い」「産みたがらなくてもしかたがない」という選択に肯定的である。

子育てについては、男性の育児休業に肯定的で、子どもの性別による育て方には否定的、そして「女性が家庭にいて子どもを育てないと家庭がだめになる」という考え方を肯定する者は少ないものの明確に否定する者も少ない、といった揺れがみられる。これは、「三歳までは母親が」という「三歳児」神話が若い母親たちに強い影響を与えているからだと推察される（江原 1999a）。

### (3) ジェンダー意識・生活意識と結婚回避

以下では、分析デザインに示した第2変数群と従属変数との直接的な関連について、主として生命保険文化センターによる調査④と調査⑤をもとに検証した結果を述べたい。調査④は、全国の20歳から44歳の女性を対象（2,362票）とした女性の生活意識調査で、本分析には40歳未満のみを使用した。調査⑤は、首都50km圏の20歳から49歳の既婚男女（2,355票）を対象とした夫婦の生活意識調査で、本分析では今後も出産を経験する見込みのある40歳未満の男女データを用いた。

まず、調査④に含まれている変数中ジェンダー意識の指標として「結婚したら女性は家事・育児に専念すべき」「家事・育児のほうが、仕事よりも好き」「あえて結婚する必要はない」「あえて子どもを産む必要はない」を、自己決定願望の指標として「人に頼らず生き

ていきたい」「新しい生活を求め、暮らしを変えていきたい」、結婚・家事・育児コスト感の指標として「子どものためにはすべてを」という、子ども中心主義を表す項目や「結婚のメリット・デメリット」項目、「家事・育児に関わる結婚のメリット・デメリット」項目、「子どもは生きがい」「家事・育児の不満」「夫の家事・育児参加」を取り上げた。結婚意欲を表す項目は「結婚したいかどうか」である。

重回帰分析による未婚女性の結婚意欲に関する結果は次の通りである。未婚女性の「結婚したい」という気持ちの強さは、子どもを産み、育てることを結婚のメリットとして考えている人に強い。これは、「結婚イコール子どもを産む場所」「子どもを産むのは結婚の中で」という構図が、独身女性の意識の中でできあがっていることを物語っている（図1の15）。それと関連して、子どもにはすべて与えたいという考えの強い人は、結婚を強く望んでいるという結果も得られた。

また、予想できるような結果ではあるが、結婚と子どもについての価値観が、結婚意欲に影響していることがわかった。まず、結婚や子どもの「必要性」に対する考えをみると、「結婚は必要ない」「結婚したからといって子どもを産む必要はない」という考えに賛成する人ほど、結婚への意欲が低い。必要かどうかとは別の側面として、結婚に対して感じるメリット・デメリットの影響をみると、結婚にメリットよりデメリットを感じる人ほど、また、子どもを産み、育てることができることを結婚のメリットと思わない人ほど、結婚への意欲は低くなっている。

統計的に効果が有意でなかった項目は、「結婚したら女性は家事・育児に専念すべき」、「人に頼らず生きていきたい」であった。また、学歴や個人の収入も有意の効果が見いだせなかった。

比較的高学歴者の割合が高い首都圏の女性サンプルを用いた調査（目黒 1995）では、「自己決定」願望と結婚願望との間には負の相関が強くみられ、少数派とはいえ約3分の1を占める「女の幸福は結婚にあり」、家庭の内外の性別分業や結婚・出産中心のライフコース、「女は出産して初めて一人前」、主婦の枠を越えない仕事、などに肯定的な意識を持つ女性は、女性の自立にとって「生き方の自己決定力」は重要でないと考える傾向が強い。しかし、年齢が若いほど、このような考え方に否定的であるので、晩婚化・非婚化につながっていることが推察できる（釜野 1999a）。

#### (4) ジェンダー意識・生活意識と出産回避

上記の結婚意欲に関する分析と同様に、同じ調査のデータを用いて出産意欲に関する分析を行った結果、次のような結論が得られた。ここでの従属変数は、「欲しい子どもの数」と「子どもが欲しいか欲しくないか」である。前者の場合は重回帰分析、後者に関してはロジスティック回帰分析を、未婚者、有子数別既婚者グループ別に行った。

まず、出産意欲に影響を与えているのは、女性たちの結婚と子どもについての考え方である。「結婚したからといって、あえて子どもを産む必要はない」の考えが強い人ほど、出産意欲が弱い、という関係が現在独身の女性と子どもが一人いる女性にみられた。同様に、子どもを産んで育てることができることを結婚のメリットとしてあげている人ほど、出産

意欲が高い。この傾向は、独身女性、子どもがいない人、子どもが一人の人全てのグループにみられた。

子どもそのものに対する考え方も出産意欲に影響している。現在子どもがいない、または子どもが一人いる既婚女性では、子どもには、教育やおしゃれなどを含むすべてを与えたいと考える人ほど出産意欲が高くなっている。

さらに、生命保険文化センターによる調査⑤（首都50km圏の20-49歳の既婚男女2,355票を対象とした夫婦の生活意識調査）のデータを用いて出産意欲に関する分析をした結果、次のような知見が得られた。ここでは、少子化の背景としてとくに「家族観」に着目し、家族に関する価値観が「伝統／個人主義」的であることは「出産意欲」にどのような影響を及ぼしているのか、を中心に男女別に比較分析を行った。また、「出産意欲」を構造的に制約する条件となりうる「社会経済的地位」も分析に含めてコントロールした。なお、第何子の出産であるかによって「出産意欲」の抑制要因は異なると考えられるため、第一子出産、第二子出産、第三子出産に分けて、第2独立変数群との関係を探るべく、重回帰分析を行った。「伝統的／脱伝統的価値観」は「妻は家事や育児に専念するのがよい」「結婚しても、必ず子どもを持つ必要はない」で計り、「社会経済的地位」は年齢、学歴、女性の職業の有無、男性の所得で、また、「個人主義志向（男性版）」は「配偶者に迷惑がかかって、自分の納得のいく生き方をしたい」、「個人主義志向（女性版）」は「今後は一人の時間を大切にしたい」、「生活設計志向」は「何年後までに何をするというように、きちんと生活設計を立てて暮らしたい」で計った（各調査の目的が本研究と異なるため、用いられていた質問カテゴリー中、最も妥当なものを選んだ）。

分析結果はつぎの通りである（岩間 1999）。

- 1) 第何子の出産であるか、によって、「出産意欲」に影響を与える要因は異なる。
- 2) 「出産意欲」に影響を及ぼしている要因は、男女で異なる。例えば、女性の場合には、「第二子出産」において「有職」であることはマイナスの効果を持ち、この結果は、働く女性にとって子育て環境が整備されていないことを反映していると考えられる。他方、男性にとっては、「年収」が問題となっており、第一子出産において所得が低いことによって出産意欲が低下することが明らかとなった。
- 3) 「晩婚化」との関連については、第二子、第三子の出産に関しては年齢が上がるほど出産意欲は有意に低くなることから、相対的に遅く結婚したカップルは「子どもは持つが一人まで」という選択をする可能性が考えられる。
- 4) 一般的に、「家族観」と「社会経済的地位」の両方が追加出産意欲に効果を与えている。
  - i 「第一子出産意欲」について
    - (i) 男女ともに、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」という価値観を強く持つほど出産意欲が低い。ただし、この効果には、「出産意欲が低いからその状況を合理化するために子どもは不要という考え方を持つようになる」という逆方向の因果関係が関与している可能性が考えられるため、この「合理化」の効果を考慮して考察する必要がある。

(ii) 男性については、本人の所得が低い場合には子どもを持つという意欲が抑制される。

ii 「第二子の出産意欲」について

(i) 男女ともに年齢が高くなるにつれ出産を控えようとする。

(ii) 有職女性は第二子の出産に消極的である。ただし、これについても、「第二子の追加出産に消極的だから職業を持ち続ける」という逆方向の選択が関与している可能性がある点を考慮して解釈する必要がある。

(iii) 男性の場合には、妻が仕事を持っているが否かは関係ない。

(iv) 女性についてのみ、今後は一人の時間を大切にしたいという「個人主義志向」の強いことが出産を抑制する効果を持つ。

(v) 男性の場合には、「妻は家事や育児に専念するのがよい」という伝統的な性別役割分業を肯定するほど子どもを持つとする動機付けが強い。逆に、「配偶者に迷惑がかかって、自分の納得のいく生き方をしたい」という男性は子どもをもつことを控えようとする。

iii 「第三子の出産意欲」について

(i) 第二子の出産と同様に、年齢が高くなるにつれて男女ともに産み控えようとする傾向がある。

(ii) 女性の場合には、第二子出産と同じく「個人主義志向」の強さは「出産意欲」を低める（男性にはこのような影響はみられない）。

(iii) 夫の年収が高いことは妻の「出産意欲」を高める効果を持つ。

(iv) 男性の場合には、「何年後までに何をするというように、きちんと生活設計をたてて暮らしたい」という考え方をするほど、第三子の出産意欲が低い。

また、ジェンダー意識と女性の出産意欲との関連について、上記とは別の首都圏の女性を対象（1,105票）とした調査データ（目黒編 1995）を、上と同様の方法で分析してみた結果、次のことが明らかになった。

未婚者グループでは、「子どもは手間がかかって面倒」という子ども観をもつ者や「仕事と子育てのバランス」についての考え方が父親と母親について同じであるとする者、理想の子ども数に比べて実際に持つ予定の子ども数が少ない理由として「年齢」や「健康」「子どもを持つ必要を感じない」「子どもがあまり好きでない」をあげた者ほど、実際に持つだろうと思う子ども数が少ない。

既婚者で子どもなしのグループでは、「子どもは手間」「年齢」「健康」「持つ必要なし」「好きでない」と予定子ども数は少ないが、さらにリプロダクティブ・ライツに関する「子どもを産むか産まないかは女性本人が決めるべき」に賛成する者ほど、予定子ども数は少ない。既婚者で子ども一人の場合には、理想より予定の子ども数が少ない理由に「仕事と子育ての両立が難しい」をあげた者ほど、予定子ども数が少ない。子ども二人の場合には、有意な関連は見いだせなかった。

(5) 世代間・男女間意識ギャップと結婚コスト感・結婚回避

ジェンダー意識の変容が結婚や子育てに影響を与えることは否めない事実であるが、ジェ

ンダー意識の変化が世代間で、また男女間で異なることによる緊張が、個人間の関係においても、また個人と変化の遅い社会制度との間にも生じる。生き方についての規範とそれに対応する社会の仕組みが固定されている状況で人生の大半を送ってきた世代、その規範が柔軟性を持ち始めた時代の担い手、本人が好きな生き方を選べば良いという親に育てられた最近の若い世代、そして、それぞれの世代に見られる意識のジェンダー・ギャップが、規範の多様化といわれながら、一種の無規範状態を呈していると言えるかも知れない状況である。誰かの敷いたレールの上を走ることを基本的には期待される仕組みの中で、降ってわいたように、自己責任による選択が問われ始めている昨今である。将来への不安感が、自己責任で長期的に取り組むことになる出産と、それにつながる結婚に消極的にさせていることは、十分に考えられる。とくに、結婚や出産が人としての生き方というよりも生き方の選択肢となってくると、その選択はメリット・ベースとなる。結婚や出産のコストという概念の有効性自体がそれを裏付ける。

われわれの分析では、社会システムや価値観・意識の変化とそれらのギャップが結婚や出産の回避につながるメカニズムをより明らかにするために、「コスト感」という概念を導入して、限定的ではあるが質的データで補充することで説明を試みた。

まず、独身男女の価値観・意識と結婚コスト感が結婚回避に結びつくメカニズムを、われわれのインタビュー・データを通して見てみよう。結婚コストは、結婚のメリットの減少と結婚のデメリットの両面から確認する事が出来る。結婚メリットの減少は、男女共に、従来は結婚のメリットとされていた「女性にとっては経済的生活保障が得られる」「男性にとっては日常的な身の回りの世話を得られる」というメリットが減少し、このようなメリットを得る目的での結婚は、その他の結婚の魅力がなければ「あえてすることはない」というものである。とくに首都圏の女性は、親の世代とは異なる状況として女性に経済的自立が可能であれば「仕方ない結婚をしなくてよい」との認識があり、男性も独身生活の不自由さの意識はない。また、結婚して子どもを持つことへの社会的圧力から逃れるというメリットも、このプレッシャーの経験に個人差はあるが、女性に経済的自立の能力がある場合は、プレッシャーが直接結婚意欲をかき立てることはない。

結婚のデメリット、つまり直接的結婚コストと認識されているのは、自由でいたい、結婚したら自己実現が出来なくなる、自分の親の面倒の心配と相手の親の面倒を見る負担、経済的不安、家事分担の負担感である。男女に共通しているのは、自分の親の面倒をみることを視野に入れていることであるが、女性は「結婚したら相手の親の面倒をみることを期待されている」という認識を持つのに対し、男性は「結婚したら妻の親の面倒をみる」かどうかは意識されていない。この認識ギャップは、ケア役割が女性に課せられるジェンダー構造の問題であるとともに、現代の若者世代の結婚観が家制度の父系原理から脱皮していないことでもあり、高齢社会における世代間関係と結婚のありかたを規定する重要なポイントであるといえる。一方、このようなパターンとは別に、現在親と同居している男性は、自分が結婚すると親はどうなるだろうとの不安から、消極的結婚回避を続けているケースもある。

結婚のデメリットの一つは、自由がなくなるというよりは自己実現が困難になると女性をとらえている。それは、現状では結婚によって結婚相手のために自分の人生を犠牲にするのは相変わらず女性であることを認識しているからで、結婚前に自己を確立しておけば結婚・出産後も自己実現を続けることが可能であろうとの期待から、結婚よりも現状を優先させているのである。また、結婚生活における家事分担や育児分担の不平等については、男女の意識の相違が浮上した。とくに東京圏の女性達は、男性一般が「家事は女がするもので男性は家庭でサービスされる人だと思込んでいる」ことへの不信感を共有している。それ故、実際にする・しないよりも、家事をやろうとする意識の高い人、きちんと分かってくれる人、自分のことは自分で出来る人、という条件を露わにする。その上で、「大変だとわかっていればいい」「できるところをやってくれればいい」「その時に応じて話し合えばいい」「半々と決めると逆にストレスになる」など、ある意味では男性の現状を理解しており、要求レベルは高いとはいえない。むしろ、諦めているのかも知れない。鶴岡市の独身女性も、結婚相手に対等のパートナーを求める点では、首都圏の女性と同じである。しかし、家事分担についての切迫感や緊迫感がない。この相違は、両地域の生活環境の違いからきている。鶴岡市では、親世代との同居が一般的で、息子夫婦の共働きも当たり前である。家事や育児に掛けることのできる女手があり、家庭内のサポートが足りているのである。また、勤務時間や通勤時間というタイム・コストも、家庭と仕事を両立させやすい程度である。とくに職業キャリアを持つことを自分の生き方としたい女性にとって、首都圏の生活環境は、身近な家事や育児のサポート資源が乏しく、唯一の資源である夫の負担意識が結婚というパートナーシップのありかたに大きく影響するということが、首都圏の女性にとって「家事分担」が決定的に重要な要件となるといえる。それに対し、男性の方は、結婚すれば女性から家事を半々にすることを要求されると思込んでいる様子が見られ、「家事分担は五分五分で」と決めてかかる女性に対する反感をある程度共有する。それが結婚回避に結びついているようである。このような男女間の認識ギャップは、結婚の多様化が話題になる割には個人個人がそれぞれの結婚を創造していくという経験が乏しい日本社会における転換期の結婚無規範状態の症状ともいえる。

われわれのインタビュー・データで見る限り、女性の結婚意欲は低いわけではなく、相手によって自分の人生が決まるので相手の犠牲にならないような結婚パートナーを求めているのだが、男性には結婚や結婚相手についてのイメージがなく、「自分の結婚のコンセプトを持つ」女性に反発を感じる者もいる。男性は経済的な責任を持つという感覚は男性に強く、経済的自立が結婚や子どもを持つことの前提だと感じている。親世代とは異なる自分の人生を意識的にイメージして計画したい、そのために経済力を持ちたい、持ち続けたいと思う女性と、経済的責任に拘束されて変化する時代に生きる自己の人生イメージを積極的に創造しない男性との mismatch が、結婚をし難くしているといえるのかも知れない。

#### (6) 世代間・男女間意識ギャップと出産コスト感・出産回避

出産は結婚と一体となった家族システムの一部であり、女性の生物学的特性に基づく機能であるために女性の存在証明として社会的に認識されてきた。しかし、近年の出産行為



はほとんどが病院で行われ、身近で日常性のある出来事ではなくなった。当たり前でありながら日常性のなくなった出産について、ジェンダー意識のありようと出産についての意識や出産回避がどのように関わっているのだろうか。出産に関する意識や知識については、データがほとんど蓄積されていない。それ故、ここでは先述のインタビュー調査と大学生調査のデータから考察する。

われわれの質問群への回答から、出産のコスト感を大学生の男女共に持っていることが傍証されたといえる。女子の8割以上、直接の行為者でない男子でも5割強が、「出産は怖い」と思っているし、「出産は女の特権だと思い」ながら、「女性だけが出産すること」は半数以上の女子にとっては不公平と受け止められ、圧倒的多数の男子にとっては不公平でないと受け止められ、出産が負担であるとの認識が浮かび上がってくる。また、生殖技術の発達を利用して出産の負担を軽減することについては、女子の4分の1が希望している。これもまた、出産がコストとして意識されていることを示すものといえよう。

出産が自分の仕事に影響を与えるか心配と思うのは、女子では8割を越えており、女性にとって出産・育児と仕事の両立が困難である現実を女子学生は問題視しているが、男子の8割は妻の出産が自分の仕事に影響するか心配しておらず、出産への関わりの認識が弱い。第2子以降の出産であれば、その間の子どもの世話などをどのように考えているのかなど、明らかにジェンダー役割意識と出産コスト感の性差が現れている。産後の世話の心配についても類似の男女間のギャップがみられ、この様な男性の不感症が出産コストについての女性の不安を増幅させている可能性がある。

出産関連の情報については、男女とも不十分だとの認識を持っている。また、環境問題が胎児に及ぼす影響について心配だとするのは、男女共に9割にのぼり、漠然とした「子どもを持つことへの不安」は共有されている。育児がほとんど母親のみの責任とされる現状で、環境汚染による障害児の出産や子どもの病気などの可能性を考えると、女性にとっての出産は、その後の長期にわたる人生の生き方を規定する鍵となる。ましてや、職業継続を考える女性にとっては、出産はそのリターンが不明瞭で不安定であれば、おおきなりスクをとまなうコストだと認識されやすい。

以上のような出産に関する大学生の意識は、どのような知識に依拠しているのだろうか。妊娠・出産に関する15用語中、男女共に5割以上がある程度知っているのは4用語のみであり、妊娠・出産に関する事実認識も乏しい。

大学生調査の結果から得られた出産コスト感として男女差がとくに著しいのは、出産の職業への影響についての認識である。「出産は女がする」から「育児も女の役割」で、従って妻の出産は夫である自分の職業生活には影響しない、という意識の男性が多数派であるのに対し、女性は「産んだら自分が育てなければならない」「だから仕事とのバランスをどうするか」という心配を出産前にすることになる。一人目の子どもを育てる過程で、夫のみが育児サポーターとならざるを得ない経験をした夫は、二人目の出産に躊躇する、というインタビュー調査の結果とつながっているのである。女性が経済力と自己実現のために働くことが当たり前になりつつある時代にあって、男性のこのような意識は女性に生産

回避を選択させる重要な要因となっているといえよう（江原 1999b）。

### 3. 結婚・出産・育児コスト感

われわれの第3独立変数群は、結婚や出産、育児に関するコスト感である。経済的コストについては本稿では取り扱っていないが、ジェンダーの観点からみて、女性たちが感じている結婚・出産・育児の意味付けが、現代日本のジェンダー意識の変化の様態に鑑みて、晩婚化や少子化にかなりの影響を与えていると考えられる。それらの関連をみてみよう。

#### (1) 結婚コスト感と出産回避

結婚の持つ意味を男女別に生活行動のレベルでマクロ統計により検討すると、男性の場合結婚しても独身時代と生活行動はおおむね変化がないのに対し、女性は結婚によってその生活行動が大きく変化する。結婚によって生じた炊事、家事、洗濯などの家事関連時間の大半が女性によって担われるからである。結婚は女性にとって「家庭生活に囚われる」始まりを示しているといえる。この傾向は、男女共同参画がスローガンとなってきたこの10年程の間にほとんど変化がみられない（総務庁『社会生活基本調査』1986, 1991, 1996, 西岡 1997a）。また、独身時代に謳歌した余暇活動時間は逆に縮小されている。このことは、既に考察したように、結婚のデメリットが自由の剥奪にあるという独身者たちの意識と対応する。

前述の生命保険文化センターによる『女性の生活意識に関する調査』（調査④）のデータ分析の結果では、出産意欲に影響があるのは、家事負担感と夫の家事・育児参加である。独身女性では、家事の負担が増えることを結婚のデメリットとして認識している人ほど、出産意欲が低くなっている。既婚で子どもがいない人では、夫が家事をする度合いが低いほど、子どもを欲しがっていない。子どもが一人の場合は、一人目の時に夫の育児参加が少なかった人ほど、次の子どもを欲しがらないことが明らかになった。言い換えれば、夫が家事や育児をしないことが、女性の出産意欲を低くしているのである。

夫の家事・育児参加に関しては、その時間数という絶対量と、夫婦間の分担割合という性別分業のありかたが問題である。日本の男性の場合、絶対量は著しく少ない上に、性別分業が明瞭であることが明らかである。家事や育児のコスト感は、この両面から生じるものであるが、ジェンダー意識という点からは、相対的分担のありかたがとくに問題となる。夫の家事や育児参加を規定する要因のうち、その阻害要因として「夫の帰宅時間」「親との同居」などがあげられている（西岡 1997b）。夫の働き方が問題となっている一方、逆に夫の家事・育児参加の促進要因として「妻の経済力」があり、また、夫のみの変数では有意な影響を見いだせなかったホワイトカラー層への促進要因も見逃せない。親との同居が女性の就業や出生率と有意な関係にあることは他の調査でも認められているが、親の年齢が鍵であって、親が高齢になると一転して女性の就業継続の阻害要因になるという両面性が指摘されている（日本労働研究機構 1995）。

『全国家庭動向調査』（調査③）のデータを用いて夫の家事・育児参加の促進要因および阻害要因を検討してみた結果では、相対的資源論や時間制約論、イデオロギー論などア

アメリカの先行研究による結果を日本の場合でもおおむね追認するものの、個人レベルの時間秩序を超えた社会的制約による影響や、「親子の居住規則」を含むより日本的な「環境制約」による要因が最も強い説明力を示した (Nishioka 1998, 西岡 1999)。これは日本の社会や家族に特有の会社中心の労働慣行や親との同居といった固定的な環境がアメリカとは違った形で夫の家事参加への制約を増幅させているのではないかと、この結論を導くことができる。育児参加についても、「環境制約」要因による影響がマイナス要因として説明力をもっている。若い世代、とくに女性のジェンダー役割観の変化とともに、夫に対する役割期待も「仕事も家庭も」が強くなってきているところから、夫の家事・育児への平等参加は、結婚のコスト感の主要規定要因といえそうである (釜野 1999b)。

## (2) 出産コスト感 と出産回避

『第11回出生動向基本調査』(国立社会保障・人口問題研究所 1998)によれば、妻が理想の子ども数を持つとしない理由に、「高齢で産むのはいやだから」と33.5%が答えている。ここには、障害児の比率が高いといったことの他に、大量調査には現れ難い「産む」こと自体のコスト感が含まれていると考えられる。出産コストの構成要素として妊娠と出産、そしてそれぞれの経験をする前の段階での不安と、経験自体におけるコストが考えられる。

妊娠以前の不安は、未知の経験であることの他に、メディアなどの情報による「良い出産によって良い子を産まないとな女は不幸になる」というプレッシャーからもたらされる。また、職業をもつこととの調整が困難な状況で、妊娠を先送りせざるを得ないという心理的ストレスが大きい。

妊娠にともなう女性の身体的、時間的、金銭的、心理的コストは著しい。妊娠・出産に関わる医療システムのあり方が、これらの単独及び複合的コストの増大に影響を及ぼしているのである。とくに、医者とのコミュニケーションが持ちにくい現状は、女性たちの心理的コストを増幅させているといえる。

出産以前の不安と出産コストも同様の脈絡で存在する。このような事態が、一度の経験だけでも充分という女性を作り出していることが窺える。

このような傾向に関して、われわれのインタビューや大学生調査という限られた調査データを用いて確認してみよう。大学生の持つ出産コスト感については既に考察した通りで、そのようなコスト感が出産回避にどのように影響するかについては推察の域を出ないが、出産回避に向かいこそすれ出産意欲を促進するとは考え難い。ここでは、インタビュー調査で得られた具体的な出産コスト感と出産意欲とのつながりを検討したい。インタビュー調査の中では、出産と育児のコストは連関した形で出てくる傾向が強いが、「出産コスト」そのものとしてあげられるのは妊娠中のコストである。これは出産体験に基づくコスト感として、二人目の出産意欲に直接的に影響を及ぼしている。例えば、一人目の子どもを抱えた状況で通院や産褥期の家事・育児をどうするかという問題は、身近なサポーターがない生活環境では最も深刻であることがわかる。産院への往復や待ち時間の長さ、その間の子どもの相手などは、本人にとっては困難な問題だと認識されている。また、産褥期の

家事や育児を一人でこなせるかどうかという不安が、次の出産への決断を躊躇させていることも明らかである。さらに、初産の体験に問題があった場合は、次の出産意欲は著しく減退することにつながることも確認された。

### (3) 育児コスト感と出産回避

親との同居が育児サポートとなっている実態については既に触れた。ここでは、まず前述の生命保険文化センターによる『女性の生活意識に関する調査』（調査④）のデータを基に、育児コスト感と出産意欲との関連をみてみよう。女性では年齢が高いほど、また仕事への関心がある場合に、出産意欲は低いが、男性では経済力の低いことと出産意欲の低いことが相関を示している。これは、同じ育児活動でも年齢が高くなる程コスト感が増大すること、仕事を持つ女性にとっては育児活動はコストとなることとの認識を示しているといえる。男性の場合、経済コストが最大の関心事である。また、女性の就労形態、年齢、学歴（または収入）などの影響をコントロールすると、子ども一人を既にもっている女性の場合、「最も喜びや生き甲斐を感じていることは」との質問で「子どもの成長」を選んだ人の方が出産意欲は高くなっている。育児に負担を感じている人は、最高の生き甲斐は子どもの成長であると思うことは少ないというふうに考えるならば、この結果は、育児負担を感じる人ほど出産意欲が低いと解釈することができる。

インタビュー調査から浮上した育児コスト感には、「良いお母さんイメージ」への反発、首都圏という環境での子育て中の「孤立感」との戦い、山形という環境での子育て介入者が多いことからのストレス、一人になる時間の欠如などがある。「孤立感」は、子どもを育てる責任が自分だけの肩にかかっている、しかも、初体験での喜びや不安を話し合える人が夫を含めて身近にいない、ところからきているようである。「一人になりたい」のは、ほんの少しの時間でもよいから、子どもから離れて自分の時間を持ちたい、自分自身になりたいということである。このような育児コスト感には、かなりのストレスとなっている様子が見て取れる。育児は母親の仕事である、母になることが女の証である、といったジェンダー意識から遠ざかり、個としての生き方を考えることを価値とする世代の女性にとって、人生の一定期間を他者である子どものペースに常に合わせなければならない育児は、コストの高い活動だと意識されているのである。そしてこのコスト感には、育児活動それ自体のみならず、自分だけが責任者、もう一人の親である夫は生活のペースを乱されることなく生きているという状態からも増幅されているといえる。ジェンダー意識の世代間差や男女差から生じた「軋み」の一つではなかろうか（岩間 1999）。

## V. まとめと提言

以上の分析結果を次のようにまとめることが出来よう。われわれの分析デザインにおいて少子化につながる「出産回避」、及び「出産は結婚制度の中で」という規範が強ければ結婚回避が出産回避につながることから「結婚回避」という従属変数セットと、それを説明すると仮定した「社会システム」「価値観・意識」「結婚・出産・育児コスト感」という

3つの独立変数群との関係は、用いられたデータによって概ね検証されたといえる。その関係は、「社会システム」が構造的規定要因として「ジェンダーに関する価値観や意識」が「結婚回避」または「出産回避」に直接的に結びつく、あるいは、「結婚・出産・育児コスト感」に結びついた結果「結婚回避」「出産回避」に結びつくことに作用するという形でみられた。若い世代の女性のジェンダー意識がこの数10年間に年長世代や男性に比べて一段と変化してきたことにより、その意識ギャップと従来のジェンダー構造のもとでの閉塞感や生き難さ感が、成り行き結婚の回避や義務出産の回避を彼女たちにさせてきたといえる状況が浮かび上がってきた。しかし同時に、その状況も一律ではなく、出産意欲における地域差や既に出産している子ども数による差などが明らかとなり、また、若い自己実現志向のある専業主婦が家庭に囚われる閉塞感も出産回避に影響することが確認されたといえる。

『第11回出生動向基本調査』（国立社会保障・人口問題研究所 1998）の結果によれば、結婚持続期間15-19年における夫婦の完結出生児数は2.21人であり、この傾向は1970年代以降安定しているが、いずれの結婚持続期間グループにおいても平均出生児数はわずかに低下しており、とくに1980年代後半から結婚した若い夫婦の出生プロセスに遅れが見られる。この状況を反映し、子どものいない夫婦の割合はすべての結婚持続期間で増えており、とくに結婚期間が0-4年の夫婦では10年前の同調査よりも10.1%増加し、42.6%に達している。また、出生タイミングの変化を反映する「合計結婚出生率」も1990年以降2.0を割り込む状況が続いている。

このような現状を見るにつけ、少子化の最大の要因は近年急速に進み続ける「晩婚化」であることが既に明らかにされているものの、「晩婚化」を押し進めてきた世代の男女について、「結婚すれば前の世代と同じように平均二人の子どもを産む」という出生行動を前提にして議論をしてよいものか、新たな検討が必要である。

以上のまとめをふまえて言えることは、「結婚・出産・育児コスト感」を軽減することが結婚・出産へのハードルを取り除くための対策だということである。ここでは次のような3つのレベルでの提言をしたい。

## 1. 個別システムの改善

本分析から浮上した問題個別システムとして、出産・医療システムと育児サポート・システムをあげることができる。まず、出産・医療システムの改善については、第4回世界女性会議において採択された北京行動綱領の重大問題領域の一つである「女性と健康」の基本概念となっているリプロダクティブ・ヘルス及びライツ（性と生殖に関する健康・権利）を出産・医療システムの中に明確に位置づけることである。生殖は数の問題ではなく、性と生殖に関する女性の自己決定権を認めることを基本とした上で、生涯を通じての女性の健康という観点から出産に関連する情報やサービスの提供をシステム化することが必要である。健康医療システムの現状は男性志向であり医療機関・専門家中心の発想でつくられているが、それをサービスを必要とする当事者の都合を軸にした当事者中心の発想に基づ

くシステムに転換することが求められる。これは、情報やサービスの内容のみならずその提供の方法についても重要である。

育児サポート・システムの改善については、子どもを持つ女性一般というよりも子どもの数や地域による差異によって異なる状況に適合するサポート・システムの整備がのぞまれる。母親のみが育児責任を担う状況におかれた都市部では、公私の保育施設とともに、施設と親個人の隙間をつなぐようなサポートが欠かせない。育児者が複数いるような家族や地域では、一律の保育施設へのニーズは低い。自治体レベルでの対策がより効果的であろう。

国は、リプロダクティブ・ヘルス及びライツのような基本方針の普及に努めることが肝要であるが、具体的なニーズに応じた対策は、自治体レベルでの方針決定と実施に委ねることが適切であると思われる。いずれにしても、情報やサービスの提供やシステム整備については、政府・自治体などと NGO との連携が、状況改善のために有効であろう。

## 2. 社会システムの改善

一言でいえばジェンダー・システムの変革が必要である。これは、男性が稼ぎ手であり女性は主婦であるという前提に立つ仕組みを変えるということである。最も影響をもたらす領域は雇用システムであり、それを支える政策である。女性の出産回避の主要な原因が男性の家事・育児への不参加にあること、その原因が働き方の仕組みにあること、そして、男性＝稼ぎ手・女性＝主婦というペア・ユニットとしての「標準家族」を基本前提とする諸政策がその仕組みをサポートしていることは、本分析から明らかである。男女共同参画型社会の実現は、短期的には少子化のストップ効果を生み出すことにはならないかもしれないが、固定的な性役割を前提とする現行システムの変革なくしては、長期的な展望は開けない事態である。子どもを産みたいか、それは何時、また何人か、といった決定を女性の権利とするリプロダクティブ・ライツが認められたとしても、その行使は、その自己決定をサポートする社会システムがともなわなければ、コスト感は重く、リスクの高いものとなるからである。また、システムの整備と同時に、個人および企業単位で制度の利用を強制的に義務づけ実効性を持たせることによって、システムを浸透させることが重要である。

## 3. 意識変革

ジェンダー意識は徐々に変化してきているが、その変化の世代間及び男女間の差は大きい。若い女性のジェンダー意識が最も大きく変化してきたことが、世代間及び男女間の関係における緊張をもたらし、また、現行システムと意識変化とのギャップによる生き方に関する不公正感を生み出してきたといえる。この事態を改善するための方策として、前述 1. 個別システムの改善及び 2. 社会システムの改善に関連する内容の市民教育及び学校教育の普及が必要であり、有効性があると思われる。学校教育における性や出産、ジェンダー構造などに関する情報提供は、若い世代の情報欠如による誤解や不安を軽減し、責任ある決定力を身につけることに有益である。また、現行システムの改善を進める上で、市

民社会の支持を得るためには、ジェンダー・システムと現代の諸問題との関連についての十分な情報を提供するための市民教育が不可欠だといえる。

## 文 献

- Aldous, Joan (1996), *Family Careers: Rethinking the Developmental Perspective*. Calif.- Sage.
- 江原由美子 (1999a) 「ジェンダー意識の変容」, 阿藤誠 (主任研究者) 『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生省科学研究費総合報告書 (課題番号H10-政策-032)) pp.524-540
- 江原由美子 (1999b) 「結婚・出産に関わる男女間の意識の相違と出産コスト観」, 阿藤誠 (主任研究者) 『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生省科学研究費総合報告書 (課題番号H10-政策-032)) pp.541-564
- 岩間暁子 (1999) 「ジェンダーシステムと育児コストー「出産する／しない」という選択の規定要因について」, 阿藤誠 (主任研究者) 『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生省科学研究費総合報告書 (課題番号H10-政策-032)) pp.565-593
- 人口問題審議会 (1997) 『少子化に関する基本的考え方についてー人口減少社会, 未来への責任と選択』
- 「女性の人権と性」実行委員会編 (1991) 『女はなぜ子どもを産まないのか?ー出生率低下を考えるー』労働旬報社
- 釜野さおり (1999a) 「女性の結婚意欲と出産意欲ージェンダー意識とジェンダー関係との関連性の分析ー」, 阿藤誠 (主任研究者) 『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生省科学研究費総合報告書 (課題番号H10-政策-032)) pp.594-605
- 釜野さおり (1999b) 「結婚コスト感, 価値観・意識と結婚回避の関連性ー独身男女のインタビュー調査にもとづいてー」, 阿藤誠 (主任研究者) 『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生省科学研究費総合報告書 (課題番号H10-政策-032)) pp.606-628
- 神奈川県 (1995) 『男女共同社会に関するアンケート調査』
- 経済企画庁 (1992) 『平成4年版国民生活白書』
- Kohn, Melvin (1977) *Class and Conformity: A Study in Values with a Reassessment*, Chicago: The Univ. of Chicago Press.
- 厚生省人口問題研究所 (1993) 『現代日本の家族に関する意識と実態ー第1回全国家庭動向調査ー』(調査研究報告資料9号)
- 厚生省 (1998) 『平成10年版厚生白書ー少子社会を考えるー』
- 国立社会保障・人口問題研究所 (1998) 『日本人の結婚と出産ー第11回出生動向基本調査ー』(調査研究報告資料13号)
- 毎日新聞社人口問題調査会編 (1992) 『記録 日本の人口 少産への軌跡 家族計画世論調査・21回全資料』
- McMahon, Martha (1995) *Engendering Motherhood: Identity and Self-Transformation in Women's Lives*, N.Y.: Guilford.
- 目黒依子編 (1995) 『少子化時代の母親意識に関する総合的研究』(文部省科学研究費研究報告書)
- 目黒依子 (1998) 「少子化現象のジェンダー論ー性役割分業社会とリプロダクティブ・ライター」『人口問題研究』第54巻2号, pp1-12
- 日本女子社会教育会 (1995) 『家庭教育に関する国際比較調査報告書』
- 日本労働研究機構 (1995) 『職業と家庭生活に関する全国調査報告書』(調査研究報告書No.74)
- 西岡八郎 (1997a) 「家庭機能の変化」阿藤, 兼清編『人口変動と家族』大明堂, pp.25-45.
- 西岡八郎 (1997b) 「日本の少子化と家族」, 『人口と開発』No.61, アジア人口開発協会, pp.17-26
- Nishioka, H. (1998) "Men's Domestic Role and the Gender System: Determinants of Husband's Household Labor in Japan" 『人口問題研究』第54巻3号, pp.56-71
- 西岡八郎 (1999) 「男性の家庭内役割とジェンダーシステムー夫の家事・育児行動を規定する要因についてー」, 阿藤誠 (主任研究者) 『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生省科学研究費総合報告書 (課題番号H10-政策-032)) pp.629-648
- 生命保険文化センター (1991) 『女性の生活意識に関する調査』
- 生命保険文化センター (1994) 『夫婦の生活意識に関する調査』

政策研究会 家庭基盤充実グループ（内閣官房内閣審議室編）（1980）『家庭基盤の充実』（大平総理の政策研究会  
報告書－3）大蔵省印刷局  
総理府（1990）『女性に関する世論調査』  
東京女性財団（1996）『性差意識の形成環境に関する研究』  
東京都生活文化局（1990）『母親就業を中心とした社会参加と親役割に関する調査』  
東京都生活文化局（1996）『東京女性白書96－性・マスメディアと女性の人權 平成7年度－』  
通産省（1990）『ゆとり社会の基本構想』



## Gender Analysis on Fertility Decline in Japan

Yoriko MEGURO, Hachiro NISHIOKA

This paper aims to analyze the phenomenon of a fertility decline from the perspectives of women's social role and gender relationships within the family, to elicit their implications and provide direction for policymaking.

In this paper, the phenomenon of a decline in the number of children is regarded as the result of avoidance of marriage and childbearing. The following three factors contributing to this avoidance are discussed herein: (1) Social system, (2) Sense of values and awareness, and (3) The belief that marriage and childbearing is costly. The relationships between these factors are analyzed based on various data, and the following results have been obtained.

(1) Social system: Since World War II, a corporation-centered lifestyle has become popular and a stereotypical modern family in which the husband serves as breadwinner while the wife is a full-time homemaker has become common. As a gender policy, a system in which preferential treatment is given to full-time homemakers has been established. However, this paper has revealed that factors inconsistent with the conventional framework are emerging, such as diversification in women's lifetime events, social orientation toward women's independence and accountability, and a global concept of reproductive rights.

(2) Sense of values and awareness: Gender awareness changed in the 1980s. However, men's awareness hardly changed, leading to a significant gender gap and generation gap. The results of an interview survey are summarized as follows:

(i) Advantages of marriage are decreasing to both men and women, but women in particular feel disadvantages of marriage.

(ii) As a marriage partner, women are searching for a man who does not make them sacrifice themselves. In other words, women consider marriage as an equal partnership. On the other hand, men do not have a specific image of a marriage partner.

(iii) In regard to childbearing, women are greatly concerned about the effect of childbearing on their job, while men are indifferent.

(3) Feeling that marriage, childbearing and childcare are costly: Analysis of various survey data shows that women are more discouraged about childbearing because household chores become more burdensome on women. Moreover, the less a husband shares the load of household chores and childcare, the more discouraged women become.

Based on the analysis of factors in the phenomenon of a fertility decline, the following suggestions for policymaking are indicated.

The analysis of gender relationships and fertility indicate that it is essential to mitigate the belief that "marriage, childbearing and childcare are costly." To achieve this goal, it is suggested that the following three measures should be promoted:

- (i) To incorporate the concept of reproductive rights/health into the childbearing/medical systems, in order to reorganize the system from the perspective of women's lifetime health, and to establish a childcare support system corresponding to the actual situation in each region.
- (ii) To transform the gender system, which has been based on the stereotypical gender roles, that is, the husband serves as breadwinner and the wife as homemaker.
- (iii) To propagate the new gender awareness and the concept of reproductive rights/health through the school system and civic education.

---

 資 料
 

---

## ドイツにおける無子の広がりとその背景

原 俊 彦\*

## 1. はじめに

K.シュバルツは、1996年の論文『ドイツにおける無子 (Kinderlosigkeit)<sup>1)</sup>：一般現象？その発現形態と原因の分析』(Dorbritz & Schwarz 1996)の冒頭で、「無子は少なくとも旧西ドイツ地域で、すでに一般化し、一つの行動パターンとして定着し始めている。従来、無子についてはあまり分析されて来なかったが、すでに現在の状況においても出生力に明らか影響を及ぼしており、近い将来、旧西ドイツ地域はもとより、(旧東ドイツ地域も含めた)ドイツ全体の出生力水準の、決定的な影響要因となると思われる」と述べている。

ドイツは戦前から少子家族規範が強いことで知られていたが、現在では、1960年代生まれの女性の4人ないし5人に1人が自分の子供を持たないという状況が生まれており、近年の動向から、この無子割合の増大傾向がさらに進むと懸念されている。また1970年代に進んだ多子家族の消滅と1子家族の増加は、80年代に入り無子の増大へと移行し、結果的に出生力の低迷に重要な影響を与えているといわれている。

一方、この無子の増大は、結婚して子供を持つことを選択するグループと、個人主義的な生活形態を優先し結果的に子供を持たないグループという、ライフスタイルの二極化(Polarisierung)傾向を示唆しており、ドイツの出生力の将来動向を考える上で、極めて重要な要因であるといわれている(Dorbritz & Höhn 1997)。

そこで本稿では、上述のK.シュバルツの論文に沿い、この無子の問題を取り上げ、現状の広がり和社会的背景を探るとともに、家族形態の変化とその将来、家族政策上の意味について考察する。

## 2. ドイツにおける無子の広がり

## (1) 無子の定義と統計的把握

ここで問題される無子(Kinderlosigkeit)を、K.シュバルツは、意識的か無意識的かの問

---

\* 北海道東海大学

1) ここではドイツ語のKinderlosigkeitを、便宜上、無子と訳すが、主として意図的に子供を産まないライフスタイルの選択をイメージしている。広義には妊孕力の関係で子供ができない不妊ケースも含まれるが、その区別は、本文の議論にもあるように、それほど明確ではない。また、世帯統計上は、18歳未満の同居児がいない家庭という意味にも拡大できるが、この場合には、子供の離家タイミングや、離婚・再婚などによる子供との同別居などが関係するため複雑となる。

題はおくとして、また子供と同居しているかどうかも別として「一度も父また母にならないこと (Kinderlosigkeit bedeutet, daß man nie Vater oder Mutter geworden ist.)」と定義している。従って、具体的には生涯未婚にとどまり子供を産まない場合と、結婚しても子供を産まない場合が問題となるが、ドイツでは、日本の出生動向基本調査に対応するような、定期的で代表性の高い詳細なサンプル調査は実施されておらず、その把握は容易ではない。

このため無子の分析にあたっては、次の3種類のデータが利用されるが、それぞれに固有の制約条件が存在する。

1) 連邦統計局の出生順位別出生児数データ<sup>2)</sup>：これは毎年、統計局により把握されている出生統計の一部であるが、その対象は有配偶出生に限られている。このため非婚者に関する情報はなく、婚外出生の出生順位別分布は推計せざるを得ない。また有配偶出生の中には、再婚、再再婚ケースも含まれており、たとえば再婚で連れ子がいる場合、新たに生まれた子供が、その母親にとって第3子であっても、第1子にカウントされてしまうといった問題がある。また母親の出生や結婚年次が新しい場合は、まだ完結出生に達しておらず、無子割合を同定する前に将来の出生数を推計しなければならない。

2) ミクロセンサスのデータ：これは定期的実施されるサンプル調査(1%抽出)によるものだが世帯統計であり、同居子の有無しか確認できず、すでに離家したケースや、実子、養子の区別などは確認できない。

3) 各種のサンプル社会調査のデータ：たとえば「いままで一度も父または母になったことがないか」といった質問に回答してもらうという形で、無子割合を調査したものを利用することはできるが、当然、サンプルエラーを含むという点で信頼度に欠けるという問題がある。

このため上述のK.シュバルツの論文では、BiB (Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung ドイツ連邦人口研究所)が、統計局の動態統計をもとに出生年別データから推計した無子割合<sup>3)</sup>と、1992年に行われたFFS (Fertility and Family Survey) データ<sup>4)</sup>の無子割合を比較している。両者は微妙に異なるものの、基本的なトレンドは一致している。

## (2) 出生順位別出生児数データと FFS データからみた無子割合

まず出生順位別出生児数データによる BiB の推計(表1)をみると、旧西ドイツ地域のトレンドは明確で、1940年出生コーホートの10.1%から1960年出生の23.2%まで、子供を産

2) たとえば (Statistisches Bundesamt 1998, p.109) には、1996年の、母の出生年別と、結婚年別の出生順位別出生数のデータが掲載されており、これらのデータを経年的に集計することによって算出するものと思われる。

3) 各世代の出生順位別完結出生児数は、有配偶夫婦における総出生力の出生順位別分布と、婚外出生割合から算出している。婚外出生割合の算定は Calot-Verfahren 法による。これは、婚外出生数を次のような方式で、順位別の有配偶出生児数に配分したものである。第1子50%、第2子40%、第3子10%。無子割合は、この結果から計算された第1子の出生率と1との差を100倍して求める。第2子以上についても同様の計算、すなわち、第2子の比率は、第1子と第2子の出生率の差を100倍にするなど、を行なう。(Dorbritz & Schwarz 1996, p. 257)

4) 国連の経済委員会人口問題部会 (ヨーロッパ) UN/ECE の提案に基づく調査。1994年までに20カ国が参加。ドイツでは BiB が参加し1992年に調査を行う。サンプル数は男女10012 (うち女子60%)、対象年齢は20-39歳 (Dorbritz & Schwarz 1996, p.257)。

表1 出生年・出生順位別出世児数別の女子の構成比

出生年	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	無子	1子	2子	3子以上	無子	1子	2子	3子以上
1940	10.1	23.6	39.4	27.0	8.9	33.2	47.4	10.5
1945	13.3	26.9	39.4	20.4	8.5	33.0	47.7	10.8
1950	14.9	27.2	39.5	18.5	8.0	29.3	49.6	13.1
1955	19.4	24.3	38.5	17.8	6.0	25.7	53.7	14.6
1960	23.2	21.6	37.4	17.8	10.6	20.6	54.0	14.8

註：BiB による推計。いずれも%

出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.234

まない女性の割合が着実に上昇している。なお若い世代に関する将来推計によれば、この割合は今後30%を越すと予想されている（1965年出生コーホートで32.1%）。一方、旧東ドイツ地域では、ベルリンの壁崩壊後の影響が最終的にどうなるか不明だが、1955年出生コーホートの6.0%から、1960年出生の10.6%まで増加しているものの、この無子割合はまだ旧西ドイツ地域ほど高くない<sup>5)</sup>。

FFS データ（表2）もほぼ同様の傾向を示しているが、さらに男性の方が女性より無子割合が高いことがわかる。この理由として、K.シュバルツは、男性の方が初婚志向、再婚志向が弱いこと、女性より婚姻時の年齢が高く、より遅く父親（39歳以上でも）になる可能性が高いことなどを挙げている（Dorbritz & Schwarz 1996, p.234）。

また旧東ドイツ地域では、BiB の推計でも FFS データでも、女子の無子割合は、1960年出生以前の各世代とも10%以下で、非常に低かったことがわかる。この理由として、K.シュバルツは、旧東ドイツ地域における、比較的低い平均出生年齢とほぼ皆婚に近い世代状況、母親業と仕事の両立を促す、出生促進的な社会・人口政策、社会保障制度の確立、多様な選択肢がない状況での、結婚と子供への強い志向性など、旧体制下の特異な社会条件が影響していると述べている。

### (3) ミクロセンサスのデータからみた無子割合

ミクロセンサスには様々な制約があるが、先にも述べたように1%抽出なので一般のサンプル社会調査より信頼性が高い。ただし実際の（完結した）無子割合をみるためには、対象年齢を30-44歳、特に35-39歳の女性に限定しなければならない。

1994年のミクロセンサスデータ（表3）によれば、旧西ドイツ地域の35-39歳の女性では24%が子供と同居しておらず、年齢的にみて、この割合が、実際の（完結した）無子割合を反映していると考えて良い。ちなみに10年前の84年のデータでは、この値は20.4%であり、これらの数値は表1及び表2の55年、60年出生コーホートに対応しているといえよ

5) Birg & Flötmann (1992) による。なお、Roloff & Dorbritz (1999, p.21) では、1955年19.2%、1960年22.7%、1965年31.2%となっており、これら1955年出生以降の数値は、最近の推計よりわずかに高めであるが、基本的な増加傾向は変わらない。また、旧東ドイツ地域では、1955年6.2%、1960年10.6%、1965年26.4%となっている。

表2 出生年・出生順位別出世児数別の構成比（FFS データ）

出生年	旧西ドイツ地域							
	女性				男性			
	無子	1子	2子	3子以上	無子	1子	2子	3子以上
1952	14.9	18.2	36.1	30.7	17.6	21.0	27.4	34.0
1953	18.3	21.8	43.6	16.4	27.2	20.9	34.9	17.0
1954	15.9	30.9	40.7	12.5	32.5	17.2	34.6	15.8
1955	18.1	21.2	46.0	14.7	35.6	26.4	27.8	10.3
1956	16.9	29.7	33.5	19.9	30.9	19.8	32.8	16.5
1957	20.0	28.7	35.3	16.0	30.0	21.6	31.9	16.5
1958	19.2	17.5	45.4	17.9	34.8	30.4	34.8	—
1959	21.5	24.0	37.4	17.0	30.1	30.4	30.3	9.2
1960	24.1	20.7	43.4	11.8	36.1	23.4	29.1	11.4

出生年	旧東ドイツ地域							
	女性				男性			
	無子	1子	2子	3子以上	無子	1子	2子	3子以上
1952	3	26.8	57.6	12.6	6.9	22.1	47.4	23.6
1953	7.5	21.4	48.5	22.6	8.7	29.5	45.8	16.0
1954	3.4	31.2	47.8	17.6	9.0	20.0	48.5	22.4
1955	3.4	23.0	55.0	18.6	7.4	25.5	38.6	28.5
1956	3.3	28.6	53.6	14.5	13.4	15.7	58.4	12.6
1957	8.3	21.7	52.2	17.9	12.2	23.7	49.6	14.4
1958	8.2	30.4	42.8	18.6	12.5	31.9	47.1	8.5
1959	3.8	21.1	51.9	23.3	10.7	19.8	57.1	12.4
1960	5.3	30.8	48.9	15.0	15.7	29.2	46.7	8.4

註：1992年のFFSデータ。いずれも%  
出典：Dorbritz & Schwarz (1996)、p.235

表3 女子の年齢別無子割合（1994年：マイクロセンサスデータ）

年齢	旧西ドイツ地域 女性100人あたりの同居児なしの割合(%)*					
	総数	未婚	既婚同居	既婚別居	死別	離別
15-19	98	99	57	74	—	—
20-24	85	97	42	64	—	48
25-29	60	94	30	49	43	40
30-34	34	86	17	37	28	33
35-39	24	84	13	31	21	35

年齢	旧東ドイツ地域 女性100人あたりの同居児なしの割合(%)*					
	総数	未婚	既婚同居	既婚別居	死別	離別
15-19	99	99	75	—	—	—
20-24	75	85	29	—	—	—
25-29	28	59	13	—	—	—
30-34	11	44	5	—	—	—
35-39	9	49	4	—	—	—

註：連邦統計局のマイクロセンサスによる。\*居住地の人口に対する割合  
出典：Dorbritz & Schwarz (1996)、p.237

う。この無子割合は、旧東ドイツ地域では94年で9%に過ぎない。

このマイクロセンサスデータで35-39歳の既婚同居女性の、無子割合を比較すると、旧西ドイツ地域が13%であるのに対し、旧東ドイツ地域は4%と非常に低い。また35-39歳の未婚女性の無子割合も前者が84%と高く、後者は49%と低くなっており、これには旧東ドイツ地域の高い婚外出生割合が影響していると思われる。しかし、両地域とも、離別、死別など他のカテゴリーも含め、配偶関係があるか、過去にあった場合に、無子割合が低くなることが確認できる。

#### (4) 歴史的な流れと国際比較

##### 1) 歴史的な流れ

ところで、このような無子割合の増加は、歴史的に全く新しい現象なのだろうか。

ここでは、1933年と1939年の旧ドイツ帝国時代の国勢調査結果、1950年と1970年の旧西ドイツ地域の国勢調査結果、1981年の旧東ドイツ地域の国勢調査結果、そして1957年以降の毎年のマイクロセンサスのデータ、その他のサンプル社会調査などから得られたデータを用いて、長期的な動向を検討してみよう。

まず、1901/05年から1946/50年までの、女性の出生コーホート別無子割合（表4）をみると、1921/25年出生コーホート以前では、東西両地域とも無子割合は17%以上と極めて高かったことがわかる。もっともK.シュバルツによれば、その原因は多様であり、たとえば1900年頃に生まれた女性の場合は、第一次世界大戦により多くの男性が死亡し、パートナー不足が発生、未婚に留まらざる得なかったか、寡婦となったケースが多かったことによるという。また同様のことは第二次大戦後もあり1925年頃に生まれた女性がこれにあたる。

逆に1931/35年、1936/40年の出生コーホートは、例外的に無子割合が10%と低いが、これは、この年代は女性数がもともと少なく、年上の男性数が相対的に多かったため、非婚に留まった女性は5%と少なく、無子割合も10%となったという。

表4 女子の出生年別無子割合（%）（1901-1950年出生）

出生年	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
1901/05	26	26
1906/10	22	20
1911/15	19	17
1916/20	18	17
1921/25	17	18
1931/35	10	11
1936/40	10	10
1941/45	12	9
1946/50	14	8

註：K.シュバルツ1996年、連邦統計局1993年による。旧東ドイツ地域は、1981年の国勢調査、職業調査、居住調査、建物調査による。いずれも%

出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.238

また旧東ドイツ地域の1941/45年, 1946/50年出生コーホートでは, 無子割合が9%, 8%と異常に低くなっているが, これは家族政策の効果による高い婚姻率の影響と考えられている。

今日の高い無子割合も, 主として結婚行動の変化による高い独身率が原因となっているが, これらの歴史的なケースほど, その背景は明らかではない。また結婚行動と無子割合との間には確かに強い関係があるが, だからといって結婚すれば必ず子供を持つとは言えない。たとえば, 旧西ドイツ地域について結婚期間14年以上の夫婦の無子割合(表5)をみると, 過去100年を通じ, 夫婦の少なくとも10%ほどが無子に留まっていることがわかる。なお, 1925年頃の結婚コーホートでは無子割合が20%近くにのぼっているが, これは1931年頃の激しいインフレと高失業率の影響によるという。また旧西ドイツ地域の場合, 初婚のみの無子割合は1922/25年結婚コーホートから1951/55年結婚コーホートにかけて15%から10%へと徐々に低下しており, この世代あたりまでは既婚者の無子割合は低下傾向にあったことがわかる。

表5 結婚期間14年以上の夫婦の無子割合  
旧西ドイツ地域(1899年~1955年結婚年別)

結婚年	既婚全体	初婚のみ <sup>1)</sup>
1899年以前 <sup>2)</sup>	9	—
1900/04 <sup>2)</sup>	9	—
1905/09 <sup>2)</sup>	10	—
1910/12 <sup>2)</sup>	12	—
1913/18 <sup>3)</sup>	14	—
1919/21 <sup>3)</sup>	16	—
1922/25	18	15
1926/30	17	15
1931/35	16	13
1936/40	14	13
1941/45	13	11
1946/50	13	10
1951/55	13	10

註：1) 男女とも結婚前, 未婚。2) 1933年のプロイセン国勢調査。3) 1933年と1939年の国勢調査。1922/25は1970年の国勢調査による。いずれも%。

出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.239

旧東ドイツ地域については出生年次別のデータしかない(表6)が, 同地域の既婚女性の無子割合は1901/05年出生では19%と極めて高かったが, 最後の1946/50年生まれでは5%まで低下している。この5%は不妊などによる非選択的なものと考えられ, 旧東ドイツ地域では既婚者の無子は非常に稀なものとなっていったといえよう。とりわけ, この1946/50年生まれの世代は1970-80年にかけての出生率の上昇, つまり出生促進的な人口政策を経験した世代であるという。

## 2) 国際的な比較

またドイツの無子割合は, 国際的にみて, どの程度高いのだろうか。K.シュバルツが紹



表6 出生年別、既婚女子の無子割合  
旧東ドイツ地域（1901年～1950年）

出生年	無子割合
1901/05	19
1906/10	15
1911/15	12
1916/20	11
1921/25	12
1926/30	10
1931/35	8
1936/40	7
1941/45	6
1946/50	5

註：1981年の国勢調査、職業調査、居住調査、  
建物調査による。いずれも%

出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.240

介している F.Höpflinger (1991) による、1955年出生あたりを基準としたヨーロッパ諸国の無子割合の比較では、旧西ドイツ地域が1951/55年出生で21%と最も高く、次いでオランダが20%、英国、デンマーク、スイスが18%、オーストリアが17%となっており、ドイツ・オランダ語圏の国々が目立つ。これに対し、比較的無子割合が低い国は、フランスの11%、ノルウェーの13%、スウェーデンの15%となっている。ただし、いずれの国においても1950年出生に比べ無子割合が高まる傾向がみられるという。

### 3. 無子の社会的背景

次に1992年の FFS データを利用して無子の社会的背景とその理由を探ってみよう。なお分析対象となるのは、完結出生児数に達していると考えられる30-39歳の有子と無子の女性だが、旧東ドイツ地域については無子割合が低いので、両者の相違は小さく統計的な有意性はない。

#### (1) 所得

有子と無子の30-39歳の女性について、その一人当たり世帯所得（Haushalts-Pro-Kopf-Einkommen）別分布を比較すると（表7）、無子の女性は、両地域とも高所得層より低所得層に多い。が、所得格差の関係から、旧東ドイツ地域では48.9%が最下層の1000DM 以下、45.5%が1000-1999DM、約6%が2000DM 以上に分布しており、これに対し、旧西ドイツ地域では、最下層の1000DM 以下は17.4%と少なく、1000-1999DM が33.1%、2000-2999DM が37.7%となっている（ピアソン相関は0.12で有意）。

従って、少なくとも旧西ドイツ地域をみる限り、無子は「貧困層における現象」とはいえず、むしろ「競合選択層（das Milieus der konkurrierenden Optionen）における現象」といえる。つまり、この所得層では、子供を持つことで消費生活が大きく制約される可能性が

表7 30-39歳の女性の無子・有子別の所得階層分布  
(1992年のFFS調査の結果)

一人あたり 所得 (DM/月)	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	無子	有子	無子	有子
1000未満	17.4	52.3	48.9	83.5
1000-1999	33.1	44.2	45.5	16.1
2000-2999	37.7	3.2	4.5	0.2
3000-3999	8.9	0.3	1.1	0.2
4000-4999	1.7	—	—	—
5000-5999	0.8	—	—	—
6000+	0.4	—	—	—
合計	100	100	100	100

註：サンプル数 旧西ドイツ地域 1098人, 旧東ドイツ地域 1384人  
出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.243

あり、30-35歳までに定着したライフスタイルに反する決断となりうると思われる。

これに対し、有子家庭の場合は、旧西ドイツ地域で50%近く、旧東ドイツ地域で83.5%が1000DM未満の最貧層に分布している。これは子供がいれば一人当り世帯所得は、その分だけ当然低くなるからであるが、個人としては子供を持たない方が経済的に有利であることが改めて確認できる。

## (2) 最終学歴

有子と無子の30-39歳の女性の、最終学歴を比較してみると(表8)、旧西ドイツ地域では、無資格で15.0%と他の階層より無子の女性が際だって少なく、専門学校卒で31.0%、大学卒で37.2%と、最終学歴が高いほど無子の女性が多い(χ<sup>2</sup>乗検定で有意)。従って、旧西ドイツ地域では、学歴が高いほど無子にとどまる傾向があるといえる。

これに対し旧東ドイツ地域では、無子は、無資格が11.4%、初級資格が12.7%と、むしろ他の階層より多く、専門学校卒が5.0%、大学卒が7.9%と、最終学歴が高い階層の方が無子

表8 30-39歳の女性の学歴階層別無子・有子割合  
(1992年のFFS調査の結果)

学歴・職業資格	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	無子割合	有子割合	無子割合	有子割合
無資格	15.0	85.0	11.4	88.6
初級資格	21.0	79.0	12.7	87.3
職人資格	20.1	79.9	5.7	94.3
マイスター資格	20.4	79.6	6.3	93.7
専門学校卒	31.0	69.0	5.0	95.0
大学卒	37.2	62.8	7.9	92.1

註：サンプル数 旧西ドイツ地域 1342人, 旧東ドイツ地域 1515人  
出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.244

が少なくなっており、旧西ドイツ地域とは逆の傾向が見られる（ただし統計的な有意性はない）。

### (3) 地域・宗教

地域の人口規模別に無子の女性の割合を比較すると、旧西ドイツ地域では、人口2万以下の地域で17.8%、2万以上10万未満で15.0%、10万以上の大都市22.7%、旧東ドイツ地域では、各々6.8%、3.5%、7.6%となっており、居住地域の人口規模が無子に与える影響はあまりみられない。

また宗教別に比較すると、旧西ドイツ地域では、無子の女性の割合がカトリックやプロテスタントで19.2%、無宗教で27.7%、その他で26.8%という相違があるが、統計的な有意性はない。この事は、神の重要性や、個人生活における宗教の役割などの質問項目に対する回答結果でも同様であり、かつて（Rückert 1975）が指摘した宗教の影響は明らかに消滅したといえる。

### (4) ライフスタイル

ライフスタイルとの関係を見るために、パートナー状況〔結婚、同棲、独居（パートナーの有無とは関係なく単独世帯かどうか）〕と、就業状況〔無就業、パートタイム就業、フルタイム就業〕の組み合わせ別に、無子と有子の割合を比較する（表9）と、両者の間に強い関係があることがわかる（ただし子供の有無によってライフスタイルが決まるのか、ライフスタイルによって子供の有無が決まるのかという因果関係の方向は不明である）。

つまり、旧西ドイツ地域では、非婚同棲・フルタイム就業で65.1%、単独世帯・フルタイム就業で61.8%と、非婚・フルタイム就業が高い無子割合と結びついている。これに対し、既婚・フルタイム就業37.0%、既婚・パート8.9%、既婚・無就業5.2%と、既婚が低い無子割合と結びつくとともに、就業状況の強い影響がみられる。

表9 30-39歳の女性のライフスタイル別無子・有子割合  
(1992年のFFS調査の結果)

ライフスタイル パートナー関係	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	無子割合	有子割合	無子割合	有子割合
既婚+フルタイム就業	37.0	63.0	3.2	96.8
既婚+パートタイム就業	8.9	91.1	1.9	98.1
既婚+無就業	5.2	94.8	4.5	95.5
同棲+フルタイム就業	65.1	34.9	8.8	91.2
同棲+パートタイム就業	43.7	56.3	—	—
同棲+無就業	23.2	76.8	1.9	98.1
独居+フルタイム就業	61.8	38.2	19.7	80.3
独居+パートタイム就業	16.0	84.0	8.6	91.4
独居+無就業	19.7	80.3	15.2	84.8

註：サンプル数 旧西ドイツ地域 1448人、旧東ドイツ地域 1567人  
出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.245

一方、旧東ドイツ地域では、単独世帯・フルタイム就業で19.7%、単独世帯・パート就業で15.2%と、単独世帯のみで無子割合が高く、就業状況による差は殆どみられない。これは1992年の調査段階では、まだかつての家族と就業を両立させる、旧東ドイツの制度的影響が強く残っていたためであろうという (Dorbritz & Schwarz 1996, p.246)。

(5) 無子の社会階層

J.ドルブリッツは、これらの分析から無子が発生し易い社会階層を浮かび上がらせるため、 $\chi^2$ 乗検定を利用し、1%水準以上で有意性のあるものを+ (正の相関)、- (負の相関) で示した表を作成している (表10)。

これによれば無子割合と有意な正の相関があるものは、低所得、高学歴、フルタイム就業、同棲、単独世帯などで、これらの変数から無子が発生し易い、次のような二つの社会階層を抽出することができるとしている (Dorbritz & Schwarz 1996, p.246)。

1) フルタイム就業で高学歴で未婚の女性：このグループの無子割合は約89%と極めて高い。この「キャリア層 (das Karrierenmilieu)」とも呼ぶべき女性たちは、高いキャリア志向と、現状における家族と仕事の両立可能性の低さから、結婚及び子供に対して、意識的に否定的決断を下していると考えられる。

表10 変数と変数のコンビネーション別相関  
(1992年のFFS調査の結果)

子供の有無	なし	=1																
	あり	=2	1 2															
月間の純家計所得 (DM/月)	-2500	=1	+	-														
	2500-3500	=2	-	+														
	3500-4500	=3	-	+														
	4500-5000	=4	-	+														
	5500+	=5	+	-														
					1	2	3	4	5									
職業資格・学歴	無・初級資格	=1	-	+	+	+	-	=	-									
	職人資格	=2	-	+	+	+	+	-	-									
	マイスター資格	=3	-	+	-	+	+	-	=									
	専門学校卒	=4	+	-	-	-	+	+	+									
	大学卒	=5	+	-	-	-	+	+	+									
										1	2	3	4	5				
就業状況	フルタイム	=1	+	-	+	-	+	+	+	-	+	-	+	+				
	パートタイム	=2	-	+	-	-	+	+	+	-	+	+	+	+				
	無就業	=3	-	+	-	+	-	-	-	+	-	-	-	-				
															1 2 3			
家族状況	既婚	=1	-	+	-	+	+	+	+	n.s.					-	+	+	
	同棲	=2	+	-	-	-	+	+	+						+	-	-	-
	独居	=3	+	-	+	-	-	-	-						+	-	-	-

注：+は正の相関、-は負の相関、=は相関なし、n.s.は1%水準では有意性なし  
出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.247

2) 非婚でフルタイム就業であるにもかかわらず低所得（月収2500DM以下）の女性：このグループの無子割合も約65%とかなり高い。この「競合選択層（das Milieu der konkurrierenden Optionen）」とも呼ぶべき女性たちは、子供を持つにも、また消費志向の強い社会に喚起される欲求を満たすにも、自分の所得が不十分であると感じていると思われる。

#### 4. 無子割合上昇の要因

以上のような分析を踏まえ、K.シュバルツとJ.ドルブリッツは、ドイツにおける近年の無子の広がり、平均初婚年齢や第1子平均出産年齢の上昇などの人口学的要因の影響と、社会的要因の影響に分け、次のような考察を行っている。

##### (1) 人口学的要因の影響

一般的に、女性が子供を生める期間は時間的に限られており、このため年齢と無子の間には密接な関係があると考えられる。実際、旧西ドイツ地域における1970年の国勢調査結果から得られた5つの結婚コーホートのデータを用いて、初婚年齢別無子割合を比較する（表11）と、各コーホートとも、初婚年齢が25-29歳あたりから無子割合が12-18%へと急増していることが確認できる。

つまり、旧西ドイツ地域においては、平均結婚年齢（初婚）の上昇が、結果的に、全体の無子割合の増大を招いていると考えられる。結婚が先送りされることにより、たとえ結婚しても子供を持つことが、年齢的にもはや望ましくないか、あるいは不可能になってしまうケースが増えているといえよう。これに対し旧東ドイツ地域の場合は、相対的に低い平均初婚年齢が、無子割合を低く抑えていると思われる。

また同様の関係は第1子平均出生年齢と無子割合についても成り立つと考えられる。つまり最終的に無子に留まる危険性は、第1子の出生時期が先送りされるほど高くなる。たとえば、旧西ドイツ地域の場合、1970年と1993年を比較すると、かつては主として20-24歳で第1子を出生していたが、これが25-29歳へと移行、30歳以下で生まれる子供の比率は87

表11 初婚年、初婚年齢別、初婚女子の無子割合（1970年旧西ドイツ地域）

初婚年	初婚年齢別、初婚女子の無子割合（%）						
	初婚年齢階層						
	全年齢	-20	21-24	25-29	30-34	35-39	40-44
1950-1959	10	5	7	12	20	35	63
1940-1949	11	7	7	12	21	36	63
1930-1939	13	11	9	11	24	40	61
1925-1929	15	—	10	18		30	
1920-1924	15	—	11	16		25	

註：連邦統計局のデータ及び、K.シュバルツによる。  
出典：Dorbritz & Schwarz（1996）、p.248

%から71%まで低下している。

このように平均初婚年齢の上昇が、出産可能期間に占める結婚期間の短縮や、第1子平均出生年齢の上昇を通じ、自然出生力からみた妊孕力の相対的低下を招き、無子割合を高めている可能性は極めて高いという。

さらにK.シュバルツは、その他の人口学的要因として、出生児の出生順位別分布の変化を指摘している。すなわち、1960年代から1970年代にかけての旧西ドイツ地域の出生減退は、まず1940年代の出生コーホートの女性において3子と4子以上の割合が低下し、1子家族の割合が上昇、次に1950年代中頃の出生コーホートの女性で、この1子家族の割合も低下し、かわって無子割合が上昇、という二つのフェーズで進行しており、ここから一人っ子 (Einzelkind) として育った者は無子に留まる可能性が高いという仮説が設定できるという。

実際、FFS データを用いて、旧西ドイツ地域の男女30-39歳について、純世帯所得、母親の子供数、居住地の人口規模、学歴、教会訪問回数など、子供数に影響を与えるとも思われる様々な要因を多変量回帰モデルで分析すると (表12)、男女とも決定係数0.25-0.27で子供数の偏差を説明できるが、とりわけ注目されるのは、母親の子供数の有意性が極めて高い点であるという。

つまり、母親の (が生んだ) 子供数が少なければ少ないほど、その娘の (が生んだ) 子供数が少ないという傾向が確認できる。さらに無子割合について行った分析では、一人っ子として育った女性は、多子家族で育った女性より、無子に留まる確率が高く、これに対し2子、3子、4子以上の家族で育ったかどうかは無子割合に全く影響しないことがわかったという (Dorbritz&Schwarz 1996, p.249)<sup>6)</sup>。

表12 子供数に対する影響要因の回帰分析結果  
(FFS データ：30-39歳の男女・旧西ドイツ地域)

要因	女性		男性	
	Beta <sup>1)</sup>	Sig T <sup>2)</sup>	Beta <sup>1)</sup>	Sig T <sup>2)</sup>
純家計所得	0.1085	0.0081	0.1258	0.0324
母親の子供数	0.2139	0.0000	0.2020	0.0004
居住地の人口規模	-0.0012	0.9770	-0.0656	0.2451
学歴	0.0296	0.5318	-0.0335	0.6501
職業資格	-0.0864	0.0616	0.0319	0.6631
教会訪問数	-0.0796	0.1588	-0.0811	0.3278
決定係数 R <sup>2)</sup>	0.2589		0.2703	
F 値	0.0000		0.0010	

註：1) 標準化偏回帰係数 2) T値の有意性  
出典：Dorbritz&Schwarz (1996), p.249

6) Schneider (1996) は、「我々の分析では、意識的な無子者に一人子が多いということはない」と、この知見に否定的である。が、彼らの分析は30歳以上の無子女性と、意識的に無子を選んでいる夫婦を対象としており、K.シュバルツ・J.ドルブリッツは、比較できないと反論している。また両親のきょうだい数とその子供数の間に正の相関があることは、繰り返し確認されているという (Kiefl&Schmid 1985)。

## (2) 社会的要因の影響

FFS の調査では、子供を生むことに反対の理由<sup>7)</sup>を調査しており、この結果を30-39歳の無子女性に限定して集計してみると、

第1位「一人暮らし、ないしは、適当な相手がいない」(19.8%)

第2位「職業と両立しない」(14.5%)

第3位「生まれてくる子供の将来への不安」(12.5%)

第4位「現状の生活水準を落としたいくない」(10.1%)

第5位「子供を持つと今の生活を楽しめない」(8.4%)

第6位「本人あるいはパートナーが(子供も持つには)年齢を過ぎた」(6.0%)

の順となっており、これらの結果から、まずパートナー状況、とりわけ独居状態にあり、相手がいないこと、次ぎに家族を持つことと職業生活の葛藤があること、そして、無子のライフスタイルへの慣れとその優位性の認識があること、という3つの主要な複合的要因があることがわかる (Dorbritz & Schwarz 1996, p.250-p.252)<sup>8)</sup>。

## (3) 意識的な無子と、望まざる無子

これらの人口学的、社会的要因は、また意識的な無子と望まざる無子という問題とも深く関係してくるという。

意識的な無子 *Gewollte Kinderlosigkeit* には、両親になることを原則的に拒絶することから、子供を持つことを常に先送りするといったことまでの、広汎な意志決定が含まれる。これに対し、望まざる無子 *Ungewollte Kinderlosigkeit* は、妊娠または出産不能によるものである。

FFS の調査で無子者のうち、「仮に望んだ場合に、あなたは子供を生むことができるか」という質問に「いいえ (多分無理, 絶対無理)」と答えた者の割合をみる (表13) と、東西両地域とも、この割合が年齢とともに明らかに増加していることがわかる。また「避妊しないと妊娠する危険性があるか」という別の質問に対し「いいえ」と回答した者の割合も同様の傾向を示しており、これらの結果は、K.シュバルツが分析した、1933年の東プロイセンのカトリック農民における、初婚年齢と無子割合の関係 (Schwarz 1974) とも対応している<sup>9)</sup>、30歳を過ぎると妊娠または出産能力は明らかに低下すると考えられる。

7) 具体的な質問の記述は「なぜ全く子供を望まないか、あるいはこれ以上、子供を望まないかについては、様々な理由があると思われます。以下に挙げる各理由について、あなたが個人的に、子供を(確実に、あるいは多分)望まない理由としての重要度をお答え下さい。(質問411)」となっており、16の理由に対して「1.非常に重要 2.かなり重要 3.重要ではない 4.当てはまらない」の4者択一で回答する形式となっている (Roloff & Dorbritz 1999, p.280)。

8) この結果は、Schneider (1996) の調査にみられる、意識的選択による無子夫婦の傾向とも一致しているという。

9) これによれば、初婚年齢別の無子割合は、20歳未満で4%、20-24歳で5%、25-29歳で13%、30-34歳で20%、35-39歳で35%、40-45歳で70%、45-49歳で90%となっている。

表13 無子者のうち「仮に望んだとしても、子供を生むことはできない」と回答した者の割合（％）

性別	年齢	旧西ドイツ地域	旧東ドイツ地域
女性	20-29	2.3	3.2
	30-39	14.8	26.8
男性	20-29	2.5	3.5
	30-39	9.1	13.5

出典：Dorbritz & Schwarz (1996), p.253

現代の30-40歳代の無子は、社会的にも、個人的にも、意識的な無子と捉えられているが、実際には、意識的な無子と望まざる無子の関係は、それほど明確ではない。つまり、若い時は望んで無子を選択していたとしても、その後、歳を取るにつれて、実質的には望まざる無子となる可能性が高い。また人工授精に失敗した夫婦に見られるように、当初は望まざる無子であっても、失敗を心理的に合理化する過程で、意識的な無子へ変化する可能性も十分考えられるという (Dorbritz & Schwarz 1996, p.252-p.254)。

## 5. 考察

### (1) 結婚と家族の将来

C.ヒョーンによれば、近年のドイツ語圏諸国において、結婚と家族が制度的重要性を失いつつあるという点では専門家の間に広く合意が成り成っているが、その将来的な方向性については、次の3つの理論的見方（モデル）があるという (Dorbritz & Höhn 1997, p.179-p.181)。

#### 1) モデルⅠ：家族制度の崩壊 (the thesis of the decay of the family)

結婚と家族の脱制度化 (de-institutionalization) が進み、結婚にともなう義務や関わりがなくなってゆく。しかし、これは、ただちに非婚化や婚姻関係の解消を意味する訳ではなく、むしろ生活形態 (living arrangements) の個人的選択肢の多様化に繋がってゆくという。というのも、結婚しないこと、離婚、あるいは結婚しても子供を作らないことなどに対する社会的制裁が益々弱まり (Hoffmann-Nowotny 1987 1996)、これにより、結婚に基盤を置かない、個人主義的性格の強い生活形態が広がって行く可能性が考えられる。その結果、主流としての「家族」モデルが崩壊し、様々な、より不安定な生活形態が、それに取って変わる。脱制度化が、個人化と多様化を押し進め、最終的には個人化された独身者社会へと向かってゆく。

#### 2) モデルⅡ：制度的実質の縮小 (the thesis of the reduction of the institutional quality)

限定的な脱制度化が進み、制度的実質の縮小が起きる。つまり家族という形態を選ぶ場合でも、これにともなう義務的な要素が大幅に緩和される (Tyrell 1988)。結果として、結婚するが同居しない、同居するが結婚しないといった形が増える。また結婚と親業 (parenthood) が分離し、個人のライフコースの中で、結婚という形態自体が標準化できな



くなるという。その結果、法的制度としての結婚は、依然として社会的に支援され、維持されるが、結婚が持つはずの、出生や子育てに対する一般的、標準的な効果は失われてゆく。その一方、代替的な形態も社会的に大いに認知され、個人主義的性格の強い生活形態が広がるが、これが制度としての家族に置き換わることにはならない。

### 3) モデルⅢ：制度的変化 (the thesis of the institutional change)

結婚と家族の意味や機能は変化するが、その重要性は変わらない (Nave-Herz 1989)。このため、結婚と家族が持つパートナーシップ関係と親業 (parenthood) という側面は、制度的に更新される。人々は「結婚」というパートナーシップと非公式な同盟 (informal union) のいずれかを選ぶが、後者も結婚の主要な機能を引き継ぐ。しかし、カップルが恒久的な同棲を選んだとしても、それは、単に伝統的・小市民的な結婚の理想を拒絶したのであって、パートナーシップに基づくライフスタイル、そのものを拒絶した訳ではない。このような新しい生活形態が注意深く選択される一方、結婚もまた稀なケースとして残る。

C.ヒョーンによれば、これら3つのモデルごとに、将来の出生動向は、次のように異なるという。

モデルⅠ：さらなる出生力の低下。個人化の進行は、必然的に無子 (childlessness) の広がりにつながる。

モデルⅡ：現状の低出生力の水準のまま、安定化する。限定的な個人化は人口の二極化に向かう。個人主義的性格の強い生活形態を選ぶ人口グループと、(通常) 子供も含めたパートナーとの生活形態を選ぶ人口グループが対立する。このような人口学的状況では、出生力の明確な回復はないだろう。

モデルⅢ：将来的に出生力が回復する可能性がある。通常、パートナーシップは子供への志向とリンクしている。というのも通常、結婚に至る動機は子供を持つことや子供の誕生と結びついているからである。もし個人主義的生活形態を選ぶ人のシェアが低く、無子 (childlessness) の比率が限定的であるなら、出生力回復への条件は整う。ただし、その場合、回復に必要とされるのは、数名の子供も有する大家族である。

## (2) 家族形態の二極化

無子の増大は、このような結婚と家族の将来に関する議論にとって重要な指標となるが、少なくとも旧西ドイツ地域に関していえば、現状は、かなり明確にモデルⅡに分類できるという (Dorbritz & Höhn 1997, p.189)。

たとえば1993年のマイクロセンサスの結果を、有子と無子を基準に、家族セクターと非家族セクターに分けて集計すると (表14)、家族セクターの中核は、結婚カップル・子供ありで、30-34歳の51.4%、35-44歳の63.7%と過半数を占めており、この周辺に片親・子供ありの3.6%、4.6%、非婚カップル・子供ありの2.2%、1.8%が加わる形となっている。これに対し、非家族セクターの中核は単身の独身者で同じく30-34歳の13.6%、35-44歳の7.5%、次いで結婚カップル・子供なしの11.8%、11.3%、その周辺として、非婚カップル・子供なし (同居/別居) 5.7%、2.9%などが続いている。つまり、8-14%の単身者と、51-64%の結婚

表14 年齢別、生活形態別の18歳以上の人口構成 (%) (1993年旧西ドイツ地域)

年齢	全体 千人	独身		片親 家庭 有子	カップル				独身 未婚 両親と 同居	その他
		未婚 無子	結婚歴 あり 無子		既婚		未婚同棲			
					無子	有子	無子	有子		
18-24	5,432	12.9	0.4	1.0	5.1	6.6	7.0	0.6	64.3	2.1
25-29	5,452	19.7	1.4	2.3	13.4	27.3	11.1	1.7	21.4	1.8
30-34	5,356	13.6	2.6	3.6	11.8	51.4	5.7	2.2	7.6	1.4
35-44	9,241	7.5	4.1	4.6	11.3	63.7	2.9	1.8	2.9	1.2
44-54	8,748	4.6	7.1	4.0	29.8	49.0	2.4	0.8	1.1	1.3
55-64	8,220	3.9	11.0	3.2	52.6	25.1	1.8	0.3	0.4	1.6
65+	10,292	4.6	35.0	2.9	45.7	5.1	1.3	0.1	0.1	5.3
全体	52,741	8.3	10.9	3.2	27.2	32.9	3.9	1.0	10.4	2.2

註：連邦統計局，ミクロセンサス。有子=有子家庭、無子=無子家庭  
出典：Dorbritz&Hohn (1997)、p.190

カップル・子供ありという、二つの中核グループの間で、二極化 (polarization) が進行しているといえる。また、この二極化傾向は、特に1980年代に家族形成期に入ったコーホートから顕著になっており、非家族セクターの割合が高まるにつれて、全体として無子と非婚傾向が強まっているという。

つまり、結婚という制度は形式的には一つの行動パターンとして社会的に提供されているが、すでに社会的規範としての性格を失いつつある。しかし、完全家族 (complete family) は支配的な生活形態として残っており、その一方、脱制度化が、個人主義的な生活形態の増加という形で現れているといえよう。

1965年以降の出生減退の、重要な決定要因とされる、個人のライフスタイルの拡張は、その多様化をめざしたはずであったが、実際には、ライフスタイルの多様化は、国民の一部の層、すなわち子供を持つことを断念した層でしか進まなかったという (Dorbritz & Höhn 1997, p.255)。このため、人口が家族セクターと非家族セクターに分かれてゆくことになり、現在のような二極化が進行した。両者の決定的な違いは、子供と一緒に暮らすか、暮らさないかにあるが、「無子に留まること=結婚しないこと」いう形で、その関係が固定しており、ドイツの場合、有子同棲というパターンは一般化せず、この結果、晩婚化と、これにともなう第1子の晩産化が、増々無子割合を増大させてゆく状況を生みだしているといえよう。

### (3) 将来の出生力への影響と家族政策における意味

このような状況の中で、ドイツの出生動向の将来について、二つのシナリオが考えられるという (Dorbritz&Höhn 1997, p.190-p.192)。

1) 二極化の進行が止り、両者が共存する場合：家族セクターの優位がそのまま崩れなければ、現在の出生力レベルで安定化する。この場合、合計特殊出生率は1.4を中心に1.2か

ら1.6の間で振動すると思われる。ただし1.6まで増加するには、3-4子家族の割合が増加し、これが無子を相殺することが必要であるが、現状の平均子供数から見て、まず考えられない。

2) 二極化がさらに進行する場合：1990年代のドイツは、この状況にあるが、さらに、次のような傾向も見逃せない。

- ・離婚率の上昇傾向（1996年：結婚後25年で35.3%）
- ・無子割合が30%を超える可能性
- ・今世紀初頭から続く少子家族の伝統とその固定化
- ・初婚及び再婚傾向の減少
- ・家族形成の遅れ

特に無子割合のさらなる増加は、将来の出生力低下の主要な要因となると考えられており、増加が予想される根拠として、次のような事が指摘されている。

- ・家族と仕事の両立可能性に対し懐疑的な見方が広がり、女性が子供を持つ決定に不利に作用している。職業的成功が家族形成に優先する傾向が見られ『子供から自由な child-free』ライフスタイルが男性からも支持される傾向がある。
- ・経済的・時間的制約のない『子供から自由な』ライフスタイルへの指向や成熟した人間関係を避ける傾向から20-35歳層で独身世帯が増加、また両親からの離家が遅れている（ホテル・ママ Hotel Mama）。
- ・ドイツ連邦共和国の家族政策にとって、出生促進的政策を取ることは不可能であり、また、その意志もない。それは難しく（またコストもかかる）、たとえ可能であったとしても、家族形成のタイミングをより早く、より魅力的にするための条件を長期的に整えてゆく程度のことのできるだけである。
- ・世代間の連帯は低下しつつあり、大部分の人々にとって老後への備えは個人な責任ではなくなっている。従って、ドイツでは子供を持たない者が老後の報酬を最大化しうるし、また実質的に世代間社会契約への連帯を避けうる。一方、高齢人口の増大は、政府年金制度のコストを高め、家族政策の経済的展望を狭めている。

従って、このまま非家族セクターのシェアが、増大する無子割合とともに拡大してゆくならば出生力の低下は不可避であり、TFRが0.8から1.2の間に入るまで低下することも十分にあり得るとしている。

## 謝辞

本研究は、1999年度－2001年度にわたり、厚生省科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）を受け行われている「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクト（課題番号H11-政策-008）の一部をなすものである。末尾ながら改めて謝意を表す。

## 文献

- Birg,H., E.-J. Flötmann (1992) Entwicklung der Familienstrukturen und ihre Auswirkungen auf die Belastungs- bzw. Transferquotienten zwischen den Generationen; Studienbericht im Auftrag der Enquete-Kommission des Deutschen Bundestages "Demographischer Wandel"; Institut für Bevölkerungsforschung und Sozialpolitik, Universität Bielefeld, p.151
- Dorbritz, Jürgen und Beat Fux (Hrsg.) (1997) *Einstellungen zur Familienpolitik in Europa.*, Schriftenreihe des Bundesinstituts für Bevölkerungsforschung Band 24, Harald Boldt Verlag.
- Dorbritz, Jürgen and Charlotte Höhn (1997) "THE FUTURE OF THE FAMILY AND FUTURE FERTILITY TRENDS", *FUTURE EXPECTATIONS FOR BELOW-REPLACEMENT FERTILITY*, UN/POP/BRF/BP/1997/3 7 October 1997 EXPERT GROUP MEETING ON BELOW-REPLACEMENT FERTILITY, UN-Population Division, pp.179-195
- Dorbritz, Jürgen und Karl Schwarz (1996) "Kinderlosigkeit in Deutschland - ein Massenphänomen? Analysen zu Erscheinungsformen und Ursachen", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, JG 21, 3/1996, Harald Boldt Verlag, pp.231-261
- Höhn, Charotte (1997) "Der Demograph Karl Schwarz- eine Würdigung aus Anlaß seines 80.Geburtstags am Beispiel der Geburtenentwicklung in Deutschland", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.22.2-3/1997, Verlag Leske+Budrich, Opladen, pp.159-194
- Hoffman-Nowotny,H.-J. (1987) "The future of the family", European Population Conference 1987, issues and prospects, Helsinki 1987, pp.113-182
- Hoffman-Nowotny,H.-J. (1996) "Partnerschaft-Ehe-Familie,Ansichten und Einsichten", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 2/1996, Verlag Leske+Budrich, Opladen, pp.111-130
- Höpflinger, Francois (1991) "Neue Kinderlosigkeit-Demographische Trends und gesellschaftliche Spekulationen", *Acta Demographica*. Heidelberg, Physica-Verlag, pp.81-100
- Kiefl,Walter, Josef Schmid (1985) *Empirische Studien zum generativen Verhalten*. Boppard,Boldt, Schriftenreihe des BiB (Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung) 15
- Nave-Herz,R. (1989) "Zeitgeschichtlicher Bedeutungswandel von Ehe und Familie in der Bundesrepublik Deutschland", R.Nave-Herz,M.Markefa (Hrsg.), *Handbuch der Familien- und Jugendforschung*, Band1, Familienforschung, Luchterhand, Neuwied und Frankfurt/Main,pp.211-222
- Roloff, Juliane, Jürgen Dorbritz (Hrsg.) (1999) *Familienbildung in Deutschland Anfang der 90er Jahre-Demographische Trends, individuelle Einstellungen und socio-ökonomische Bedigungen*, Schriftenreihe des BiB Band 30, Opladen, Leske+Budrich
- Rückert, Gerd-Rüdiger (1975) "Charakteristika kinderloser Ersten", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 3/4, pp.100-110
- Schwarz, Karl (1974) "Die Frauen nach Kinderzahl (Ergebnis der Volkszählung 1970)", *Wirtschaft und Statistik*, 6, pp.404-409
- Schwarz, Karl (1999) "Rückblick auf eine demographische Revolution Überleben und Sterben, Kinderzahl,Verheiratung, Haushalte und Familien, Bildungsstand und Erwerbstätigkeit der Bevölkerung in Deutschland im 20.Jahrhundert im Spiegel der Bevölkerungsstatistik", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.24,3/1999, Opladen,Verlag Leske+Budrich, pp.229-279
- Schneider, Nobert F. (1996) "Bewußt Kinderlose Paar", *Zeitschrift für Familienforschung*, 14, 1/2, pp. 128-137
- Statistisches Bundesamt (1998), *Fachserie 1 Bevölkerung und Erwerbstätigkeit Reihe 1 Gebiet und Bevölkerung 1996*, Stuttgart, Metzler Poeschel
- Tyrell, H. (1998) "Ehe und Familie-Institutionalisierung und Deinstitutionalisierung, K.Lüscher, F.Schultheis, M.Wehrspau (Hrsg.), *Die 'postmoderne' Familie*, Universitätsverlag, Konstanz, pp.145-156

# 人口問題審議会の最終総会に寄せて

阿 藤 誠

平成12年12月13日（水）に、ダイヤモンド・ホテルにおいて第85回人口問題審議会総会が開催された。今回の総会は、行政改革の一環として進められた審議会等の整理・統合の結果、平成13年1月より人口問題審議会がなくなるため、最後の総会ということになった。そこで人口問題審議会の歴史を振り返りつつ、今回の総会の報告をしてみたい。

## 1. 歴史

人口問題審議会は昭和24年に一度内閣の下に直接設置されたが、すぐに廃止され、あらためて昭和28年に厚生省の下に設置された。本審議会の特徴は、他の審議会とは異なり、厚生大臣のみならず関係各大臣の諮問に応じ、それに対して意見を述べる点にある。また所掌事務は(1)生活水準、(2)産業構造、(3)資源、(4)受胎調節、(5)国民の資質向上、(6)その他の人口問題というようにきわめて広範囲の事項をカバーしている。これは、設立当時の日本の人口・経済状況を反映しており、当時の政策担当者が、敗戦後の経済システムの崩壊、ならびに復員、引揚げ、ベビーブームによる人口の急増を国民の生活水準低下の根本にあると考えていたことを示すものであろう。部会構成は、第一部会（人口収容力に関する部会）と第二部会（人口調整に関する部会）と2つに分かれていたが、これも、人口の“容れ物”としての経済の大きさと人口の大きさとの相対関係によって人々の生活水準が決まってくるという発想を反映したものであろう。

昭和28年の第1回総会の開催場所は総理大臣官邸であり、吉田茂首相が挨拶を行っているところに、当時の政府がいかに人口問題を深刻かつ重大な政治課題とみていたかがよく表れている。昭和29～30年に「人口の量的調整に関する決議」と「人口収容力に関する決議」が採択された。前者は、人口の量的調整が必要であると認め、人口政策としての家族計画の普及促進を提言し、後者は、増大する生産年齢人口に対し雇用の拡大、失業対策などを提言したものである。

昭和33年には1年間の議論を経て「潜在失業対策に関する決議」が採択された。これは、不完全就業者、潜在失業者が多数存在する現実をふまえて、経済政策、雇用政策を強化し雇用の確保・安定を図るとともに最低賃金制の実施などを提言したものである。昭和34年になると第1回の「人口白書」が作られ、そのなかでも、生産年齢人口の激増と雇用問題への対処、ならびに出生抑制の必要性と家族計画の普及の両面がとりあげられた。

ただし、日本の出生率は、昭和30年代始めには人口置換水準に低下し、その後ほぼその水準を維持し続けたため、昭和30年代末頃から青少年人口が急激に減少を始めることとなった。また昭和30年代に入って高度経済成長が始まるとともに、むしろ若年労働力不足が叫

ばれるようになり、発展途上国型の政策課題としての人口・開発問題は昭和30年代でほぼ終了したとみることができる。昭和34年～37年に人口資質向上対策が議論され、健康増進、母子衛生、生活環境の改善、社会保障制度の拡充など、経済開発と並ぶ社会開発の必要性を提言する「人口資質向上に関する決議」が昭和37年に採択されたのも、このような時代の変化を反映したものと言えよう。

昭和30年代末以降平成9年まで、人口問題審議会は、国内的な政策課題を議論する場としての機能を失っていく。この間、「人口白書」（昭和49年）、「出生力動向に関する特別委員会報告」（昭和55年）、「人口白書（高齢化をテーマ）」（昭和59年）、「人口と家族に関する特別委員会報告」（昭和63年）、「国際人口移動に関する調査報告」（平成4年）が出され、その時々的人口問題に関しての一般的提言を行っているが、それは具体的な政策課題に直結するものではなかった（なお、これらの報告書草案の作成には、人口審の事務局機能を分担してきた旧厚生省人口問題研究所の研究スタッフが中心的に関わったことを明記しておきたい）。

この時期に特筆すべきは、むしろ世界的な人口会議との関わりである。国連は、1974年（昭和49年）を世界人口年と指定し、ルーマニアのブカレストで世界人口会議を開催した。これに合わせて人口審でも特別委員会を設置し、対処方針を論議し、有力審議会メンバーが会議に参加している。1984年（昭和59年）のメキシコ・シティにおける国際人口会議においても特別委員会を設置し、そのタイミングに合わせて「人口白書」を発表している。1994年（平成6年）のカイロ会議における国際人口開発会議に際しても特別委員会を設け日本政府報告書の作成を行った。

昭和40年代末から、それまでおおむね人口置換水準を維持してきた出生率が突然低下を始めた。このような出生率低下——後に「少子化」と呼ばれるようになる——は、人口転換理論に代表される当時の人口学の常識（すなわち、人口転換後の出生率はおおむね人口置換水準を維持するという見方）とは相容れないものであったため、出生率の先行きは全く不透明ということになった。そのため、5年毎の国勢調査に合わせて改訂されてきた将来人口推計の出生率仮定が、5年毎に下方修正されることになり、その度に2020年代、2050年代の高齢化社会のイメージが大きく変更されていくことになった。将来人口推計の結果は国の年金制度の中心的なバックボーンとして用いられてきたため、このような高齢化社会のイメージ変化は、その都度年金制度の改定を余儀なくさせ、同時に年金制度への信頼感を揺るがせる大きな要因となっていく。このため将来人口推計そのものへの批判と関心が強まり、昭和52年以来、人口推計の手法（とりわけ出生率の仮定設定の方法）と出生率の見通しが人口審の大きな議題となっていく。

昭和60年代に入って少子化は一段と深刻さを増し、平成2年の「1.57ショック」を契機として、政府は厚生省を中心として少子化問題の検討に入り、徐々に少子化対策を強めていった。少子化問題こそは、他の審議会に先がけて、人口審が取り組むべき主要政策課題となるべきものであったが、事務当局がこれを人口審の中心議題としてとり上げたのは、合計特殊出生率が1.39まで低下した平成9年のことであった。この年、第62回から76回ま

で実に15回の総会を開催し、各界の有識者から意見を聴取するとともに、起草委員会を設置し、最終的に「少子化に関する基本的考え方について－人口減少社会、未来への責任と選択－」と題する報告書を採択し、関係各大臣に報告した。

この報告書は、少子化の原因は主として未婚化・晩婚化にあり、それは女性の社会進出の時代に仕事と家庭が両立し難いために起こっていると分析した。そして、両立を妨げているのは、固定的な雇用慣行と固定的な男女の役割関係であるとして、企業社会と家庭・地域両面でのシステム変革の必要性を訴えた。この報告書は、少なくとも行政レベルでのその後の各種少子化対策の基本理念を提供する画期的提言となった。

## 2. 第85回総会

人口審最後の総会は平成12年12月に開催された。はじめに社会保障制度審議会が同年9月にまとめた「新しい世紀に向けての社会保障（意見）」、総理大臣の下に設けられた「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」が同年10月にまとめた報告書が報告され、さらに「少子化への総合的な対応について」と「厚生省関係審議会の再編について」と題して厚生省の担当者から報告があった。

その後で、筆者が今回の中心議題である「最近の人口をめぐる課題について」と題して報告を行った。その内容は大きく2つに分かれ、ひとつは世界（主として途上地域）の人口問題、もうひとつは日本を含む先進地域の人口問題である。

世界の人口問題としては、人口爆発の沈静化傾向がみられる一方で、青年人口の増大、国際人口移動の活発化、途上国も含めた人口の高齢化が進んでいることが指摘された。またこの分野での日本にとっての課題としては、途上国における家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス促進のための国際協力と、カイロ会議から10年後の2004年に新たな国際会議を開催すべきか否かの議論の必要性が指摘された。

日本を含む先進地域の人口問題としては、少子化の動向と背景をめぐるいくつかの議論（出生の延期と取り戻しの可能性など）を紹介し、「第2の人口転換」的見方が登場していること、先進諸国間の出生率の格差の説明を社会の場面と家族の場面での男女平等の不整合に求める考え方などが紹介された。また将来人口推計についての誤解をなくするために、その意義（25年後の生産年齢人口と老年人口の予測可能性）と限界（出生率の仮定設定の難しさ）が論じられた。最後に超高齢・人口減少社会への対応策のひとつとしての「補充移民（replacement migration）」という考え方が紹介され、日本でも今後このような選択肢が現実性をもつか否かが問題提起された。

この阿藤報告をめぐって、少子化対策が有効でなかったのは所得の伸びが弱かったからではないか、子どもをもつことのコスト（機会費用の上昇こそが少子化の長期的要因ではないか、合理的選択の要素としては所得だけではなく自由時間というものがあるのではないかと）といった議論があった。また少子化を引き起こしているのは、人々の意識あるいは文化か制度かといった根本的な問題についての議論もあった。また、若者が現代の日本社会において「希望」をもてないこと、あるいは目先の損得だけを考える教育を受けてきたことが少

子化につながっているのではないかという意見も出された。

大企業の男女の役割分業を前提とした日本の雇用慣行は、企業側の利害に叶うから変えようとするのではないかという議論に対しては、企業者団体側から、オランダモデルによるワークシェアリングなどを提案しているなどの反論もあった。その他に、生活のスタイルにあわせて勤務体制の選択を容易にすること、子どもの看護休暇法、保育施策と労働施策など制度間の整合性の向上の必要性などが提起された。

少子化の要因と施策に関する議論が人口問題審議会の最後になって盛り上がったのは、この問題への人口審委員の関心の強さを表すものであり、筆者の問題提起が功を奏したとも言えるが、国際的な人口問題ならびに補充移民の問題についてほとんど議論が出なかったのは残念であった。

### 3. 今後

47年の歴史をもつ人口問題審議会は、第85回総会をもって幕を閉じた。今後人口問題に関する議論は、2001年1月に発足した厚生労働省の下に設けられた社会保障審議会に受け継がれることが決まっている。新しい審議会の下でどれほど人口問題が真正面から議論されるかは分からない。しかしながら、日本の少子化問題が政府が望む方向に早急に解決されるとはとても思えない。そのことは、とりもなおさず21世紀の日本が必然的に超高齢・人口減少社会に突入していくことを意味する。さらに、そこへ至る過程で補充移民が大きな政策課題となることも容易に予想される。本来は、このような政策課題を総合的に議論する場としての人口問題審議会がこの時代にこそ必要と思えるのであるが、「行政改革」はそのような機会を永遠に奪ってしまった感がある。今はせめて新しい社会保障審議会の下で人口問題の一端なりとも議論されることを願うのみである。

(参考資料)

厚生省大臣官房政策課監修・人口問題審議会編『少子化に関する基本的考え方について－人口減少社会、未来への責任と選択』ぎょうせい、1998年  
厚生省大臣官房政策課『人口問題審議会要覧』（平成12年12月）



## (付) 人口問題審議会の答申及び意見等一覧

### 1 厚生大臣への答申

- (1) 「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項」について意見（答申）（昭38. 8. 17第26回総会）

国土総合開発計画等地域開発に関し、その重要性、経済開発と社会開発の均衡を指摘し、労働力等の人口構造、住みよい都市づくり、公害対策等について提言した。
- (2) わが国人口再生産の動向についての意見（中間答申）（昭44. 8. 5第29回総会）

出生力の減退傾向に対して、できる限り速やかに純再生産率を1に回復させることを目途とし、出生力の減退に関与しているとみられる経済的及び社会的要因に対して適切な経済開発と均衡のとれた社会開発を強力に実施することを提言した。
- (3) 最近における人口動向と留意すべき問題点について（答申）（昭46. 10. 21第31回総会）

これまでの答申、建議を踏まえ、人間のライフサイクルに即応した体系的、総合的な人口資質向上対策を提言した。

### 2 関係機関への意見具申等

- (1) 人口の量的調整に関する決議（昭29. 8. 24第4回総会）

急激な人口増加傾向に対し、人口の量的調整が必要と認め、人口政策としての家族計画の普及促進を提言した。
- (2) 人口収容力に関する決議（昭30. 8. 20第5回総会）

人口増加、特に生産年齢人口の増加に対して、雇用の拡大を中心とする計画的な産業の再編成、失業対策、社会保障の拡充整備等について提言した。
- (3) 潜在失業対策に関する決議（昭33. 4. 16第16回総会）

これまでの経済政策、雇用政策等を更に強化し、不完全就業者、潜在失業者の多数発生に対して・雇用・就業の確保・安定を図る等、産業政策の基本的方向、最低賃金制度の実施、財政措置等について提言した。
- (4) 人口白書について（昭34. 6. 16第18回総会）

①生産年齢人口の激増と雇用問題の重大化、②出生抑制の必要と家族計画普及の問題等についてとりまとめた。
- (5) 人口資質向上対策に関する決議（昭37. 7. 12第25回総会）

経済開発とともに社会開発の重要性を指摘し、人口資質向上について健康増進、母子衛生、生活環境の整備、児童手当の創設等社会保障制度の拡充等について提言した。
- (6) 人口白書について（昭49. 4. 15第34回総会）

①人口増加の抑制についての方策、②人口資質向上対策、地域人口対策、③国民、政治、行政が人口問題の重要性を認識する必要性、④国際協力の強化等についてとり

\* 厚生省大臣官房政策課（2000. 12）「人口問題審議会の答申及び意見等一覧」『人口問題審議会要覧 平成12年12月』pp.65-67掲載。

まとめた。

- (7) 国連世界人口会議対処方針についての意見（昭49. 4. 15第34回総会）

人口増加抑制政策の提案，世界人口行動計画への意見，健全な避妊方法の普及等，対処方針について提言した。

- (8) 出生力動向に関する特別委員会報告（昭55. 8. 7第38回総会）

昭和49年以降の出生力低下について，主に人口学的な観点から分析した結果，期間出生力の大幅な低下にかかわらず，完結出生力では人口の置き換え水準をやや下回る程度の低下にとどまっていることを指摘し，今後の調査研究の必要性等について提言した。

- (9) 人口白書について（昭59. 6. 20第43回総会）

①「自立する高齢者」をめざすこと，②豊かな生活環境をめざすこと，③人口についての教育，研究水準の向上，④国際協力の推進等についてとりまとめた。

- (10) 人口と家族に関する特別委員会報告（昭63. 7. 13第48回総会）

最近の人口と家族の変動についての現状と要因を分析するとともに，人口を長期的に安定した規模に保ち，人口の急激な高齢化の進行を緩和し，同時に家庭基盤の充実を図るという観点から，家族形成，家庭生活，出産・育児，老親扶養等に関する提言を行った。

- (11) 国際人口移動に関する調査研究（平4. 7. 23第54回総会）

グローバルな立場から増加する国際人口移動がわが国の人口構造，社会経済，国民生活，文化などに及ぼす影響等についてとりまとめた。

- (12) 国際人口・開発会議日本政府報告書について（平5. 12. 21第56回総会）

「国際人口・開発会議」のテーマである人口と持続可能な経済成長及び開発に関し，教育の重視，保健・家族計画の普及，きめ細かい統計調査による行政施策等が，戦後日本の人口問題の解決にあたって重要な役割を果たしたこと等についてとりまとめた。

- (13) 少子化に関する基本的考え方について—人口減少社会，未来への責任と選択—（平9. 10. 27第76回総会）

少子化について，有識者及び国民からの意見，統計資料等をもとに議論を重ね，少子化の要因とその背景，少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方等についての様々な論点や考え方を整理し，基本的考え方を報告書にとりまとめた。

- (14) 少子化に関連する諸外国の取組みについて（平11. 6. 28）

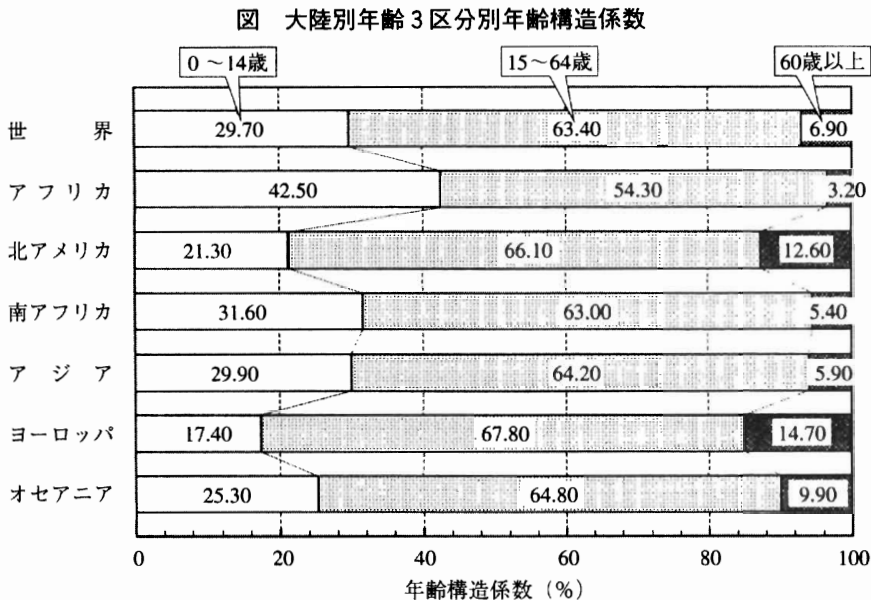
我が国における少子化への対応に関する今後の各方面の検討や取組みに際し参考となる情報を広く提供するという観点から，諸外国における少子化の動向と関連施策に関する知見の概要を整理し発表した。

## 統 計

### 主要国人口の年齢構造に関する主要指標：最新資料

国際連合（統計局）が刊行している『世界人口年鑑』の最新年版（1998年版）<sup>1)</sup>に掲載されている各国の年齢（5歳階級）別人口に基づいて算定した年齢構造に関する主要指標をここに掲載する。このような計算は、従来より情報調査分析部で毎年行い、本欄に結果を掲載している<sup>2)</sup>。

掲載した指標は、年齢構造係数<sup>3)</sup>、従属人口指数<sup>4)</sup>（年少人口指数と老年人口指数の別）および老年化指数<sup>5)</sup>、それから平均年齢<sup>6)</sup>と中位数年齢<sup>7)</sup>である。（石川 晃）



1) 原典は、United Nations, *Demographic Yearbook* 1998, New York, 2000.

日本については、総務庁統計局『人口推計年報 平成11年10月1日現在推計人口』（2000年6月）による。

2) 1997年版によるものは、『人口問題研究』、第55巻2号、1999年6月、pp.82-87に掲載。

3) 年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）人口について、総人口に対する割合。

4) 従属人口指数総数＝年少人口指数＋老年人口指数

年少人口指数＝(0～14歳人口)／(15～64歳人口)

老年人口指数＝(65歳以上人口)／(15～64歳人口)

5) 老年化指数＝(65歳以上人口)／(0～14歳人口)

6) 日本については年齢各歳別、他の国は年齢5歳階級別人口を用いた。各年齢階級の代表年齢は、その年齢階級のはじめの年齢に、5歳階級の場合には2.5歳を、各歳の場合には0.5歳を加えた年齢として、平均年齢算出に用いた。また、最終の年齢階級（Open end）の代表年齢は、日本における1995年の年齢各歳別人口（国勢調査および全国高齢者名簿）による平均年齢を用いた。すなわち、65歳以上は74.20歳、70歳以上は77.84歳、75歳以上は81.45歳、80歳以上は84.91歳、85歳以上は88.72歳、90歳以上は92.87歳、95歳以上は97.14歳、100歳以上は101.62歳をそれぞれ用いた。

7) 年齢別人口を低年齢から順次累積し、総人口の半分の人口に達する年齢を求める。ただし、中位数年齢該当年齢（日本は各歳、他の国は5歳）階級内については直線補間による。

参考表 主要国の65歳以上年齢構造係数の高い順：人口総数500万人以上の国

順位	国・地域	(年)	65歳以上 係数(%)	順位	国・地域	(年)	65歳以上 係数(%)
1	スウェーデン	(1996)	17.45	46	ブラジル	(1998)	4.96
2	イタリア	(1998)	17.39	47	南アフリカ	(1996)	4.77
3	日本	(1999)	16.72	48	モロッコ	(1996)	4.68
4	ギリシャ	(1997)	16.35	49	ベルギー	(1998)	4.63
5	スペイン	(1998)	16.27	50	エクアドル	(1997)	4.49
6	ベルギー	(1995)	16.03	51	インドネシア	(1997)	4.46
7	ドイツ	(1997)	15.80	52	メキシコ	(1995)	4.42
8	イギリス	(1997)	15.71	53	コロンビア	(1995)	4.41
9	ブルガリア	(1997)	15.48	54	インド	(1998)	4.36
10	オーストリア	(1997)	15.36	55	イラン	(1996)	4.32
11	スイス	(1996)	15.29	56	スリランカ	(1996)	4.31
12	ポルトガル	(1997)	14.97	57	ベネズエラ	(1997)	4.22
13	デンマーク	(1998)	14.92	58	ウズベキスタン	(1997)	4.21
14	フィンランド	(1997)	14.55	59	セネガル	(1993)	4.20
15	フランス	(1993)	14.53	60	ブルンジ	(1993)	4.13
16	ハンガリー	(1997)	14.36	61	ボリビア	(1998)	3.93
17	ウクライナ	(1998)	14.00	62	アルジェリア	(1995)	3.92
18	チエコ	(1997)	13.61	63	ハイチ	(1996)	3.90
19	オランダ	(1996)	13.34	64	タジキスタン	(1993)	3.87
20	ベラルーシ	(1998)	13.09	65	ドミニカ共和国	(1995)	3.85
21	ユーゴスラビア	(1997)	12.85	66	マレーシア	(1997)	3.70
22	アメリカ合衆国	(1998)	12.73	67	ネパール	(1996)	3.54
23	ルーマニア	(1997)	12.56	68	フィリピン	(1995)	3.52
24	カナダ	(1997)	12.30	69	イエメン	(1997)	3.48
25	オーストラリア	(1998)	12.18	70	グアテマラ	(1995)	3.47
26	ロシア	(1995)	11.98	71	エチオピア	(1995)	3.44
27	ポーランド	(1997)	11.56	72	パキスタン	(1998)	3.43
28	ホンコン	(1998)	10.49	73	エジプト	(1996)	3.39
29	グルジア	(1993)	10.43	74	チャド	(1993)	3.37
30	スロバキア	(1991)	10.30	75	ウガンダ	(1991)	3.34
31	イスラエル	(1997)	9.87	76	ケニア	(1989)	3.29
32	アルゼンチン	(1995)	9.41	77	ナイジェリア	(1991)	3.27
33	キューバ	(1996)	9.34	78	ベニン	(1995)	3.21
34	チリ	(1998)	6.96	79	ルワンダ	(1991)	3.17
35	中国	(1996)	6.94	80	シリア	(1995)	3.00
36	カザフスタン	(1997)	6.85	81	ジンバブエ	(1998)	2.92
37	韓国	(1998)	6.57	82	スーダン	(1993)	2.63
38	アゼルバイジャン	(1996)	5.67	83	ザンビア	(1990)	2.58
39	北朝鮮	(1993)	5.55	84	サウジアラビア	(1992)	2.56
40	タイ	(1998)	5.45	85	マラウイ	(1991)	2.52
41	チェニジア	(1995)	5.41	86	モザンビーク	(1998)	2.44
42	トルコ	(1998)	5.09				
43	ミャンマー	(1997)	5.06				
44	ベトナム	(1992)	5.05				
45	エルサルバドル	(1992)	4.99				

結果表 主要国の年齢3区分別人口と年齢構造に関する主要指標

No	国・地域	期 日	人 口			
			総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
〔アフリカ〕						
1	アルジェリア	1995. 7. 1	28,243,000	11,063,000	16,073,000	1,107,000
2	ベニアン	1995. 7. 1	5,408,463	2,656,000	2,579,068	173,395
3	ボツワナ	1991. 8.21(C)	1,326,796	573,762	687,580	65,454
4	ブルンジ	1993. 7. 1	5,769,143	2,705,884	2,824,758	238,501
5	カーボベルデ	1990. 6.23(C)	341,491	153,523	168,111	19,857
6	チャド	1993. 4. 8(C) <sup>1)</sup>	6,193,538	2,965,398	2,994,884	209,000
7	エジプト	1996.11.19(C) <sup>1)</sup>	59,312,914	22,345,496	34,954,292	2,013,103
8	赤道ギニア	1990. 7. 1	348,150	148,330	185,940	13,880
9	エチオピア	1995. 7. 1	54,649,154	24,062,727	28,704,413	1,882,014
10	ガボン	1993. 7.31(C)	1,014,976	416,189	551,315	47,472
11	ケニア	1989. 8.24(C) <sup>1)</sup>	21,448,774	10,262,211	10,454,871	706,409
12	リビア	1991. 7.31	4,231,600	2,111,199	2,023,701	96,700
13	マラウイ	1991. 7. 1	8,556,200	4,132,900	4,207,400	215,900
14	モーリタニア	1993. 4.24	2,147,778	972,367	1,100,194	75,217
15	モーリシャス	1997. 7. 1	1,147,706	304,453	775,301	67,952
16	モロッコ	1996. 7. 1	26,848,000	9,515,000	16,077,000	1,256,000
17	モザンビーク	1998. 7. 1	16,916,638	7,703,583	8,800,621	412,434
18	ナミビア	1991.10.21(C) <sup>1)</sup>	1,409,920	588,387	752,599	68,934
19	ナイジェリア	1991.11.26	88,991,770	39,993,028	46,091,002	2,907,740
20	レユニオン	1993. 1. 1	631,500	193,200	401,900	36,400
21	ルワンダ	1991. 8.15(C)	7,149,215	3,403,530	3,519,265	226,420
22	セントヘレナ	1995. 7. 1	6,561	1,295	4,701	565
23	サントメ＝プリンシペ	1991. 8. 4(C)	117,504	55,103	57,222	5,179
24	セネガル	1993. 7. 1	8,008,295	3,716,201	3,955,645	336,449
25	南アフリカ	1996.10.10(C) <sup>1)</sup>	40,583,573	13,766,440	24,392,277	1,934,662
26	スーダン	1993. 4.15(C)	24,941,000	10,718,000	13,567,000	656,000
27	スワジランド	1996. 7. 1	937,747	459,905	454,636	23,206
28	チュニジア	1995. 7. 1	8,957,500	3,118,300	5,354,900	484,300
29	ウガンダ	1991. 1.12(C) <sup>1)</sup>	16,671,705	7,880,481	8,227,418	556,264
30	ザンビア	1990. 8.20(C) <sup>1)</sup>	7,383,097	3,344,605	3,836,982	190,344
31	ジンバブエ	1998. 7. 1	12,684,679	5,575,801	6,738,976	369,902
〔北アメリカ〕						
32	アンチグア＝バーブーダ	1996. 7. 1	68,612	19,540	43,549	5,525
33	アルバ	1997.12.31	91,363	20,827	64,328	6,209
34	バハマ	1994. 7. 1	273,581	87,968	172,662	12,951
35	ベリーズ	1988. 7. 1	238,500	98,210	129,100	11,190
36	バーミューダ	1997. 7. 1	60,331	11,883	42,293	6,153
37	英領バージン諸島	1991. 5.12(C) <sup>1)</sup>	16,115	4,384	10,831	898
38	カナダ	1997. 7. 1	30,286,596	5,992,380	20,568,383	3,725,833
39	カイマン諸島	1989.10.15(C)	25,355	5,758	17,996	1,601
40	キューバ	1996. 7. 1	11,018,567	2,446,078	7,543,181	1,029,308
41	ドミニカ	1994.12.31 <sup>1)</sup>	74,750	28,743	40,356	5,208
42	ドミニカ共和国	1995. 7. 1	7,915,321	2,869,029	4,741,467	304,825
43	エルサルバドル	1992. 9.27(C)	5,118,599	1,980,346	2,882,638	255,615
44	グリーンランド	1998. 1. 1	56,076	15,388	38,058	2,630
45	グアドループ	1992. 1. 1	368,796	97,258	239,051	32,487
46	グアテマラ	1995. 7. 1	10,621,226	4,707,931	5,544,261	369,034
47	ハイチ	1996. 7. 7	7,336,030	2,945,265	4,104,750	286,015
48	ジャマイカ	1995. 7. 1	2,500,025	805,954	1,514,876	179,195
49	マルチニーク	1992. 1. 1	370,756	89,791	244,323	36,642
50	メキシコ	1995.11. 5 <sup>1)</sup>	91,158,290	32,261,711	54,654,036	4,027,690

年齢構造係数 (%)			平均年齢 (歳)	中位数 年齢(歳)	従属人口指数 (%)			老年化 指数(%)	No
0~14歳	15~64歳	65歳以上			総数	年少	老年		
39.17	56.91	3.92	24.11	19.76	75.72	68.83	6.89	10.01	1
49.11	47.69	3.21	20.93	15.44	109.71	102.98	6.72	6.53	2
43.24	51.82	4.93	23.46	17.94	92.97	83.45	9.52	11.41	3
46.90	48.96	4.13	21.98	16.55	104.23	95.79	8.44	8.81	4
44.96	49.23	5.81	23.46	17.51	103.13	91.32	11.81	12.93	5
47.88	48.35	3.37	21.68	15.98	105.99	99.02	6.98	7.05	6
37.67	58.93	3.39	25.10	20.40	69.69	63.93	5.76	9.01	7
42.61	53.41	3.99	23.78	18.60	87.24	79.77	7.46	9.36	8
44.03	52.52	3.44	22.55	17.67	90.39	83.83	6.56	7.82	9
41.00	54.32	4.68	24.37	19.53	84.10	75.49	8.61	11.41	10
47.85	48.74	3.29	21.07	15.94	104.91	98.16	6.76	6.88	11
49.89	47.82	2.29	20.09	15.05	109.10	104.32	4.78	4.58	12
48.30	49.17	2.52	20.95	15.83	103.36	98.23	5.13	5.22	13
45.27	51.22	3.50	22.32	17.36	95.22	88.38	6.84	7.74	14
26.53	67.55	5.92	29.91	27.84	48.03	39.27	8.76	22.32	15
35.44	59.88	4.68	25.92	21.74	67.00	59.18	7.81	13.20	16
45.54	52.02	2.44	21.72	17.04	92.22	87.53	4.69	5.35	17
41.73	53.38	4.89	23.63	18.52	87.34	78.18	9.16	11.72	18
44.94	51.79	3.27	22.19	17.41	93.08	86.77	6.31	7.27	19
30.59	63.64	5.76	28.42	25.53	57.13	48.07	9.06	18.84	20
47.61	49.23	3.17	21.40	16.20	103.15	96.71	6.43	6.65	21
19.74	71.65	8.61	33.99	31.33	39.57	27.55	12.02	43.63	22
46.89	48.70	4.41	22.49	16.44	105.35	96.30	9.05	9.40	23
46.40	49.39	4.20	22.69	16.75	102.45	93.95	8.51	9.05	24
33.92	60.10	4.77	26.40	22.64	64.37	56.44	7.93	14.05	25
42.97	54.40	2.63	22.72	18.58	83.84	79.00	4.84	6.12	26
49.04	48.48	2.47	20.75	15.44	106.26	101.16	5.10	5.05	27
34.81	59.78	5.41	26.68	22.42	67.28	58.23	9.04	15.53	28
47.27	49.35	3.34	21.25	16.25	102.54	95.78	6.76	7.06	29
45.30	51.97	2.58	21.33	16.82	92.13	87.17	4.96	5.69	30
43.96	53.13	2.92	21.72	17.57	88.23	82.74	5.49	6.63	31
28.48	63.47	8.05	30.18	27.27	57.56	44.87	12.69	28.28	32
22.80	70.41	6.80	33.28	32.90	42.03	32.38	9.65	29.81	33
32.15	63.11	4.73	26.73	23.63	58.45	50.95	7.50	14.72	34
41.18	54.13	4.69	24.39	18.73	84.74	76.07	8.67	11.39	35
19.70	70.10	10.20	35.71	34.48	42.65	28.10	14.55	51.78	36
27.20	67.21	5.57	29.02	27.55	48.77	40.48	8.29	20.48	37
19.79	67.91	12.30	36.62	35.60	47.25	29.13	18.11	62.18	38
22.71	70.98	6.31	31.27	29.52	40.89	32.00	8.90	27.80	39
22.20	68.46	9.34	33.35	30.96	46.07	32.43	13.65	42.08	40
38.45	53.99	6.97	25.88	20.70	84.13	71.22	12.91	18.12	41
36.25	59.90	3.85	25.36	21.92	66.94	60.51	6.43	10.62	42
38.69	56.32	4.99	25.10	19.91	77.57	68.70	8.87	12.91	43
27.44	67.87	4.69	30.62	30.95	47.34	40.43	6.91	17.09	44
26.37	64.82	8.81	31.15	27.62	54.28	40.69	13.59	33.40	45
44.33	52.20	3.47	22.48	17.58	91.57	84.92	6.66	7.84	46
40.15	55.95	3.90	23.97	19.64	78.72	71.75	6.97	9.71	47
32.24	60.59	7.17	26.35	23.24	65.03	53.20	11.83	22.23	48
24.22	65.90	9.88	32.65	29.30	51.75	36.75	15.00	40.81	49
35.39	59.96	4.42	25.65	21.63	66.40	59.03	7.37	12.48	50

結果表 主要国の年齢3区分別人口と年齢構造に関する主要指標（つづき）

No	国・地域	期 日	人 口			
			総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
〔北アメリカ〕						
51	オランダ領アンチル	1994. 7. 1	199,659	52,994	132,534	14,134
52	ニカラグア	1989. 7. 1	3,745,031	1,724,086	1,920,897	100,048
53	パナマ	1998. 7. 1	2,763,612	887,898	1,725,708	150,008
54	プエルトリコ	1997. 7. 1	3,805,003	955,747	2,480,943	368,313
55	セント・キッツネイビス	1996. 7. 1	42,280	13,020	25,290	3,970
56	セントルシア	1991. 5.12(C)	133,308	48,972	75,645	8,691
57	セントビンセント＝レナディーン	1997.12.31	111,224	41,365	62,584	7,234
58	トリニダード＝トバゴ	1996. 7. 1	1,263,618	353,002	831,400	79,216
59	アメリカ合衆国	1998. 7. 1	270,298,524	58,128,808	177,768,584	34,401,132
60	米領バージン諸島	1990. 4. 1(C) <sup>1)</sup>	101,809	29,444	65,886	6,065
〔南アメリカ〕						
61	アルゼンチン	1995. 7. 1	34,768,457	10,047,651	21,420,119	3,270,686
62	ボリビア	1998. 7. 1	7,949,933	3,179,908	4,457,347	312,679
63	ブラジル	1998. 7. 1	161,790,311	48,841,474	104,932,007	8,016,830
64	チリ	1998. 7. 1	14,821,714	4,272,572	9,517,431	1,031,711
65	コロンビア	1995. 7. 1	35,098,737	11,623,447	21,928,125	1,547,165
66	エクアドル	1997. 7. 1	11,936,858	4,222,059	7,179,084	535,714
67	フォークランド諸島	1991. 3. 5(C)	2,050	422	1,440	188
68	仏領ギアナ	1990. 3.15(C)	114,808	38,315	71,848	4,645
69	パラグアイ	1994. 7. 1	4,699,855	1,955,953	2,577,421	166,481
70	ペルー	1998. 7. 1	24,800,768	8,533,282	15,118,920	1,148,566
71	スリナム	1995. 7. 1	408,866	134,576	254,420	19,870
72	ウルグアイ	1998. 7. 1	3,289,271	818,340	2,053,494	417,438
73	ベネズエラ	1997. 7. 1	22,777,152	8,059,569	13,756,946	960,637
〔アジア〕						
74	アメニヤ	1996. 7. 1	3,773,567	1,049,148	2,422,812	301,607
75	アゼルバイジャン	1996. 7. 1	7,488,100	2,454,800	4,608,400	424,900
76	バーレーン	1996. 7. 1	598,625	186,548	398,959	13,118
77	ブルネイダラサラーム	1992. 7. 1	267,800	92,300	168,100	7,400
78	中国	1996. 7. 1	1,246,243,000	322,331,000	837,469,000	86,443,000
79	ホンコン	1998. 7. 1	6,687,200	1,163,500	4,822,000	701,700
80	マカオ	1997. 7. 1	418,948	105,112	282,189	31,647
81	キプロス	1997. 7. 1	746,100	180,600	482,100	83,400
82	ゲルジア	1993. 1. 1	5,404,552	1,300,667	3,540,388	563,497
83	インドネシア	1998. 7. 1	970,933,000	355,547,000	573,019,000	42,367,000
84	インドネシア	1997.12.31	201,353,100	62,826,800	129,543,000	8,983,300
85	イスラエル	1996.10. 1(C) <sup>1)</sup>	60,055,488	23,725,545	33,702,406	2,595,181
86	イスラエル	1997. 7. 1	5,828,900	1,694,800	3,558,600	575,500
87	日本	1999.10. 1 <sup>2)</sup>	126,686,324	18,742,187	86,757,886	21,186,251
88	ヨルダン	1997.12.31	4,600,000	1,936,140	2,545,640	118,220
89	カザフスタン	1997. 7. 1	15,751,310	4,653,039	10,018,812	1,079,459
90	北朝鮮	1993.12.31(C) <sup>1)</sup>	20,522,351	5,722,203	13,660,112	1,139,939
91	韓国	1998. 7. 1	46,429,817	10,216,724	33,162,456	3,050,637
92	クウェート	1996. 7. 1	1,753,981	512,179	1,218,791	23,011
93	キルギスタン	1997. 1. 1	4,574,121	1,705,344	2,616,597	252,180
94	マレーシア	1997. 7. 1	21,665,500	7,475,000	13,388,500	802,000
95	モルジブ	1996. 7. 1	256,157	116,293	131,752	8,112
96	モンゴリア	1998.12.31	2,420,505	858,882	1,467,743	93,880
97	ミャンマー	1997. 7. 1	46,402,000	15,453,000	28,599,000	2,350,000
98	ネパール	1996. 7. 1	21,126,636	9,098,561	11,280,622	747,453
99	パレスチナ	1997.12. 9(C) <sup>1)</sup>	2,601,669	1,223,196	1,286,947	90,219

年齢構造係数 (%)			平均年齢 (歳)	中位数 年齢(歳)	従属人口指数 (%)			老年化 指数(%)	No
0~14歳	15~64歳	65歳以上			総数	年少	老年		
26.54	66.38	7.08	31.73	31.05	50.65	39.99	10.66	26.67	51
46.04	51.29	2.67	21.39	16.82	94.96	89.75	5.21	5.80	52
32.13	62.44	5.43	27.80	24.47	60.14	51.45	8.69	16.89	53
25.12	65.20	9.68	32.69	29.40	53.37	38.52	14.85	38.54	54
30.79	59.82	9.39	29.75	25.33	67.18	51.48	15.70	30.49	55
36.74	56.74	6.52	26.06	21.13	76.23	64.74	11.49	17.75	56
37.19	56.27	6.50	25.89	20.72	77.65	66.10	11.56	17.49	57
27.94	65.80	6.27	29.94	27.15	51.99	42.46	9.53	22.44	58
21.51	65.77	12.73	36.24	35.23	52.05	32.70	19.35	59.18	59
28.92	64.72	5.96	30.33	28.08	53.89	44.69	9.21	20.60	60
28.90	61.69	9.41	31.33	27.37	62.09	46.84	15.25	32.55	61
40.00	56.07	3.93	24.30	19.79	78.36	71.34	7.01	9.83	62
30.19	64.86	4.96	28.16	25.01	54.19	46.55	7.64	16.41	63
28.83	64.21	6.96	30.27	27.78	55.73	44.89	10.84	24.15	64
33.12	62.48	4.41	26.60	23.65	60.06	53.01	7.06	13.31	65
35.37	60.14	4.49	25.85	21.98	66.27	58.81	7.46	12.69	66
20.59	70.24	9.17	34.99	33.78	42.36	29.31	13.06	44.55	67
33.37	62.58	4.05	26.58	24.26	59.79	53.33	6.47	12.12	68
41.62	54.84	3.54	23.55	19.19	82.35	75.89	6.46	8.51	69
34.41	60.96	4.63	26.34	22.48	64.04	56.44	7.60	13.46	70
32.91	62.23	4.86	26.89	23.84	60.71	52.90	7.81	14.76	71
24.88	62.43	12.69	34.43	31.23	60.18	39.85	20.33	51.01	72
35.38	60.40	4.22	26.04	22.38	65.57	58.59	6.98	11.92	73
27.80	64.20	7.99	31.16	28.74	55.75	43.30	12.45	28.75	74
32.78	61.54	5.67	27.95	25.00	62.49	53.27	9.22	17.31	75
31.16	66.65	2.19	25.95	26.13	50.05	46.76	3.29	7.03	76
34.47	62.77	2.76	25.18	23.69	59.31	54.91	4.40	8.02	77
25.86	67.20	6.94	31.39	29.22	48.81	38.49	10.32	26.82	78
17.40	72.11	10.49	36.25	35.54	38.68	24.13	14.55	60.31	79
25.09	67.36	7.55	32.36	32.35	48.46	37.25	11.21	30.11	80
24.21	64.62	11.18	34.58	32.89	54.76	37.46	17.30	46.18	81
24.07	65.51	10.43	34.35	32.00	52.65	36.74	15.92	43.32	82
36.62	59.02	4.36	26.01	21.89	69.44	62.05	7.39	11.92	83
31.20	64.34	4.46	27.55	24.09	55.43	48.50	6.93	14.30	84
39.51	56.12	4.32	24.60	19.42	78.10	70.40	7.70	10.94	85
29.08	61.05	9.87	31.32	27.25	63.80	47.63	16.17	33.96	86
14.79	68.48	16.72	41.02	40.99	46.02	21.60	24.42	113.04	87
42.09	55.34	2.57	22.24	18.43	80.70	76.06	4.64	6.11	88
29.54	66.61	6.85	29.96	26.83	57.22	46.44	10.77	23.20	89
27.88	66.56	5.55	30.44	27.84	50.23	41.89	8.35	19.92	90
22.00	71.42	6.57	32.25	30.65	40.01	30.81	9.20	29.86	91
29.20	69.49	1.31	26.47	27.13	43.91	42.02	1.89	4.49	92
37.28	57.20	5.51	26.03	21.57	74.81	65.17	9.64	14.79	93
34.50	61.80	3.70	26.13	22.89	61.82	55.83	5.99	10.73	94
45.40	51.43	3.17	22.11	17.14	94.42	88.27	6.16	6.98	95
35.48	60.64	3.88	25.27	21.75	64.91	58.52	6.40	10.93	96
33.30	61.63	5.06	27.23	23.67	62.25	54.03	8.22	15.21	97
43.07	53.40	3.54	23.32	18.40	87.28	80.66	6.63	8.22	98
47.02	49.47	3.47	21.31	16.41	102.06	95.05	7.01	7.38	99



結果表 主要国の年齢3区分別人口と年齢構造に関する主要指標（つづき）

No	国・地域	期 日	人 口			
			総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
〔アジア〕						
100	バキスタン	1998. 3. 2(C)	127,441,708	55,042,917	68,030,639	4,368,152
101	フィリピン	1995. 9. 1(C)	68,616,536	26,296,206	39,905,635	2,414,695
102	サウジアラビア	1992. 9.27(C)	16,948,388	7,076,130	9,438,083	434,175
103	シンガポール	1998. 7. 1	3,163,500	711,600	2,226,000	225,900
104	スリランカ	1996. 7. 1	18,315,000	6,447,000	11,079,000	789,000
105	シリア	1995. 7. 1	14,186,000	6,342,000	7,418,000	426,000
106	タジキスタン	1993. 7. 1	5,621,727	2,464,672	2,939,709	217,346
107	タイ	1998. 7. 1	61,201,000	16,209,000	41,658,000	3,334,000
108	トル	1998. 7. 1	63,451,000	19,495,000	40,724,000	3,232,000
109	トルクメニスタン	1995. 1.10(C) <sup>1)</sup>	4,483,251	1,811,069	2,503,810	165,515
110	ウズベキスタン	1997. 7. 1	23,560,368	9,426,785	13,141,197	992,386
111	ベトナム	1992.12.31	69,175,080	27,359,660	38,324,843	3,490,577
112	イエメン	1997. 7. 1	16,484,000	7,745,000	8,166,000	573,000
〔ヨーロッパ〕						
113	アンドラ	1994.12.31	64,311	10,070	47,589	6,652
114	オーストリア	1997. 7. 1	8,072,182	1,392,621	5,440,023	1,239,538
115	ベラルーシ	1998. 1. 1	10,203,837	2,085,421	6,782,580	1,335,836
116	ベルギー	1995.12.31	10,143,047	1,817,010	6,700,435	1,625,602
117	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1991. 7. 1	4,449,412	1,048,969	3,080,673	319,770
118	ブルガリア	1997. 7. 1	8,312,068	1,412,540	5,612,888	1,286,640
119	チャンネル諸島：					
120	ガーンシイ	1996. 3.31(C)	58,681	10,343	39,129	9,209
121	ジャージー	1996. 3.10(C)	85,150	14,117	59,073	11,960
122	クロアチア	1997. 7. 1	4,572,474	909,611	3,099,546	563,317
123	チェコ	1997.12.31	10,299,125	1,795,032	7,102,231	1,401,862
124	デンマーク	1998. 7. 1	5,301,304	958,997	3,551,315	790,992
125	エストニア	1996. 7. 1	1,469,216	294,005	975,440	199,771
126	フェロー諸島	1991. 7. 1	47,372	11,599	30,076	5,701
127	フィンランド	1997. 7. 1	5,139,835	964,963	3,427,066	747,832
128	フランス	1993. 1. 1	57,526,521	11,462,550	37,703,525	8,360,446
129	ドイツ	1997.12.31	82,057,379	13,098,411	55,992,553	12,966,415
130	ジブラルタル	1991.10.14(C)	26,703	5,242	17,882	3,579
131	ギリシャ	1997. 7. 1	10,498,836	1,674,929	7,107,263	1,716,644
132	ハンガリー	1997. 7. 1	10,154,900	1,786,884	6,909,364	1,458,652
133	アイスランド	1996. 7. 1	268,927	64,912	173,357	30,658
134	アイルランド	1998. 4. 1	3,704,900	835,400	2,449,600	420,400
135	マン島	1996. 4.14(C)	71,714	12,624	45,925	13,165
136	イタリア	1998. 1. 1	57,563,354	8,382,507	39,168,801	10,012,046
137	リトベニア	1997. 7. 1	2,469,137	482,871	1,637,444	348,822
138	リヒテンシュタイン	1997.12.31	31,320	5,894	22,229	3,197
139	リトニア	1997. 7. 1	3,705,588	779,170	2,460,939	465,479
140	ルクセンブルク	1996. 7. 1	415,550	77,000	279,735	58,815
141	マルタ	1996.12.31	373,958	81,137	249,378	43,443
142	オランダ	1996. 7. 1	15,530,509	2,854,598	10,603,556	2,072,355
143	ノルウェー	1997. 7. 1	4,405,156	868,276	2,844,200	692,658
144	ポーランド	1997. 7. 1	38,649,914	8,313,332	25,869,187	4,467,395
145	ポルトガル	1997. 7. 1	9,945,690	1,706,210	6,750,310	1,489,170
146	モルドバ	1997. 7. 1	3,654,208	946,421	2,370,844	336,943
147	ルーマニア	1997. 7. 1	22,545,925	4,375,793	15,338,587	2,831,545
148	ロシア	1995. 7. 1	147,773,657	31,362,290	98,712,709	17,698,658
149	サンマリノ	1995.12.31	25,058	3,706	17,642	3,710

年齢構造係数 (%)			平均年齢 (歳)	中位数 年齢(歳)	従属人口指数 (%)			老年化 指数(%)	No
0~14歳	15~64歳	65歳以上			総数	年少	老年		
43.19	53.38	3.40	23.21	18.29	87.33	80.91	6.42	7.94	100
38.32	58.16	3.52	24.51	20.44	71.95	65.90	6.05	9.18	101
41.75	55.69	2.56	22.94	19.67	79.57	74.97	4.60	6.14	102
22.49	70.37	7.14	33.22	32.93	42.12	31.97	10.15	31.75	103
35.20	60.49	4.31	25.82	21.95	65.31	58.19	7.12	12.24	104
44.71	52.29	3.00	22.17	17.29	91.24	85.49	5.74	6.72	105
43.84	52.29	3.87	22.83	18.11	91.23	83.84	7.39	8.82	106
26.48	68.07	5.45	29.99	27.55	46.91	38.91	8.00	20.57	107
30.72	64.18	5.09	27.82	24.43	55.81	47.87	7.94	16.58	108
40.40	55.85	3.69	23.73	19.71	78.94	72.33	6.61	9.14	109
40.01	55.78	4.21	24.31	19.88	79.29	71.73	7.55	10.53	110
39.55	55.40	5.05	24.77	19.79	80.50	71.39	9.11	12.76	111
46.98	49.54	3.48	21.36	16.23	101.86	94.84	7.02	7.40	112
15.66	74.00	10.34	36.23	34.09	35.14	21.16	13.98	66.06	113
17.25	67.39	15.36	38.95	37.11	48.39	25.60	22.79	89.01	114
20.44	66.47	13.09	36.68	35.52	50.44	30.75	19.70	64.06	115
17.91	66.06	16.03	39.05	37.64	51.38	27.12	24.26	89.47	116
23.58	69.24	7.19	32.68	30.29	44.43	34.05	10.38	30.48	117
16.99	67.53	15.48	39.17	38.57	48.09	25.17	22.92	91.09	118
									119
17.63	66.68	15.69	39.08	37.56	49.97	26.43	23.53	89.04	120
16.58	69.38	14.05	38.69	36.86	44.14	23.90	20.25	84.72	121
19.89	67.79	12.32	37.22	35.87	47.52	29.35	18.17	61.93	122
17.43	68.96	13.61	37.88	36.84	45.01	25.27	19.74	78.10	123
18.09	66.99	14.92	39.03	38.06	49.28	27.00	22.27	82.48	124
20.01	66.39	13.60	37.43	36.17	50.62	30.14	2048	67.95	125
24.48	63.49	12.03	34.08	31.27	57.52	38.57	18.96	49.15	126
18.77	66.68	14.55	38.63	38.44	49.98	28.16	21.82	77.50	127
19.93	65.54	14.53	37.39	35.43	52.58	30.40	22.17	72.94	128
15.96	68.24	15.80	40.39	39.13	46.55	23.39	23.16	98.99	129
19.63	66.97	13.40	37.35	36.13	49.33	29.31	20.01	68.28	130
15.95	67.70	16.35	39.66	38.03	47.72	23.57	24.15	102.49	131
17.60	68.04	14.36	38.25	37.72	46.97	25.86	21.11	81.63	132
24.14	64.46	11.40	34.02	31.80	55.13	37.44	17.68	47.23	133
22.55	66.12	11.35	34.46	31.62	51.27	34.10	17.16	50.32	134
17.60	64.04	18.36	40.49	39.44	56.15	27.49	28.67	104.29	135
14.56	68.04	17.39	40.83	39.25	46.96	21.40	25.56	119.44	136
19.56	66.32	14.13	37.99	36.76	50.79	29.49	21.30	72.24	137
18.82	70.97	10.21	36.28	35.33	40.90	26.51	14.38	54.24	138
21.03	66.41	12.56	36.37	34.47	50.58	31.66	18.91	59.74	139
18.53	67.32	14.15	38.13	36.86	48.55	27.53	21.03	76.38	140
21.70	66.69	11.62	35.95	35.36	49.96	32.54	17.42	53.54	141
18.38	68.28	13.34	37.67	36.27	46.47	26.92	19.54	72.60	142
19.71	64.57	15.72	38.10	36.40	54.88	30.53	24.35	79.77	143
21.51	66.93	11.56	35.47	34.37	49.41	32.14	17.27	53.74	144
17.16	67.87	14.97	38.21	36.16	47.34	25.28	22.06	87.28	145
25.90	64.88	9.22	32.82	30.83	54.13	39.92	14.21	35.60	146
19.41	68.03	12.56	36.41	34.28	46.99	28.53	18.46	64.71	147
21.52	66.80	11.98	36.12	35.10	49.70	31.77	17.93	56.43	148
14.79	70.40	14.81	39.41	37.50	42.04	21.01	21.03	100.11	149

結果表 主要国の年齢3区分別人口と年齢構造に関する主要指標（つづき）

No	国・地域	期 日	人 口			
			総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
〔ヨーロッパ〕						
150	ス ロ バ キ ア	1991. 3. 3(C) <sup>1)</sup>	5,274,335	1,313,961	3,415,721	543,180
151	ス ロ ベ ニ ア	1996. 7. 1	1,991,169	354,553	1,383,945	252,671
152	ス ペ イ ン	1998. 7. 1	39,371,147	6,088,439	26,878,905	6,403,803
153	ス ウ ェ ー デ ン	1996.12.31	8,844,499	1,661,425	5,639,778	1,543,296
154	ス イ ス	1996. 7. 1	7,071,851	1,208,508	4,782,089	1,081,254
155	マ ケ ド ニ ア	1997. 7. 1	1,996,869	475,232	1,337,044	181,728
156	ウ ク ラ イ ナ	1998. 1. 1	50,245,208	9,642,865	33,566,044	7,036,299
157	イ ギ リ ス	1997. 7. 1	59,008,634	11,377,775	38,361,635	9,269,224
158	ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	1997. 7. 1	10,600,067	2,221,696	7,016,483	1,361,888
〔オセアニア〕						
159	米 領 サ モ ア	1990. 4. 1(C) <sup>1)</sup>	46,773	17,821	27,226	1,612
160	オ ー ス ト ラ リ ア	1998. 6.30	18,750,982	3,922,367	12,545,258	2,283,357
161	ク ッ ク 諸 島	1996.12.10(C)	18,034	6,467	10,621	946
162	マ ー シ ャ ル 諸 島	1995. 7. 1	55,575	27,323	26,840	1,412
163	ミ ク ロ ネ シ ア 連 邦	1994. 9.18(C)	105,506	45,933	55,778	3,795
164	ニ ュ ー カ レ ド ニ ア	1994. 7. 1	183,759	57,169	117,048	9,542
165	ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	1998. 7. 1	3,790,900	860,890	2,487,140	442,870
166	パ プ ア ニ ュ ー ギ ニ ア	1990. 7. 1	3,727,250	1,504,560	2,131,510	91,180
167	ト ン ガ	1996.11.30(C)	26,020	37,914	53,154	4,952
168	ト ウ バ ル	1991.11.17(C)	9,043	3,135	5,370	538
169	バ ヌ ア ツ	1989. 7. 1	150,165	68,445	77,803	3,917

UN. *Demographic Yearbook*, 1998年版に掲載（Table 7：掲載年次1989～98年）の年齢別人口統計に基づいて計算したものであるが、人口総数が1,000人未満およびここに示すような指標の算定が不能の国は除いている。

表中、期日の後の(C)はセンサスの結果であることを示し、他はすべて推計人口で、イタリック体は信頼性に疑問のある推計値であることを示す。

1) 人口総数に年齢不詳を含む。 2) 総務庁統計局【人口推計年報 平成11年10月1日現在推計人口】による。

年齢構造係数 (%)			平均年齢 (歳)	中位数 年齢(歳)	従属人口指数 (%)			老年化 指数(%)	No
0~14歳	15~64歳	65歳以上			総数	年少	老年		
24.91	64.76	10.30	33.59	31.41	54.37	38.47	15.90	41.34	150
17.81	69.50	12.69	37.48	36.34	43.88	25.62	18.26	71.26	151
15.46	68.27	16.27	39.16	36.79	46.48	22.65	23.82	105.18	152
18.78	63.77	17.45	39.71	38.74	56.82	29.46	27.36	92.89	153
17.09	67.62	15.29	39.41	38.06	47.88	25.27	22.61	89.47	154
23.80	66.96	9.10	33.47	31.43	19.14	35.54	13.59	38.24	155
19.19	66.80	14.00	37.81	36.72	49.69	28.73	20.96	72.97	156
19.28	65.01	5.71	38.51	36.75	53.82	29.66	24.16	81.47	157
20.96	66.19	12.85	36.44	35.10	51.07	31.66	19.41	61.30	158
38.10	58.21	3.45	24.39	20.85	71.38	65.46	5.92	9.05	159
20.92	66.90	12.18	36.06	34.61	49.47	31.27	18.20	58.21	160
35.86	58.89	5.25	26.98	22.95	69.80	60.89	8.91	14.63	161
49.16	48.30	2.54	20.29	15.36	107.06	101.80	5.26	5.17	162
43.54	52.87	3.60	22.88	17.78	89.15	82.35	6.80	8.26	163
31.11	63.70	5.19	28.21	24.62	56.99	48.84	8.15	16.69	164
22.71	65.61	11.68	35.18	33.67	52.42	34.61	17.81	51.44	165
40.37	57.19	2.45	23.38	19.29	74.86	70.59	4.28	6.06	166
39.49	55.36	5.16	25.10	19.68	80.64	71.33	9.32	13.06	167
34.67	59.38	5.95	27.74	25.29	68.40	58.38	10.02	17.16	168
45.58	51.81	2.61	21.83	17.14	93.01	87.97	5.03	5.72	169

## 主要国女子の年齢別出生率および 合計特殊出生率：最新資料

国や地域の出生力水準を簡潔に表す指標として代表的なものに合計特殊出生率 (TFR: total fertility rate) がある。本資料では最新の主要国の合計特殊出生率、及び合計特殊出生率の算定の基礎となる女子の年齢別出生率 (age-specific fertility rate) を収録している。資料の作成には以下の二つの統計資料を用いた。一つは国際連合の「世界人口年鑑1998年版」(United Nations, *Demographic Yearbook*, 1998) から得られる主要国の最新の年齢別出生率である。第二の資料は欧州理事会の人口年次報告書の2000年版 (Council of Europe, *Recent Demographic Developments in the Member of Council of Europe*, 2000) に掲載されている、各加盟国に関する1970年から現在までの合計特殊出生率及び純再生産率 (NRR: net reproduction rate) である。なお、一部のデータについては欧州理事会の同報告書の他の年次の版からも引用している。表示した国の配列はそれぞれの原典の配列をそのまま採用した。(坂東里江子)

### 統計利用上の注意

「世界人口年鑑1998年版」によるデータについては、以下の諸点に注意して利用されたい。原表(表11)には利用可能な最新の年次について各国・地域別女子の年齢別出生率・総出生率が示されている。

女子の年齢別出生数は一般に15歳未満および50歳以上の年齢では少ないため、20歳未満および45歳以上の母についての出生率はそれぞれ15~19歳、45~49歳の女子人口を分母として計算されている。年齢不詳の母による出生は年齢の判明している母の出生分布に従って、国連統計局によって比例配分されている。しかし、出生数の10%以上が年齢不詳である場合はその旨が注記してある。

出生率の算定に用いられた女子の年齢別人口は、センサスまたは実査に基づいた人口、或いは推計による人口である。この人口データの採用の優先順位は、第一に出生数のデータと同年次の年央推計人口、第二は同年次のセンサス結果、第三はその年の年央以外の時点についての推計人口となっている。

原表に掲載されている出生率は、ある年における出生数が少なくとも100以上の国や地域に限定されている。年齢階級別の出生数が30以下のデータに基づく出生率は「◆」の符号が付されている。また、原表では、出生登録が発生件数の90%未満の不完全データと登録の完全性が不明なデータはイタリック (斜字体) で示されているが、本資料では信頼性の面から掲載を省略した。表に示されている出生率は各種の制約をもつが、とくに留意すべき点は、その登録システムが実際に発生した出生数のどれだけを把握しているかを示す登録率、出生登録以前の死亡あるいは出生後24時間以内に死亡した乳児の処理、及び母の年齢の定義とその信頼性の3点である。さらに、掲載されている出生率の一部は出生の発生時ではなく登録時によって集計されたデータを基にしているが、このような場合には符号「+」で示してある。

欧州理事会のデータは、登録や精度について比較的問題がないと思われるが、国あるいは年次によって推定値や暫定値である場合があるので注意されたい。

表1 主要国女子の年齢別出生率および合計特殊出生率：最新年次

国・地域 (年)	女子の年齢別出生率 (%)							合計特殊出生率
	20歳未満 <sup>1)</sup>	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上 <sup>2)</sup>	
[アフリカ]								
カーボベルデ (1990)	84.7	167.7	183.1	150.7	123.9	52.9	13.4	3.88
エジプト (1995)	14.3	158.0	250.0	176.6	107.6	31.9	10.1	3.74
モーリシャス (1997)	36.9	127.7	122.8	75.8	35.0	8.3	◆ 0.8	2.04
ジンバブエ (1992)	82.1	217.9	205.6	179.9	144.7	80.3	31.5	4.71
[北アメリカ]								
バハマ (1994)	61.0	120.8	114.0	102.2	59.9	14.9	◆ 4.0	2.38
バーミューダ (1991)	34.2	79.8	123.6	82.7	32.7	◆ 5.6	◆ 0.5	1.80
カナダ (1995)	24.5	70.6	109.9	86.9	31.3	4.8	0.2	1.64
キューバ (1996)	54.3	88.1	77.6	48.0	17.2	2.4	0.3	1.44
グリーンランド (1997)	52.4	181.3	113.6	100.1	52.8	19.1	◆ 0.8	2.60
ガアテマラ (1990)	121.0	248.3	245.2	208.5	160.2	75.8	20.7	5.40
マルチニーク (1992)	28.0	88.5	113.9	92.9	49.5	12.2	◆ 0.8	1.93
パナマ (1996)	92.8	151.8	138.9	100.0	50.0	13.3	2.0	2.74
プエルトリコ (1997)	78.7	119.5	106.0	69.2	27.8	6.4	0.3	2.04
セント・キッツネイビス (1995)	61.6	126.8	114.5	85.2	48.7	◆ 5.6	◆ 2.3	2.22
セントビンセント＝グレナディーン (1997)	78.5	133.5	109.2	97.3	70.7	22.4	◆ 1.2	2.56
トリニダード＝トバゴ (1995)	44.9	106.3	92.1	73.5	35.8	8.9	1.1	1.81
アメリカ合衆国 (1997)	54.1	110.9	114.3	85.4	36.0	6.9	0.4	2.04
米領バージン諸島 (1990)	78.5	183.5	177.0	114.8	44.0	10.9	◆ 0.6	3.05
[南アメリカ]								
アルゼンチン (1995)	63.7	128.9	136.0	107.0	57.7	17.6	1.8	2.56
チリ (1997)	66.7	110.4	108.5	86.2	49.3	13.4	0.8	2.18
スリナム (1995)	75.1	150.2	120.4	70.0	43.1	13.0	◆ 3.2	2.38
ウルグアイ (1996)	74.2	121.5	180.5	97.3	53.9	16.3	1.2	2.46
ベネズエラ (1996)	88.1	147.8	130.0	93.1	54.6	19.0	4.0	2.68
[アジア]								
アルメニア (1996)	53.3	137.8	76.6	34.0	14.3	3.5	◆ 0.2	1.60
アゼルバイジャン (1996)	37.0	159.0	122.8	61.2	27.2	7.0	0.7	2.07
ブルネイダラサラム (1992)	41.0	142.3	175.2	135.7	83.9	27.5	◆ 5.3	3.05
ホンコン特別行政区 (1997)	5.5	30.1	64.8	64.9	27.8	4.8	0.3	0.99
モカオ (1997)	6.2	57.1	78.6	67.9	29.5	4.8	◆ 0.2	1.22
キプロス (1997)	11.8	93.2	128.2	78.7	33.6	5.4	◆ 0.5	1.76
イスラエル (1997)	16.7	117.8	190.8	158.6	81.4	19.8	1.5	2.93
日本 (1999)	4.9	38.9	99.9	92.2	30.3	3.5	0.1	1.34
カザフスタン (1997)	38.5	134.4	111.0	57.2	24.9	5.8	0.5	1.86
韓国 (1995)	3.6	63.5	187.3	71.6	15.0	2.2	0.3	1.72
クウェート (1996)	34.5	173.5	185.6	143.0	98.2	45.8	8.4	3.45
キルギスタン (1996)	54.8	205.1	172.6	105.1	52.1	13.5	2.9	3.03
マレーシア半島マレーシア (1990)	18.5	123.9	203.3	170.5	105.8	39.3	4.4	3.33
モルジブ (1996)	54.4	190.9	176.5	137.7	114.2	40.0	◆ 6.8	3.60
シンガポール (1998)	7.9	40.6	110.3	104.6	43.6	7.2	◆ 0.2	1.57
スリランカ (1995)	29.6	95.1	132.5	113.0	72.7	21.8	2.6	2.34
タジキスタン (1993)	53.9	271.9	225.5	159.6	93.6	35.7	6.9	4.24
トルコ (1997)	50.0	173.6	144.9	73.3	36.1	15.5	3.4	2.48
ウズベキスタン (1997)	49.2	252.5	179.7	91.9	34.5	7.5	1.1	3.08

United Nations, *Demographic Yearbook, 1998, New York, 2000*, 第11表による。1) 率は15～19歳女子人口により計算されている。2) 率は45～49歳女子により計算されている。3) 厚生省統計情報部「人口動態統計」に基づくデータ。

表1 主要国女子の年齢別出生率および合計特殊出生率：最新年次（つづき）

国・地域	(年)	女子の年齢別出生率 (‰)						合計特殊出生率			
		20歳未満 <sup>1)</sup>	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳		45歳以上 <sup>2)</sup>		
[ヨーロッパ]											
オーストリア	(1997)	14.7	71.0	96.0	63.5	24.3	4.5	0.2	1.37		
ベラルーシ	(1997)	33.4	105.7	66.6	27.5	9.5	2.1	0.1	1.22		
ベルギー	(1992)	11.9	75.1	140.8	77.2	23.0	3.6	0.2	1.66		
ボスニアヘルツェゴビナ	(1991)	38.0	128.0	104.0	54.4	19.4	4.4	0.7	1.74		
ブルガリア	(1997)	45.1	85.2	56.9	22.4	7.3	1.6	◆	0.1	1.09	
クロアチア	(1997)	19.7	101.1	110.1	70.3	29.2	5.9	0.3	1.68		
チェコ	(1997)	18.4	84.6	81.1	36.0	12.2	1.7	0.0	1.17		
デンマーク	(1996)	8.3	59.5	133.0	106.9	38.3	5.6	0.2	1.76		
エストニア	(1996)	33.4	95.0	76.3	37.1	15.1	3.2	◆	0.1	1.30	
フィンランド	(1997)	9.1	62.2	123.4	100.8	44.0	8.5	0.5	1.74		
フランス	(1993)	7.9	60.6	127.3	90.7	36.2	7.6	0.5	1.65		
ドイツ	(1996)	9.7	54.3	88.3	76.1	28.9	4.9	0.2	1.31		
ギリシャ	(1997)	12.1	56.5	92.9	69.4	26.0	4.8	0.6	1.31		
ハンガリー	(1997)	28.0	83.7	95.5	48.3	17.1	3.2	0.1	1.38		
アイスランド	(1996)	21.5	93.3	134.5	110.0	55.7	8.6	◆	0.4	2.12	
アイルランド <sup>+</sup>	(1996)	16.1	52.2	108.0	129.4	64.2	12.2	1.2	1.92		
イタリア	(1995)	6.8	36.5	80.6	75.7	32.2	6.2	0.3	1.19		
ラトビア	(1997)	21.2	83.2	64.6	34.0	14.8	4.2	◆	0.2	1.11	
リヒテンシュタイン	(1997)	2.0	62.1	101.0	104.8	48.6	◆	7.8	◆	0.9	1.64
リトアニア	(1997)	32.1	101.9	82.5	40.1	17.0	3.4	◆	0.2	1.39	
ルクセンブルク	(1996)	10.0	65.4	129.0	103.4	40.2	6.8	◆	0.1	1.77	
マルタ	(1996)	17.2	73.7	158.0	104.4	39.9	8.7	◆	0.6	2.01	
オランダ	(1996)	5.6	37.5	104.5	114.5	40.0	5.1	0.2	1.54		
ノルウェー	(1997)	12.8	72.6	131.6	106.3	42.8	6.9	0.2	1.87		
ポーランド	(1997)	19.5	100.7	100.0	53.4	22.3	5.3	0.2	1.51		
ポルトガル	(1997)	21.3	61.7	97.8	77.1	29.1	5.6	0.4	1.47		
モルドバ	(1992)	62.2	197.8	105.8	50.7	19.7	4.4	0.2	2.20		
ルーマニア	(1997)	41.3	100.7	72.6	33.9	11.2	2.9	◆	0.2	1.31	
ロシア	(1995)	44.7	112.8	66.7	29.5	10.6	2.2	0.1	1.33		
スロバキア	(1991)	50.5	182.9	111.3	44.5	15.0	3.1	◆	0.1	2.04	
スロベニア	(1996)	11.0	77.7	98.6	50.9	15.0	2.7	◆	0.1	1.28	
スペイン	(1996)	7.5	25.9	76.7	86.0	32.7	5.2	0.2	1.17		
スウェーデン	(1996)	7.8	59.2	116.4	92.3	38.9	7.0	0.3	1.61		
スイス	(1996)	5.7	50.2	113.1	97.1	34.2	5.1	0.2	1.53		
旧ユーゴスラビア	(1997)	36.7	140.4	128.1	58.7	17.6	3.5	◆	0.3	1.93	
マケドニア											
ウクライナ	(1995)	54.2	117.5	65.5	26.8	10.0	2.1	0.1	1.38		
イギリス	(1997)	30.2	75.3	104.5	88.8	38.6	7.1	0.3	1.72		
ユーゴスラビア	(1995)	32.6	126.6	121.6	69.1	24.1	4.7	0.5	1.90		
[オセアニア]											
オーストラリア	(1995)	20.5	66.7	121.6	106.1	42.5	7.2	0.3	1.82		
マーシャル諸島	(1995)	90.4	241.4	200.4	123.3	57.9	◆	21.4	◆	1.3	3.68
ニューカレドニア	(1994)	33.9	140.3	182.3	130.0	60.8	16.4	◆	1.1	2.82	
ニュージーランド	(1996)	34.0	83.2	123.5	107.6	45.9	8.4	0.4	2.01		

表2 主要国合計特殊出生率の低い順：最新年次

国・地域	(年次)	合計特殊出生率	国・地域	(年次)	合計特殊出生率
ホンコン特別行政区	(1997)	0.99	カザフスタン	(1997)	1.86
ブルガリア	(1997)	1.09	ノルウェー	(1997)	1.87
ラトビア	(1997)	1.11	ユーゴスラビア	(1995)	1.90
チエコ	(1997)	1.17	アイルランド	(1996)	1.92
スベイン	(1996)	1.17	旧ユーゴスラビア=マケドニア	(1997)	1.93
イタリヤ	(1995)	1.19	マルチニーク	(1992)	1.93
マカオ	(1997)	1.22	マルタ	(1996)	2.01
ベラルーシ	(1997)	1.22	ニュージランド	(1996)	2.01
スロベニア	(1996)	1.28	モーリシャス	(1997)	2.04
エストニア	(1996)	1.30	スロバキア	(1991)	2.04
ギリシャ	(1997)	1.31	プエルトリコ	(1997)	2.04
ドイツ	(1996)	1.31	アメリカ合衆国	(1997)	2.04
ルーマニア	(1997)	1.31	アゼルバイジャン	(1996)	2.07
ロシア	(1995)	1.33	アイスランド	(1996)	2.12
日本	(1999)	1.34	チリ	(1997)	2.18
オーストリア	(1997)	1.37	モルドバ	(1992)	2.20
ハンガリー	(1997)	1.38	セント・キッツネイビス	(1995)	2.22
ウクライナ	(1995)	1.38	スリランカ	(1995)	2.34
リトアニア	(1997)	1.39	スリナム	(1995)	2.38
キューバ	(1996)	1.44	バハマ	(1994)	2.38
ポルトガル	(1997)	1.47	ウルグアイ	(1996)	2.46
ポーランド	(1997)	1.51	トルコ	(1997)	2.48
スイス	(1996)	1.53	アルゼンチン	(1995)	2.56
オランダ	(1996)	1.54	セントビンセント=グレナディーン	(1997)	2.56
シンガポール	(1996)	1.54	グリーンランド	(1997)	2.60
アルメニア	(1998)	1.57	ベネズエラ	(1996)	2.68
スウェーデン	(1996)	1.60	パナマ	(1996)	2.74
リヒテンシュタイン	(1996)	1.61	ニューカレドニア	(1994)	2.82
カナダ	(1997)	1.64	イスラエル	(1997)	2.93
フランス	(1995)	1.64	キルギスタン	(1996)	3.03
ベルギー	(1993)	1.65	米領バージン諸島	(1990)	3.05
クロアチア	(1992)	1.66	ブルネイダラサラーム	(1992)	3.05
韓国	(1997)	1.68	ウズベキスタン	(1997)	3.08
イギリス	(1995)	1.72	マレーシア半島マレーシア	(1990)	3.33
フィンランド	(1997)	1.72	クウェート	(1996)	3.45
ボスニアヘルツェゴビナ	(1997)	1.74	モルジブ	(1996)	3.60
キプロス	(1991)	1.74	マーシャル諸島	(1995)	3.68
デンマーク	(1997)	1.76	エジプト	(1995)	3.74
ルクセンブルク	(1996)	1.76	カーボベルデ	(1990)	3.88
バミューダ	(1996)	1.77	タジキスタン	(1993)	4.24
トリニダード=トバゴ	(1991)	1.80	ジンバブエ	(1992)	4.71
デンマーク	(1995)	1.81	ガアテマラ	(1990)	5.40
オーストラリア	(1995)	1.82			

United Nations, *Demographic Yearbook*, 1998, New York, 2000, による。



表3 欧州理事会構成国の合計特殊出生率：1970～99年

年次	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア	フィンランド
1970	2.29	2.25	2.17	2.54	1.90	1.95	2.16	1.83
1975	1.83	1.74	2.22	2.01	2.40	1.92	2.04	1.68
1980	1.65	1.68	2.05	2.46	2.10	1.55	2.02	1.63
1985	1.47	1.51	1.98	2.38	1.96	1.45	2.12	1.64
1990	1.45	1.62	1.82	2.42	1.90	1.67	2.04	1.78
1995	1.40	1.55	1.23	2.13	1.28	1.80	1.32	1.81
1996	1.42	…	1.24	2.08	1.18	1.75	1.30	1.76
1997	1.37	1.60	1.09	2.00	1.17	1.75	1.24	1.75
1998	1.34	1.60	1.11	1.92	1.16	1.72	1.21	1.70
1999	1.32	1.61	1.23	1.84	1.13	1.73	1.24	1.74
年次	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	アイスランド	アイルランド	イタリア	リトアニア
1970	2.47	2.03	2.40	1.98	2.83	3.87	2.43	2.39
1975	1.93	1.48	2.32	2.35	2.65	3.43	2.21	2.18
1980	1.95	1.56	2.22	1.91	2.48	3.24	1.64	1.99
1985	1.81	1.37	1.67	1.85	1.89	2.48	1.42	2.08
1990	1.78	1.45	1.39	1.87	2.30	2.11	1.33	2.02
1995	1.70	1.25	1.32	1.57	2.08	1.84	1.20	1.49
1996	1.72	1.32	1.30	1.46	2.12	(P) 1.88	(E) 1.21	1.42
1997	1.71	1.37	1.31	1.38	2.04	1.92	1.18	1.39
1998	1.75	1.36	1.29	1.33	2.04	1.93	1.15	1.36
1999	1.77	1.36	1.30	1.29	1.99	1.88	1.19	1.35
年次	ルクセンブルク	マルタ	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	ロシア
1970	1.98	…	2.57	2.50	2.26	3.01	2.89	2.00
1975	1.55	2.17	1.66	1.98	2.26	2.75	2.60	1.97
1980	1.49	1.98	1.60	1.72	2.26	2.25	2.43	1.86
1985	1.38	1.99	1.51	1.68	2.32	1.72	2.32	2.05
1990	1.60	2.05	1.62	1.93	2.05	1.57	1.84	1.90
1995	1.69	1.83	1.53	1.87	1.62	1.40	1.34	1.34
1996	1.76	2.10	1.53	1.89	1.58	1.44	1.30	1.28
1997	1.71	1.95	1.56	1.86	1.52	1.46	1.32	1.23
1998	1.68	1.80	1.63	1.81	1.44	1.46	1.32	1.24
1999	1.73	…	1.65	1.84	1.37	1.49	1.30	1.17
年次	サンマリノ	スロバキア	スロベニア	スペイン	スウェーデン	スイス	トルコ	イギリス
1970	2.23	2.41	2.12	2.88	1.92	2.10	5.68	2.43
1975	1.91	2.53	2.17	2.79	1.77	1.61	5.09	1.81
1980	1.46	2.31	2.10	2.20	1.68	1.55	4.36	1.90
1985	1.14	2.26	1.71	1.64	1.74	1.52	3.59	1.79
1990	1.31	2.09	1.46	1.36	2.13	1.58	2.99	1.83
1995	1.10	1.52	1.29	1.18	1.73	1.48	2.62	1.71
1996	1.25	1.47	1.28	1.15	1.61	1.50	2.55	1.72
1997	1.24	1.43	1.25	1.18	1.52	1.48	2.42	1.72
1998	1.23	1.37	1.23	1.16	1.50	1.47	2.38	1.71
1999	1.30	1.33	1.21	1.20	1.50	1.48	…	1.68

注：(E) 推計値、(P) 暫定値、…データなし。

出典：Council of Europe, *Recent Demographic Developments in Europe 2000*  
December 2000.

表4 欧州理事会構成国の純再生産率：1970～99年

年次	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア	フィンランド
1970	1.08	1.06	1.02	1.18	0.90	0.93	1.03	0.87
1975	0.86	0.83	1.05	0.94	1.14	0.92	0.99	0.80
1980	0.79	0.80	0.97	1.12	1.00	0.74	0.95	0.78
1985	0.71	0.72	0.94	1.11	0.94	0.70	…	0.79
1990	0.70	0.78	0.87	1.16	0.91	0.80	0.97	0.86
1995	0.67	0.75	0.59	1.03	0.61	0.87	0.63	0.87
1996	0.68	…	0.58	1.00	0.57	…	0.62	0.85
1997	0.66	…	0.52	0.97	0.56	0.84	0.59	0.84
1998	0.65	…	0.53	0.93	0.56	0.83	0.58	0.82
1999	0.63	…	0.59	0.89	0.55	0.84	0.59	0.84
年次	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	アイスランド	アイルランド	イタリア	リトアニア
1970	1.17	0.96	1.10	0.92	1.32	1.82	1.14	1.11
1975	0.92	0.70	1.09	1.10	1.26	1.60	1.05	1.01
1980	0.93	0.75	1.08	0.90	1.19	1.52	0.78	0.96
1985	0.87	0.66	0.80	0.88	0.97	1.19	0.68	0.99
1990	0.85	0.70	0.67	0.89	1.11	1.01	0.64	0.97
1995	0.82	0.60	0.63	0.75	1.00	0.89	0.58	0.71
1996	…	…	0.63	0.69	1.02	0.89	…	0.68
1997	0.82	0.66	0.63	0.66	0.98	0.92	0.59	0.66
1998	0.84	0.65	0.62	0.64	0.99	0.93	0.57	0.64
1999	…	…	…	0.62	0.96	0.91	…	0.65
年次	ルクセンブルク	マルタ	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	ロシア
1970	0.93	1.08	1.22	1.20	1.01	1.35	1.32	0.95
1975	0.74	0.06	0.80	0.95	1.06	1.19	1.20	0.92
1980	0.71	1.07	0.77	0.83	0.07	1.06	1.13	0.88
1985	0.66	1.07	0.73	0.81	1.10	0.82	1.08	0.99
1990	0.77	0.98	0.78	0.93	0.97	0.75	0.86	0.90
1995	0.81	0.98	0.74	0.90	0.77	0.67	0.63	0.63
1996	…	0.98	0.73	0.90	0.75	0.69	0.63	0.60
1997	0.82	0.97	0.75	0.90	0.73	0.70	0.62	0.58
1998	0.81	0.95	0.79	0.88	0.69	0.70	0.62	0.58
1999	0.84	…	0.80	0.89	…	0.72	0.62	0.55
年次	サンマリノ	スロバキア	スロベニア	スペイン	スウェーデン	スイス	トルコ	イギリス
1970	1.04	1.13	1.00	1.36	0.92	1.00	2.69	1.16
1975	0.89	1.19	1.03	1.32	0.85	0.77	2.53	0.86
1980	0.68	1.10	1.00	1.05	0.81	0.74	2.26	0.91
1985	0.53	1.08	0.82	0.79	0.84	0.73	2.05	0.86
1990	0.58	1.00	0.70	0.65	1.03	0.76	1.35	0.88
1995	0.48	0.73	0.62	0.57	0.84	0.71	1.20	0.82
1996	…	0.70	0.61	…	0.76	0.72	…	0.83
1997	0.56	0.69	0.60	0.57	0.74	0.71	1.11	0.83
1998	0.54	0.66	0.60	0.56	0.73	0.71	1.10	0.82
1999	…	0.64	0.59	…	0.72	0.71	…	0.81

注：…データなし。

出典：Council of Europe, *Recent Demographic Developments in Europe 2000*  
December 2000.

## 書 評・紹 介

阿藤 誠

### 『現代人口学：少子高齢社会の基礎知識』

日本評論社, 2000年11月, viii, 258pp

本書は、雑誌『からだの科学』における連載論文を纏めた人口問題エッセイ集である。その主題をあえて掲げるとすれば「人口転換と少子高齢化」であると筆者は述べる。本書は第1部世界の人口問題、第2部日本の人口問題に分けられ、第1部は、第1章人口論の復権、第2章地球人口と「持続可能な開発」、第3章先進諸国の人口転換、第4章途上国の出生力転換の鍵、第5章人口問題に対する人類の取り組み、そして第6章豊かさを求めて国境を越えるの章から成り、第2部は、第7章日本の人口転換、第8章少子化をもたらしたもの、第9章日本のたそがれか？第10章日本の家族のゆくえ、第11章「地方の時代」は来るか、第12章少子化対策という構成である。最後に補章として人口学の基礎と方法が付け加えられている。ちなみにこの補章は貴重である。

筆者は、人口問題に関し論理的かつ正確な文章を綴ることで恐らく他の追従を許さない書き手であり、本書も推敲の行き届いた瑕瑾のない文章が印象的である。現代日本の少子高齢化の要因、それに対する対策に関しては、練達の筆致で書かれており、この分野における筆者の精通振りを物語る。特に第8章と第12章は筆者が最も得意とする論題であって、期待に違わぬ読み応えのある議論の展開となっている。

少子化に対して少子化対策不要論、さらに少子化社会の到来は必然であり、少子化社会また楽しからずやという少子化肯定論もあるが、筆者は少子化の進行が日本の将来にとって望ましいとは考えない。また少子化対策のアドボカシーが、リプロダクティブ・ライツの尊重、男女共同参画社会の実現のような普遍的理念に立脚するものであれば、国際社会で非難されるには当たらないと論ずるのは卓見である。結局のところ筆者は、ジェンダー革命、すなわち性別役割分業の社会から男女共同参画社会への転換が「日本のたそがれ」から脱却する鍵だと考える。

これは、これまで厚生省を初めとして、政府関連諮問機関が構想するオーソドックスな、穏健な考え方でもある。ただし、それをいかに具体的に実現するかについては、多くはまだ抽象的な領域に留まっていることは事実である。その中心的スローガンは、雇用の場における実質的男女差別の撤廃、共働き家庭における仕事と育児の両立を容易にするための企業雇用システムの変革、男性の家事・育児参加の推進といったもので、まことに結構であるが、それらをいかに具現化するかについては、必ずしも明確ではないと言える。しかし、日本は5年、10年経つと眼を見張る展開が起こる国なので、将来に期待しようというものであろう。

また第5章はその後半でカイロ人口会議のリプロダクティブ・ヘルス、アンメット・ニーズについて論じている。この内容は、筆者が政府代表団の一員として、カイロ会議、そしてその後のフォローアップの国連会議にしばしば参加し、つぶさに体験してきたものであり、その解説にあたって臨場感が漂う。

すでに筆者が「まえがき」でその割愛を説明しているところだが、本書が『現代人口学』というタイトルである以上、死亡の低下と寿命の伸長についての1章がやはり欲しかった。また途上国の都市化問題の深刻性、特に農村の貧困と人口圧迫による過度の人口都市集中の問題を扱っていないのも残念である。さらに、各章で複雑多岐な人口問題を要領よく解説しているが、内容について濃淡があり、人口転換、国連の人口活動、日本の少子化の様相・要因と対策以外のところでもう少し書き込んで欲しかったと希望するのは評者ばかりでなからう。

以上は望蜀の願いである。本書は、人口問題に対する入門者、少子高齢化の趨勢を理解するためのタイムリーな好著である。大学の人口論のテキスト、参考書として有用であらう。

(河野稠果/麗澤大学)

兼清弘之著

## 『福祉の社会保障 新訂版』

大明堂, 2000年9月, 238ページ

年金や医療制度の改革が議論され、また社会保障制度改革に関する多くの書物が出版されるなど、社会保障に対する人々の関心は日々高まりつつある。評者もこうした研究の一端に与っているが、しばしば社会保障が持つ本来の意味を忘れ、金銭的な分配や年金財政といった表面的な事項に拘泥してしまう愚を犯すことがある。本書の旧版は、近視眼的な研究を行う評者にしばしば社会保障そのものの意義を確認させてくれた、貴重な教科書であった。今回、「少子高齢化社会の福祉」の章を新たに加筆され、新訂版として出版されたことを契機に改めて拝読させていただいた。

本書の表題にあるように、著者は福祉を社会保障の上位にある概念であると定義し、その枠組みの中で社会保障のあるべき姿を縦横に論じている。福祉政策は、貨幣的な意味での経済的な豊かさのみならず、生活の質に関わる真の豊かさを実現するための手段であり、「社会保障は、この総合的な政策の基礎的領域を形成するもの（本書p.13）」と位置付けている。社会保障の成立過程を考えれば（この点については第3、4章に詳しいが）、このことは当然の帰結であるが、ややもすると社会保障を金銭的な所得再分配としてのみ取り扱う昨今のアプローチに対する再考を促しているようにも感じられる。

本書の内容を簡単に紹介させていただこう。「第1章 生活と福祉の社会保障」のテーマは、救貧政策からいかにして今日的な社会保障政策、さらには総合福祉政策が導かれるのかという点を論じたものであり、上述した社会保障政策の位置付けに関する著書の見方が最も端的に表現されている章である。第2章から第4章は、社会保障制度の成立と発展、さらには福祉国家の成立過程とその限界について述べたものである。著者は、福祉国家の限界を論じる中で、ロブソンの主張を取り上げつつ、「…福祉国家は、さまざまな圧力団体による利己的な要求と国民の政治的無関心によって、整合性の欠ける制度の拡大をまねいた（本書p.114）」と論じている。このことは、社会保障制度改革のあり方を考える際に最も注視すべきものであろう。福祉国家がこのような限界に直面しているとき、どのような解決方法があるのか、われわれは改めて深く議論する必要がある。

第5章はピグー、ロビンズらによる「福祉の経済学」のレビューおよび普遍主義と選別主義を中心に社会保障の給付と負担のありかたを議論した章である。ローズの福祉ミックスに関する議論が、やがて福祉国家の限界を補い、より高い次元での福祉が実現されるひとつの方向として考えられるのではないかと、というのが評者の感想である。さらに、第6章では労働と社会保障に関する基本的な事項の解説がなされている。第8章はわが国の社会保障制度の歴史、制度の概要などをコンパクトに整理したものである。

著者が新訂版に加筆した「第7章 少子高齢化社会の福祉」は、まさに時宜を得たものである。はじめに、「少子化現象の原因と結果」に関して、特に経済学の領域におけるこの分野のサーベイを行っている。次いで、「社会保障と家族の機能」の中で家族の機能、人口政策のあり方などを議論し、最後に「高齢者の生活と福祉」として高齢者の所得保障を中心に解説を行っている。本章の中でもっとも興味深い議論は、家族の機能の変化とともに、「家族の機能が縮小してきたのに、それを代替し補完する社会保障システムの整備が遅れていることが、少子化の一因（本書p.180）」という主張であり、また少子化を生み出す個人の合理的な選択とこれがもたらす年金制度等のマクロの問題を取り上げ、「自己の幸福を求めて少子化を選ぶ人々の行動は合理的でありベンサム的な意味では善であるが、その行動は自己矛盾を秘めている（本書p.186）」という主張である。著者は前者から家族政策の重要性を導き、後者を「ミクロとマクロの相克」と呼び人口政策の必要性の間接的根拠として考えている。この点は評者も同感であるが、さらに広範な議論を呼び起こすことを期待したい。

社会保障について学ぶには、経済学や社会学あるいは政治学など様々な入り口があるが、本書はこれを総合的に取り扱っており、社会保障を考える上で幅広く読まれるべき一冊であると思う。

(加藤久和)

## 研究活動報告

### 日本地理学会2000年度秋季学術大会

日本地理学会2000年度秋季学術大会が2000年10月7～10日、鹿児島大学にて開催された。「海と陸のはざまでの「場所の力」—南九州と南の島々からの視座—」と題されたシンポジウムの他、口頭82件、ポスター（コンピュータ）22件の発表が行われた。人口関連分野の報告について以下に紹介する。

- |                                    |                           |
|------------------------------------|---------------------------|
| 「奄美における人口移動と「場所の力」                 | 田島康弘（鹿児島大学）               |
| 「首都圏周辺都市藤沢市の高齢者分布と地域特性」            | 畠山輝雄（日本大学・院）              |
| 「神岡の高齢者はなぜ移動しないのか」                 | 田原裕子（東京大学）、神谷浩夫（金沢大学）     |
| 「DHS データを用いた人口移動分析」                | 井上 孝（青山学院大学）              |
| 「東京大都市圏における通勤圏の変容」                 | 田口 淳（専修大学・院）              |
| 「韓国の大邱市における保育サービス施設の利用」            | 金 銀淑（金沢大学・院）              |
| 「過疎地域における高齢者の介護サービス供給—岐阜県神岡町の事例」   | 柴田紀子（富山医療福祉専門学校）          |
| 「近世三河国田原藩における戸口数データの動態と城下町プランへの影響」 | 林 哲志（愛知県立福江高校）<br>（江崎雄治記） |

### 日本人類学会第54回大会、およびサテライトシンポジウム

2000年11月3～5日、東京大学本郷キャンパス、山上会館において日本人類学会第54回大会が開催された。また、これに合わせて、4日にはプレナリーシンポジウム、5日にはサテライトシンポジウムが開催された。本学会の研究分野が多岐に渡っていることを反映して、大会ではいくつかの分科会ごとにシンポジウムを組織するとともに、一般口演もテーマによって専門分野に分類され報告が行われた。

- シンポジウムⅠ（進化人類学分科会）「共存の維持と破綻—ヒト科の多様性と種間関係をいかに理解するか—」、組織者：黒田末壽（滋賀県立大）
- シンポジウムⅡ（キネシオロジー分科会）「脊柱」、組織者：松村秋芳（防衛医大）・史常德（獨協医大）、討論者：服部恒明（茨城大）・馬場悠男（国立科学博物館）
- シンポジウムⅢ（ヘルス・サイエンス分科会）「老化と運動機構—ヘルス・サイエンスの視点から」、組織者：岡田守彦（筑波大）、司会：植竹照雄（農工大）
- シンポジウムⅣ「色覚遺伝子研究の展望：脊椎動物としてのヒト」、組織者：河村正二（東京大）

一般口演の分類は、(1)遺伝、(2)生態、(3)形態・古人骨、(4)先史・古人骨Ⅰ、(5)成長・老化、(6)生体機構、(7)先史・古人骨Ⅱ、(8)形態とされていた。このほかポスターセッション（3、4日）も行われている。各フロアでは活気に満ちた討論が行われていたが、とくに大会会期中に高森・上高森旧石器遺跡

における石器捏造事件が発覚・報道され、関係者を中心に、ロビーはこの話題で持ちきりであった。

プレナリーシンポジウム（4日）では、平井百樹東京大学教授、植田信太郎同助教授を組織者として「アジアの人類学」と題して、金鋒氏（中国科学院遺伝学研究所）、Francisco A. Datar氏（フィリピン大学人類学科）、Teuku Jacob氏（ガジャマダ大学医学部）の三氏による報告討論が行われた。

さらに、5日には安田講堂において日本人類学会サテライトシンポジウム『日本列島の人口潮流－ヒトはいかに生まれ死んできたのか－』が公開、開催された。司会、報告者は以下のとおりである。

開会挨拶：木村 賛（日本人類学会会長、東京大学）

司会：大塚柳太郎（東京大学）

- ・縄文からみた弥生の人口－小山修三（国立民族学博物館）
- ・縄文時代の出産率と寿命－骨からの推定－五十嵐由里子（日本大学松戸歯学部）
- ・骨から見た老いと病－鈴木隆雄（東京都老人総合研究所）
- ・人生40年の世界：江戸時代の出生と死亡－鬼頭 宏（上智大学経済学部）
- ・到達点としての少子高齢社会－金子隆一（国立社会保障・人口問題研究所）

これは人類学的視点から人口の歴史的展開をテーマとするシンポジウムであり、日本列島の縄文時代から21世紀に至る巨視的潮流、とりわけそこに生きたヒトの生き様の変遷について、それぞれの時代・テーマの専門家による報告と、フロアを含めての討論が行われた。人類学研究における人口分野の知見の必要性と、人口研究における人類生態学的視点の重要性を再確認させる内容であった。

（金子隆一記）

## 日本地域学会第37回（2000年）年次大会

日本地域学会第37回（2000年）年次大会は、2000年11月3日（金）・4日（土）、東北学院大学土樋キャンパスにおいて開催され、研究報告、シンポジウム等が行われた。

研究報告のなかで人口学的観点から特に興味深いテーマを扱ったものとしては、次の5報告があげられる。

「少子高齢化の地域経済に及ぼす影響：名古屋市のケース」

信國眞載・徳永澄憲・上山仁恵（名古屋市立大）

「オッズ比分解法の問題点と解決への展望」

樋口洋一郎（東京工業大）

「子育てに適した地域システム実現のための計画策定への参加手法に関する基礎的研究」

寿崎かすみ（三菱総研）・熊田禎宣（千葉商科大）

「戦後日本の人口移動に対する分配所得格差と個人所得格差の説明力（1955－1995）」

伊藤 薫（岐阜聖徳学園大）

「商業地の活性化方策が都市活動立地と人口分布に及ぼす影響」 金広文・林豪人（東京工業大）

信國氏らの研究は、経済モデル、人口サブモデル、財政サブモデルから成る「NCU名古屋2000モデル」によって少子高齢化の経済学的な影響を2010年までの期間について予測したものである。樋口氏が問題点を整理したオッズ比分解法は、国内人口移動との関係が深い。寿崎氏と熊田氏の研究では、保育園を利用する父母および保育園園長を対象とした調査が行われており、地方自治体が建造物とサー

ビスとを総合的にとらえて子育て支援を行うことが提案されている。伊藤氏は、民間法人企業所得等を含む分配所得の格差と個人所得の格差のそれぞれによって戦後日本の国内人口移動を説明することを試み、両者の純移動に対する説明力に差がないことをみいだした。金氏と林氏の研究は、現在多くの地方都市で生じている中心市街地の衰退に注目している。

また、これらの研究報告のそれぞれについて討論者2名が予め選ばれており、活発な質疑応答が行われた。  
(今井博之記)

## 2000年度人文地理学会大会

2000年度人文地理学会大会が2000年11月11～13日、立命館大学（京都市）において開催された。特別発表4件のほか、6会場において計81件の口頭発表が行われ、人口関連分野についても多数の報告がなされた。以下に主なものを紹介する。

- |  |                 |
|--|-----------------|
| 「中年シングル男性を疎外する「空間」                     | 村田陽平（京都大学・院）    |
| 「東京圏におけるシングル女性の居住地移動」                  | 木下礼子（神奈川県立和泉高校） |
| 「大都市における単身者用分譲マンションの供給－シングル女性の住宅購入」    | 由井義通（広島大学）      |
| 「結婚に伴う職住関係の変化－浦和市居住者の事例」               | 谷 謙二（埼玉大学）      |
| 「大都市圏郊外地域における若年者の就業パターン」               | 稲垣 稜（名古屋大学・院）   |
| 「京都市の歴史的な中心市街地における空間変容と人口動向」           | 藤塚吉浩（高知大学）      |
| 「山村への移住とその要因」                          | 豊国利佐（大阪教育大学・院）  |
| 「幕末・維新时期開港居留地における人口集積－横浜本町五丁目のケーススタディ」 | 鷲崎俊太郎（慶應義塾大学）   |
| 「産業革命期における県庁所在都市山形の都市住民構成に関する一考察」      | 葛西大和（山形大学）      |
| 「日本本土における沖縄出身者の居住地展開」                  | 當山清朝（立命館大学・院）   |

今回上記のように、シングル女性（男性）とその居住地（空間）との関係について調査分析を行った研究の報告が続いた。いずれも既存の統計資料からでは把握が困難な事象の解明を目指したもので、夫婦と子どもからなる世帯など、これまで取り上げられることの多かった他の世帯類型との挙動の違いが報告されており、関心を集めていた。  
(江崎雄治記)

## 第73回日本社会学会大会

第73回日本社会学会大会は、広島国際学院大学において11月11日～12日の両日開催された。一般研究報告は前回より大幅に増え、71部会で365本の報告が行われた。また2000年記念シンポジウムとして、「系譜の横断 — 19世紀/20世紀」「社会学は役に立つのか — 社会問題群と社会学」の2本のシンポジウムが開催された。

本研究所からは「研究法・調査法2」部会で小島宏（国際関係部長）が「人工妊娠中絶申告の関連要因」と題して報告した。また「人口・家族」部会で鈴木透（国際関係部第三室長）が「高齢者の居

住状態の将来予測」を報告した。

(鈴木 透記)

## 第65回日本民族衛生学会総会

日本民族衛生学会の2000年年次総会（会長：竹本泰一郎 長崎大学医学部公衆衛生学教授）は11月15～16日、長崎厚生年金会館で開催され、本研究所から情報調査分析部の佐藤龍三郎部長と人口構造研究部の大場保室長が参加した。また総会に引き続き11月17日に本学会の創立70周年を記念して“Human Ecological Determinants”と題する国際シンポジウムが開かれた。

総会では、特別講演（Ⅰ）“Gene/Environmental Interrelationships in Adaptation and Fitness”（G. A. ハリソン・オックスフォード大学名誉教授）、特別講演（Ⅱ）「長崎に於ける公衆衛生学の伝承と発展の歴史」（中西啓・日本医史学会理事）、学会長講演「噴火災害の健康影響：人類生態学的視点から」（竹本泰一郎・長崎大学教授）がなされ、一般口演は53題にのぼった。佐藤は「保健統計・人口(1)」の分科会で出生動向基本調査データに基づき「近年における日本人の避妊行動」と題する発表を行なうとともに、「保健統計・人口(2)」の座長を務めた。（佐藤龍三郎記）

## 人口高齢化と人口減少に対する政策対応に関する国連専門家会議

2000年10月16日（月）～18日（水）の3日間、ニューヨークの国連本部において「人口高齢化と人口減少に対する政策対応に関する国連専門家会議」が開催され、本研究所から筆者と勝又幸子（総合企画部第3室長）の2名が参加した。本専門家会議は、本年1月に国連人口部が先進8ヶ国（日本、韓国、米国、ロシア、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス）について試算した「補充移民（replacement migration）」をメディアに発表し、それが特に米国、欧州で反響を呼んだことから、当該8ヶ国の人口と社会政策の専門家を国連に招いて、この問題を集中的に討議するために開催したものである。（国連人口部は、本年3月に、試算の最終結果を（United Nations, 2000-a）として報告書にまとめた。）

国連人口部の最新推計（United Nations, 1999）によれば、先進諸国の人口の多くは、現在進行中の少子化と長寿化により高齢化が進行し、21世紀前半のいずれかの時点で減少を始めるものと予想される。同人口部は、前述の先進8ヶ国とEU、ヨーロッパ全域の10ヶ国・地域の各々について、同人口部の仮定した出生率、死亡率の下で推計される推計人口におけるピーク時点の(1)総人口、(2)生産年齢人口、(3)潜在扶養指数（potential support ratio）－従来の従属人口指数（the aged dependency ratio）の逆数－を2050年まで維持しようとすればどれだけの移民（純移動）が必要かを算出し、これを「補充移民」と呼んだ。本専門家会議は、国連人口部の補充移民に関する報告書への評価を含めて、参加国の人口動向の見通し、高齢化と人口減少のインパクト、それに対する人口面（出生率、移民）ならびに社会経済面での政策対応を検討することを目的とした。

招へいされた19名の専門家は、各国・地域の人口動向と政策対応についての論文を事前に提出するよう要請され、会議ではそれらを集めた暫定資料集（United Nations, 2000-b）が配布された。なお日本についての論文は、Atoh, Makoto, The Coming of a Hyper-Aged and Depopulating Society and Population Policies - The Case of Japan と Katsumata, Yukiko, The Impact of Population Decline and Population Aging in Japan from the Perspectives of Social and Labor Policy である。

会議では、冒頭に国連人口部シャミー（J. Chamie）部長から会議の趣旨説明があり、続いてメディア、国連職員、各国の国連代表部に向けた公開パネル討論が行われた。筆者は3人のパネリストの1



人して、日本における少子化動向、人口見通し、高齢化への対応、外国人労働も含めた労働力拡充政策について、他の先進諸国と比較しつつ報告を行なった。以下、下記のⅢ～Ⅷの議題に沿って活発な討論が行なわれた。

多岐にわたる議論を要約することは難しいが、いくつかのポイントを列挙すれば以下の通りである。

- (1) 先進国、とくにヨーロッパ諸国の人口見通しについては、一部に、将来の移入民の規模ならびに寿命の伸びが過小評価されているという指摘があった。ほとんどの先進国で出生率が人口置換水準を下回り続けることと、その結果として将来なお人口高齢化が進み人口減少が始まるという点については、ほぼ意見の一致をみた。
- (2) 高齢化と人口減少にともなう社会経済問題としては、年金制度の維持の難しさ、高齢者のための医療コストの増大、労働力自体の高齢化にともなう生産性の低下などが指摘された。
- (3) 人口高齢化と人口減少を阻止する方策としての移民戦略は、人口の面では短期的には有効かもしれないが、政治的、社会的には受け入れ難い規模が必要となるであろう。また長期的には人口面でも解決策とはなりえない（出生率の上昇が唯一の解決策である）。一方、出生率向上戦略もなかなか有効に働かないとの見方が多かったが、女性の仕事と家庭の両立施策は一定の有効性をもつのではないかという指摘もあった。
- (4) 少なくとも今後25年間の人口高齢化の進展は人口モメンタムによって必然的であるから、これに対する政策対応は不可避であり、それは多くの分野で行われるべきである。例えば、女性の一層の労働参加、移民、退職年齢の引き上げ、退職者への社会保障給付の削減、現役労働者の負担の増加、社会保障制度の賦課方式から積立方式への移行、労働生産性の向上などが重要であるとの指摘があった。

*Monday, 16 October 2000*

**Morning Session (10:00AM–1:00PM)**

**I. Opening of the Meeting**

Welcoming

Mr. Joseph Chamie (United Nations Population Division)

**II. Panel Discussion**

Ms. Isabelle Piquer, Moderator (Correspondent, EL Pais)

Mr. Makoto Atoh (National Institute of Population and Social Security Research, Japan)

Mr. Paul Demyen (Population Council, United States)

Ms. Charlotte Hoehn (Federal Institute for Population Research, Germany)

**III. Review of Demographic Trends and Prospects**

Introduction by Ms. Hania Zlotnik (United Nations Population Division)

**Afternoon Session (3:00PM–6:00PM)**

Continuation of Item III.

**IV. Consequences and Problems**

Introduction by Mr. Jean-Claude Chesnais (Institute National d'Etudes Demographiques)

*Tuesday, 17 October 2000*

Morning Session (10:00AM—1:00PM)

Continuation of Item IV.

V. Policy Options

Introduction by Mr. Anatoly Zoubanov (United Nations Population Division)

A. Policies Relating to Determinants of Demographic Changes

1. Fertility

Introduction by Mr. Antonio Golini (Universita di Roma)

Afternoon Session (3:00PM—6:00PM)

2. Health/Mortality

Introduction by Mr. Namhoon Cho (Korea Institute of Health and Social Affairs)

3. International Migration

Introduction by Ms. Ellen Brennan-Galvin (United Nations Population Division)

B. Policies Relating to Consequences of Demographic Changes

Introduction by Mr. Michael Teitelbaum (Alfred P. Sloan Foundation)

Wednesday, 18 October 2000

Morning Session (10:00AM—1:00PM)

VI. Future Research

VII. Consultations, Discussion and Follow-up

Afternoon Session (3:00PM—6:00PM)

Continuation of Item VII.

VIII. Conclusion and Closing of the Formal Sessions

Summary by the rapporteur

(参考文献)

United Nations (1999), *World Population Prospects: 1998 Revision*.

United Nations (2000-a), *Replacement Migration : Is it a Solution to Declining and Aging Populations?*, (ESA/P/WP.160).

United Nations (2000-b), *United Nations Expert Group Meeting on Policy Responses to Population Aging and Population Decline, New York, 16-18 October, 2000*. (ESA/P/WP.163).

(阿藤 誠記)

## リプロダクティブヘルスとHIVに関する共同プロジェクト資料収集

HIV/AIDS は世界で感染者数が3600万人以上にのぼる世界的規模の重大な人口問題である。AIDS による死亡の増加と余命の減少がサハラ以南のアフリカを中心に深刻な問題となっていて、社会不安の増大のために世界の安全保障を脅かすまでになっている。日本を含め、アジアでも感染者は急増中である。また1994年にカイロで行なわれた国際人口開発会議 (ICPD) やその5年後の国連人口特別総

会 (ICPD+5) 以来、HIV/AIDS と性感染症 (Sexually transmitted infections; STI) はリプロダクティブヘルスの一環としても重要な人口問題のテーマのひとつである。

今回、2000年7月24日から9月29日までの間カリフォルニア大学サンフランシスコ校 (UCSF) のエイズ予防研究センター (Center for AIDS Prevention Studies; CAPS) に滞在してきた。高度で革新的な CAPS の経験をわが国の現状に合わせて導入して、日本の大学生を対象とした HIV/AIDS と STI の疫学と予防の共同研究を実施するための資料収集および計画立案が目的であった。CAPS は、AIDS 症例が世界で最初に発見された地のひとつであるサンフランシスコで長年 HIV/AIDS 予防と研究に携わっていることで知られ、最先端の知識と経験がある。以前より CAPS では共同研究者を世界各地から同時期に招聘して国際的なワークショップを用意することで国際共同研究や技術移転を促進するようにしている。今回もそのような形式が取られていたため、アメリカだけでなく、アジア、中南米、アフリカのさまざまな国の現状を学ぶこともでき、また、そのようにして国際共同研究を実行することの有効性についても確認できた。CAPS 以外にも、UCSF の AIDS 研究所 (AIDS Research Institute) やサンフランシスコ市の保健局、各種 NGO など HIV/AIDS と STI に関する多くの資源へのアクセスが容易な環境であった。(小松隆一記)

## 日中少子高齢化問題会議

2000年10月16日から20日、中華人民共和国上海市において、中国上海市老齡科学院研究センターならびに日本のエイジング総合研究センター主催による表記のワークショップが開催され、日本と中国における少子高齢化の現状と問題について、討議が行われた。セッションは、第一に、人口学者による人口学的な少子高齢化のプロセスに関するテーマ、第二に、少子高齢化による高齢者の家族形態に関するテーマ、第三に、高齢化にともなう社会保障制度の構築に関するテーマ、第四に、上海市高齢者生活状況に関するテーマ、そして第五に、高齢者の生活の社会参加に関するテーマについて討議が行われた。

中国上海市は、合計特殊出生率が既に0.9と、中国の一人っ子政策の結果、少子化現象が進行しており、その結果高齢化が急速に進行する。このような状況下で、日本と中国の少子高齢化問題に関するワークショップは、人口学者から社会参加に関わる実務家まで幅広い分野の参加を得て、熱心な討議が行われた。(高橋重郷記)

## 2000年ケトラー講座

### 「人口と開発 II 開発は人間的で持続可能であり得るか」

ベルギーのルーバン・ラ・ヌーブにあるルーバン・カトリック大学 (Université Catholique de Louvain) 人口研究所とルーバン人口学会は1974年から毎年秋にベルギーが生んだ著名な統計学者・人口学者ケトラー (Adolphe Quetelet) の名を冠した国際シンポジウム、ケトラー講座 (Chaire Quetelet) を開催してきた。2000年は同大学 (前身) の創立575周年記念行事の一環として実施されたため、例年よりもかなり大規模で、11月21日 (火) ~24日 (金) の4日間にわたって人口研究所の Michel LORIAUX 博士と開発研究所の Jean-Marie WAUTELET 博士を中心とする組織委員会により「人口と開発 II 開発は人間的で持続可能であり得るか」(Population et développement II. Le développement peut-il être humain et durable?) というテーマのもとで開催された。

「機軸1：人口・開発・環境の相互作用」,「機軸2：ジェンダー間関係」,「機軸3：世代間関係」,「機軸4：貧困・排除・開発様式」の4つの機軸に沿って基調報告とワークショップが組織され,22日と23日の午後の最後の時間帯には4つ機軸のテーマのワークショップがそれぞれ3つのセッションに分かれて同時並行的に行われ,それ以外は全員が一同に会する基調報告セッションが4つの機軸のテーマのもとに順番で開催され,それぞれで3人の報告者による講演がなされた。なお,初日の午前から午後にかけては開会セッション,最終日の午前には総括セッションが設けられ,前者では全体のテーマに関する報告,後者ではワークショップの総括がなされた。筆者は機軸2「ジェンダー間関係」のワークショップの第2セッション「ジェンダー,家族,社会」で“Sustainable Urbanization, Women's Status and Religion in Southeast Asia: Qualitative and Quantitative Studies”と題された報告を行った。

今回は報告と討論のほとんどがフランス語で行われる傾向がさらに強まり,英語による報告が少数であったが,スペイン語による報告も若干あった。また,記念行事的な意味を持つため約300人の参加者のかなりの部分がルーバン・カトリック大学の関係者であったと思われるが,ベルギー以外ではフランスとラテンアメリカの研究者が若干参加していた。さらに,これまでと同様,アフリカを中心とする途上国からの参加者も少なからず参加していたが,大部分は同大学大学院の卒業生か在校生であった。また,卒業生の中には中国人民大学統計学科副主任の PENG Fei (彭非) 博士がいた。アジアからの参加者としては同博士と筆者のほか,台湾出身で日本留学経験もある,同大学アジア研究所の WU I-Chuan (吳逸荃) 博士のみであった。今回はフラマン語圏の人口学会大会がたまたま同時期に開催されたことも同大学研究者やフランス人が多くなった理由であろう。(小島 宏記)

## 『人口問題研究』第56巻総目次（2000年）

著者	論文タイトル	号(通巻)	発行年	掲載頁
<b>特集：少子化と家族・労働政策 その1</b>				
阿藤誠	『家族政策及び労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』プロジェクト：分析結果の要点と政策的含意	1(233)	2000. 3	1-7
浅見泰司, 石坂公一, 大江守之, 小山泰代, 瀬川祥子, 松本真澄	少子化現象と住宅事情	1(233)	2000. 3	8-37
加藤久和	出生, 結婚および労働市場の計量分析	1(233)	2000. 3	38-60
<b>特集：第4回厚生政策セミナー その1</b>				
阿藤誠	21世紀の家族のかたち—国際比較の視点から—	2(234)	2000. 6	1-3
マクドナルド, ピーター (McDonald, P.) 釜野さおり訳	オーストラリアの家族関係—保守派, リベラル派, ラディカル派の論争—	2(234)	2000. 6	4-24
津谷典子	ジェンダーからみた就業と家事—日本と韓国とアメリカの比較—	2(234)	2000. 6	25-48
<b>特集：第4回厚生政策セミナー その2 21世紀の家族のかたち—国際比較の視点から—</b>				
レスサーガ(レスタギ), ロン(Lesthaeghe, R.), モース, ギー(Moors, G.) 清水昌人訳	先進工業諸国における出生力と世帯形成の近年の動向(抄訳)	3(235)	2000.10	1-33
西岡八郎	日本における成人子と親との関係—成人子と老親の居住関係を中心に—	3(235)	2000.10	34-55
<b>特集：少子化と家族・労働政策 その2</b>				
高山憲之・小川浩・ 吉田浩・麻生良文・ 有田富美子・金子能 宏・小島克久	結婚・育児の経済コストと出生力—少子化の経済学的要因に関する一考察—	4(236)	2000.12	1-18
仙田幸子・樋口美雄	妻の職種別にみた子どもを持つことの経済的コストの違い	4(236)	2000.12	19-37
目黒依子・西岡八郎	少子化のジェンダー分析	4(236)	2000.12	38-69
<b>研究ノート</b>				
千年よしみ, 阿部彩	フォーカス・グループ・ディスカッションの手法と課題：ケース・スタディを通じて	3(235)	2000.10	56-69
<b>資料</b>				
西岡八郎, 小山泰代, 鈴木透, 山本千鶴子	日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)—1995(平成7)年~2020(平成32)年—2000(平成12)年3月推計	1(233)	2000. 3	61-102
西岡八郎, 白波瀬佐 和子, 小山泰代, 山 本千鶴子	現代日本の家族：継続と変化—第2回全国家庭動向調査(1998年の結果より)—	2(234)	2000. 6	49-78
原俊彦	ドイツにおける無子の広がりとその背景	4(236)	2000.12	70-87
阿藤誠	人口問題審議会の最終総会に寄せて	4(236)	2000.12	88-93
<b>統計</b>				
石川晃	全国人口の再生産に関する主要指標：1999年	3(235)	2000.10	70-79
石川晃	都道府県別標準化人口動態率：1999年	3(235)	2000.10	80-85
石川晃	都道府県別女子の年齢(5歳階級)別出生率および合計特殊出生率：1999年	3(235)	2000.10	86-91
石川晃	主要国人口の年齢構造に関する主要指標：最新資料	4(236)	2000.12	94-103
坂東里江子	主要国女子の年齢別出生率および合計特殊出生率：最新資料	4(236)	2000.12	104-109

書評・紹介  
皆川勇一

皆川勇一	『学校統廃合の社会学的研究』若林敬子著 お茶の水書房, 1992年2月, 522pp.	1(233)	2000. 3	103-103
坂東里江子	『アフリカの人口と開発』(アジアを見る眼97)早瀬保子著 日本貿易振興会アジア経済研究所, 1999年, 269pp.	2(234)	2000. 6	79-79
加藤久和	『アジアの人口問題』(シリーズ・人口学研究10)石南國, 早瀬保子著 大明堂, 2000年, 234pp.	2(234)	2000. 6	80-80
江崎雄治	『人の移動と近代化ー「日本社会」を読み換えるー』中村牧子著 有信堂, 1999年刊, pp.206+vi	3(235)	2000.10	92-92
小山泰代	Anton Oskamp "Local Housing Market Simulation: A Micro Approach", Amsterdam, Thesis Publishers, 1994, 204pp.	3(235)	2000.10	93-93
河野稠果	阿藤誠『現代人口学 少子高齢社会の基礎知識』日本評論社, 2000年, 267pp.	4(236)	2000.12	110-110
加藤久和	兼清弘之『福祉の社会保障 新訂版』大明堂, 2000年9月, 238pp.	4(236)	2000.12	111-111



## 『人口問題研究』編集委員

### 所外編集委員 (50音順・敬称略)

大淵 寛 中央大学経済学部  
岡崎 陽一 日本大学法学部  
河野 稠果 麗澤大学国際経済学部  
嵯峨座晴夫 早稲田大学人間科学部  
清水 浩昭 日本大学文理学部  
高橋 眞一 神戸大学経済学部  
津谷 典子 慶應義塾大学経済学部  
南條 善治 東北学院大学教養学部  
早瀬 保子 日本貿易振興会アジア経済研究所  
開発研修室  
堀内 四郎 Laboratory of Population  
Rockefeller University

### 所内編集委員

阿藤 誠 所長  
植村 尚史 副所長  
増田 雅暢 総合企画部長  
小島 宏 国際関係部長  
佐藤龍三郎 情報調査分析部長  
西岡 八郎 人口構造研究部長  
高橋 重郷 人口動向研究部長

### 編集幹事

金子 隆一 総合企画部室長  
鈴木 透 国際関係部室長  
白石 紀子 情報調査分析部室長

## 人 口 問 題 研 究

第56巻第4号  
(通巻第236号)

2000年12月31日発行

編 集 者 国立社会保障・人口問題研究所  
発 行 者 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 〒100-0011  
日比谷国際ビル6階  
電話番号：東京(03)3503-1711 内 4432  
F A X：東京(03)3591-4818  
印 刷 者 大和綜合印刷株式会社  
東京都千代田区飯田橋1丁目12番15号  
電話番号：東京(03)3263-5156



## 目次 第56巻第4号(2000年12月刊)

### 特集：少子化と家族・労働政策 その2

結婚・育児の経済コストと出生力

—少子化の経済学的要因に関する一考察—

……………高山憲之・小川 浩・吉田 浩・

有田富美子・金子能宏・小島克久・ 1～ 18

妻の職種別にみた子どもを持つことの経済的損失の違い

……………仙田幸子・樋口美雄・ 19～ 37

「少子化」問題のジェンダー分析 ………目黒依子・西岡八郎・ 38～ 69

### 資料

ドイツにおける無子の広がりとその背景 ……………原 俊彦・ 70～ 87

人口問題審議会の最終総会に寄せて ……………阿藤 誠・ 88～ 93

### 統計

主要国人口の年齢構造に関する主要指標：最新資料 …………… 94～103

主要国女子の年齢別出生率および合計特殊出生率：最新資料 ・104～109

### 書評・紹介

阿藤誠『現代人口学 少子高齢社会の基礎知識』(河野稠果) ・110

兼清弘之『福祉の社会保障 新訂版』(加藤久和) ……………・111

### 研究活動報告

### 第56巻総目次